

ISSN0549-365X

日本経済政策学会編

日本の社会経済システム(続)

—新しいパラダイムの構築—

日本経済政策学会年報XLII

1995



日本経済政策学会編
勁草書房発売

日本経済政策学会編

日本の社会経済システム(続)

——新しいパラダイムの構築——

日本経済政策学会年報XLIII

1995



日本経済政策学会編
勁草書房発売

本年度共通論題

『日本の社会経済システム——新しいパラダイムの構築——』

第五十一回大会の共通論題については、すでに第五十回記念大会の共通論題総括において、同大会の共通論題を引き継ぎ、それをさらに掘り下げるのこととされていた。したがって、われわれに課せられた課題はそれをいかに発展的に継承するかである。

そこで、第五十回大会の総括において今後の課題として指摘された諸問題を考慮し、種々検討した結果、それらを日本の社会経済システムのフレームワークとして取り上げ、掘り下げてみるとした。そのさい、日本の社会経済システムを取り巻く三つの事件の変化を念頭におき、これをサブタイトルとし、全体としては「新しいパラダイムの構築」という副題をつけることにした。三つのサブタイトルとは、

- (一) 国際関係と社会経済システム
- (二) 社会変動と社会経済システム
- (三) 値値観と社会経済システム

であり、これをそのまま共通論題の報告の三本の柱とする。

第一のサブタイトルは、当学会では従来あまり取り上げられてこなかったアジアの動向を中心とした国際環境の視点から、日本の社会経済システムをとらえ直してみようとするものである。第二のサブタイトルについては、産業主義から生活重視への視点の転換、人口の高齢化等の問題の指摘もあったが、日本の政治機構との関係において政策決定システムに論点を絞り、政府と官僚、政治と行政、中央と地方等の問題を論じてみてはどうか、ということに決着した。なお、第二のサブタイトルは漠然としているので、論点を明確にイメージできるサブタイトルにしてはいかがかとの学会本部よりの指摘を受け、最終的には「社会経済の変動と政治システム」とした。第三のサブタイトルは、宗教、教育、文化等の側面からの分析を本格的に取り上げ、日本の社会経済システムの在り方を判断する基準に正面から取り組んでみようという趣旨のものである。

報告者については、従来は原則として当学会の会員の方にお願いすることになっていた。しかし、特に第二と第三のサブタイトルは、その内容が必ずしも当学会の範囲内に収まりきれるものではないので、学会本部の了承を得た上で、この分野については、むしろ意図的に当学会の会員以外の研究者に報告をお願いすることにした。その結果、今回の報告者および討論者は、大変アクセントの効いた、しかも最適のメンバーになったものと喜んでいる。なお、共通論題および報告者の人選については、東京大学植草益教授のご協力を得たことを記して感謝申し上げる。

自由論題については、従来の方針に則り、論点を提示することなく、文字通り自由なテーマのもとに報告を募集した。しかし、共通論題を意識した結果か、または第五十回大会の総括を踏まえての結果か、かなりの数の報告が準共通論題としてまとめた方がよいと思われたので、「市場化政策」、「システム変革の視角」および「価値観と経済政策」の三つの準共通論題のセッションを設けた。それぞれのセッションに各三本、計九本が準共通論題の報告となつた。

自由論題の報告希望は当初、四十五本あつたが、最終的に報告要旨を提出されたのは三十三本であった（準共通論題の分を含む）。これらをすべてプログラムに組み入れ、大会当日に報告して頂くこととした。なお、報告者はできるだけ希望討論者を明記して頂くと、プログラム作成上、参考になる。次回からは、是非、ご協力くださるようお願いする次第である。

当方の不手際にもかかわらず、二日間にわたる大会を大過なく終えることができたことは、会長の野尻先生をはじめ、座長を務めてくださった先生方、報告者、討論者および参加くださったすべての皆様方のご協力のお蔭によるものである。

記して御礼申し上げます。

一九九四年九月

第五十一回全国大会プログラム委員会

目 次	1
本年度共通論題『日本の社会経済システム——新しいパラダイムの構築——』	1
第五十一回全国大会共通論題プログラム委員会	1
〈共通論題〉	
共通論題報告の要約	
総括	
〈準共通論題〉	
ロシア経済の市場化政策の現状と課題	
中国の民営化政策とその問題点	
統一ドイツと旧東欧の政府間関係	
参加型市場経済体制への転換	
日本の社会経済システムとX効率性	
新しい社会経済システム構築の一視点	
——資源分配ルールと公正性基準——	
自由経済社会の倫理的基礎	
——スマスとハイエクに則して——	
加藤 寛孝	50

ポストモダンの経済政策 ······

石田壽朗 ······ 59

近未来の高等教育と経済政策 ······

森田壽一 ······ 63

——二一世紀日本の社会経済システムの一つの柱——

〈自由論題〉

日本の製造業企業の国際競争力と産業組織 ······

明石芳彦 ······ 68

技術非効率として観測されるX非効率 ······

鳥居昭夫 ······ 72

独占禁止法「十八条の二」について ······

増田辰良 ······ 76

価格規制の見直しの方向性 ······

井手秀樹 ······ 81

——プライス・キャップ規制を中心として——

産業政策と研究開発 ······

込江雅彦 ······ 85

公益事業分野におけるデマンドサイドの公共政策 ······

山谷修作 ······ 89

——デマンドサイド・マネジメントの考え方——

金融システムの安定化と金融規制の役割——日本、韓国、台湾の経験 ······

岸真清 ······ 94

新古典派成長モデルにおける付加価値税の帰着 ······

石橋一雄 ······ 99

人為的低金利政策の実効性について ······

家森信善 ······ 104

——社債市場を中心として——

自然失業率の推定に関する試論 ······

——システム推定によるアプローチ——

結婚・出産退職タイミングの規定要因とその政策的含意 ······

西村嘉夫 ······ 108

変質する日本の雇用慣行 ······

小島宏 ······ 112

海洋空間の経済政策 ······

吉田良生 ······ 116

地球温暖化に対応するための省エネルギー型社会／経済構造化へのアプローチ ······

高橋良宣 ······ 120

鈴木利治 ······ 124

地球環境問題と日本の環境ODA ······

鳥飼行博 ······ 128

日本の对外直接投資行動を含むマクロ計量モデル ······

稻川浩一郎夫 ······ 132

——直接投資による経済政策効果の分析——

クロスセクションデータを用いた社会資本の生産性の測定とその評価 ······

奥井克美 ······ 137

フィルタリングと住宅政策 (2) ······

駒井正晶 ······ 142

——クロスセクション分析——

市場機構と日本農業 ······

吉澤昌恭 ······ 151

——産業としての自立は可能か?——

貿易收支不均衡とわが国の輸入拡大政策 ······

安田信之助 ······ 155

台湾の経済発展メカニズムと重化学工業化 ······

朝元照雄 ······ 160

——一九七〇年代を中心にして——

芸術文化への公的支援の根拠

非営利団体 (NPO) としての私大行動

片山泰輔
田中敬文
174

「市民活動セクター」と新しい社会経済システム

椎木哲太郎
179

〈書評〉

丸尾直美著『日本の経済・福祉・環境 総合政策論』

丸谷冷史
184

鉢野正樹著『現代ドイツ経済思想の展開』

越後和典
186

清家篤著『高齢化社会の労働市場』

牛丸聰
188

学年記事

Summary

On the Japanese Economic System

Toshio Uemura
iv
190

専門紹介(英文)

〈共通論題〉

共通論題報告の要約

はじめに

昨年の五〇周年記念大会および本年の共通論題報告の全文は、準共通論題および自由論題の報告の中から選定した優秀論文とあわせて、一冊の書物として刊行されることになっている。そこで、本年の共通論題報告については、報告者の一人である足立が各報告を要約し、それを掲載することになった。

昨年の共通論題、「日本の社会経済システム——二十一世紀に向けての展望——」に引き続き、本年の共通論題は、「日本の社会経済システム——新しいパラダイムの構築——」であって、政治学者と社会学者の参加を得て、テーマのインター・ディンプリナリ化を図したものといえる。報告題目、報告者および予定討論者は左記の通りである。

一、国際関係と社会経済システム

報告者 足立文彦(名古屋大学)
討論者 村上敦(神戸大学)

二、社会経済の変動と政治システム

足立文彦「国際関係と社会経済システム」
報告者 曽根泰教(慶應義塾大学)
討論者 黒川和美(法政大学)

三、価値観と社会経済システム
報告者 富永健一(慶應義塾大学)

討論者 横井弘美(名古屋学院大学)

足立報告は、アジア諸国と日本の経済関係の柱を、援助・貿易・投資の三位一体と考え、これを段階論的に総合した三位一体の経済協力について、一つの規範的見解を示し、アジアとの経済協力関係を通してみた日本の社会経済システムの特徴と問題点を明らかにしたものである。最初に、三位一体の経済協力と発展段階について、試論的な規範的枠組みを提示し、それが戦後日本の成長・発展過程と整合的であることを確認した上で、日本からアジア諸国への経済協力の内容も、三位一体の段階論によって実証的に説明が可能であることを示し、そのような経済協力について、現状と問題点を明らかにする作業を通じて、日本の社会経済システムの特徴と問題点、

改善すべき方向を検討している。

まず、三位一体の経済協力が追求に値する政策目標であることを明らかにするために、アメリカの心理学者エイブラム・マスローの欲求段階論を援用して、戦後日本が短期間に被援助国から援助供与国に転換した歴史の教訓を検討する。

マスローは健康な（自己実現に向かう）人間の成長過程における欲求構造高度化の過程を、生理的欲求→安全欲求→所属と愛の欲求→承認の欲求→自己実現欲求と定式化した。このような個人の欲求構造と整合的な国民的欲求段階は、ベーシック・ヒューマン・ニーズの充足→安全保障体制の確立→国際機関への加盟および国際的協定の遵守→国際社会におけるリーダーシップの發揮と援助供与→国民経済の要素賦存状況と歴史的経験を生かした個性的国際貢献の模索、ということになる。このことは次のような戦後日本の歴史的事実に対応する。

①食糧や原材料の援助を受けて生理的欲求を満たしつつ経済復興に乗り出した。②食糧の増産努力によって食糧の安全保障体制確立に努め、日米安全保障条約によって冷戦下の軍事的安全保障体制を選択し、防衛支出を極力切り詰めて資源を経済成長のために優先的に配分した。③GATT、IMF、OECD、世界銀行などに加盟し、国際社会への復帰と自由貿易体制への参加を図った。④世界が刮目するような高度成長を実現し援助供与国として登場した。⑤平和国家で経済大国・援助大国にふさわしい三位一体の国際協力による個性的国際貢献のビション構築に着手した。

こうした認識から、「日本の歴史的経験は、援助受入国・供与国

ともに、経済社会の発展段階に照応した国民的欲求の発展段階があり、より高次の欲求段階の充足を可能にするような経済関係こそが望ましい関係であることを示唆する」との見解を示している。

また、わが国の経済協力の対象国について、一人当たりGNPの水準を基準とする発展段階が高まるにつれて、経済協力の柱が、基本的に援助から貿易さらに貿易から投資へとシフトし、わが国としても、このような認識に基づく経済協力体制の整備が必要なことが分かると説明している。

以上の準備作業に基づき、経済協力と日本の社会経済システムについて、(1)政府開発援助、(2)NGOによる援助、(3)貿易、(4)投資、の四つの領域に分けて次のように論じている。

(1) 政府開発援助

日本の政府開発援助は、規模は大きいが質は低く、国際社会に評価されるような指導理念に乏しい。強いて理念を求めるすれば、開発中心主義ということになる。もちろん、自助努力を促す開発中心主義も、優れた援助理念である。しかし、日本のような高所得援助国の場合、韓国や台湾のように、ごく最近援助供与国の仲間入りをした国に較べて、最貧困国に対する人道的配慮とか、NGOの援助活動に対する積極的な政府の支援を、援助理念の一環とする努力が求められる。政府開発援助に関連した日本の社会経済システムの特徴と問題点は次の通りである。

①急激な円高ドル表示の援助額は増大したが、援助体制の整備や質の向上には十分な取り組みがなかつた。その一因は、援助に関連した複数省庁のセクションナリズムにある。②援助開始以前の賠償

と政府開発援助を峻別していなかったため、「援助は搾取の贖罪である」とする主張に根拠を与えていた。③贈与比率、グランント・エレメンツ等を基準とする援助の質が劣るのは、援助資金に、一般会計のほかに資金コストのかかる財政投融資の運用部からの借入金を用いていることが原因である。④地理的なアジア中心主義と分野別のインフラ中心主義は、日本の援助がアジアの成長・発展に貢献したことを見示すが、最貧困国が多いアフリカへの援助配分比率の低さは、人道的動機の弱さを物語る。⑤マスコミの「ODA批判」や、「在外日系企業批判」は、取材体制と関係があり、海外から送信される記事の採否を決定する日本側デスクの責任も大きい。

(2) NGOによる援助活動

NGOの活動にはODAの補完およびNGO援助固有の価値の二つの面がある。NGO援助固有の価値として、「生きがい追求の一環としてのボランティア活動への参加は、欲求段階論との関係で、精神的な豊かさを実感できない日本社会の閉塞状況を打破するためにも、特に強調したい」としている。そのようなNGO活動が低調な理由として、①時間的・精神的なゆとりのなさ。②世界システムの相互依存を学習する開発教育の未発達。③官僚主導の「依らしむべし、知らしむべからず」といった態度。④ペブルシティーのある社会貢献（売名のメセナ）には熱心だが、従業員のボランティア活動に対する支援措置（陰徳のメセナ）には不熱心な企業の態度。などの問題が指摘されている。

(3) 貿易

貿易については、生産物の種類とその市場（国内と海外）の視点

から、リーディング・インダストリー転換の理論として産業の発展段階を整理した村上教授の枠組みに依拠して検討している。その際に、国民的欲求段階論と産業構造転換論との間にも、生産者としての、より高級な能力の發揮と、消費者としての、より高級な欲望の充足は表裏一体であり、ここに両者を統合的に扱う手がかりがあるとする。産業構造の転換に伴う生産者としての能力発揮は、農業における土地に縛縛された肉体労働から、軽工業品を生産する低賃金不熟練労働へ、ついで、重化学工業品を生産するための、物的資本を装備した熟練および半熟練労働へ、さらに、先端技術品やサービスを生産するための、人的資本を体化した高賃金熟練労働および頭脳労働へと高次化の途をたどる。他方、消費者としての欲求充足段階は、生理的欲求の充足、非耐久消費財と耐久消費財の消費による生活便益の享受、さらに先端技術品の消費による多様化した個性的欲求の充足、そして、情報、教育、レジャーなどのサービスの消費に至る。生活者・消費者としての人間欲求の充足行動が、生理的・物質的な低次欲求の充足から非物質的・精神的な高次欲求の充足へと転換しているのである。とりわけ、「情報や教育といったサービスは、生産者から消費者へのサービスの移転の後も、情報や知識が生産者から無くなるわけではないから、心理的に、損得勘定を離れて、贈与による移転を容易にするという性質があることに注目したい」という指摘は、産業構造と社会経済システムを考える上でも重要な問題である。具体的な貿易政策上の問題としては、わが国の農業保護政策や、かつて行われていた雇用機会確保のためのタリフ・エスカレーション（加工度の高いものほど関税を高くする）が、極めて反

協力的な政策であり、先進国としての自覚に基づいて、途上国との工業製品輸出に対する輸入の門戸を広げていくことが重要であるとしている。

(4) 投 資

日本企業の直接投資については、「日本企業が直面する諸問題の中には、日本の社会経済システムの特徴と問題点を浮かび上がらせる側面がある」として、文化、教育、家族、職業倫理、企業間関係、生活の質といった視点から、次の六点を指摘している。(1)言語・人種・文化・宗教・同質性の高い高コントロール社会(情報の共有により効率的な相互作用が可能な社会)に生まれ育った日本人は、低コンテキストの多民族社会における経営に不慣れである。(2)学歴主義とエリート意識・高等教育進学率の低い途上国では、男女を問わず高学歴者のエリート意識が強く、日本流の大学での専攻を無視した社内教育による専門技能の養成や、女性の軽視が強い反発を招く。(3)華人パートナーの同族主義的経営と商業資本的性格・合弁経営の場合、華人パートナーの同族主義的経営と、短期の商業利潤を重視する経営姿勢が、従業員を公平に評価し、短期的採算よりも生産体制の確立と長期的利潤の追求を重視する日本側の経営方針と対立する。(4)ジョブ・ホッピングの激しさは、現地経営の大きなマイナス要因となる。しかし、長期安定的な雇用保障と引き換えに、企業に対する全人格的な忠誠を要求する日本の経営は、国際的にみれば極めて異質である。(5)企業間関係と長期安定取引・現地調達を進めようとする日系企業にとって、現地企業と長期安定的な取引関係を

結ぶことは容易でない。その原因として、現地の企業経営者が、親企業との支配從属的な関係を嫌うという事実がある。日本以外の経営風土では、「所有無きコントロール」は容認されないのである。
⑥生活の質に対する関心・日本の経営の平等主義的要素は、現地の企業中心の人間関係、家族生活の希薄さ、などは生活の質を損なう要因であるとみられている。ここで報告者は、「結局のところ、日本人駐在員の意思決定における自律性の低さ、滅私奉公、インシャフト資本主義」にも関連する問題提起を行っている。

二 曽根泰教「社会経済の変動と政治システム」

曾根報告は、一九九〇年代前半の日本経済の特徴を、①短期の在庫循環説、②中期のバブル崩壊説、③長期の成長の終焉説、などの三つのサイクルの諸相として捉え、政治学の立場から、日本型成長モデルの成否と成長のゆくえを論じたものである。

報告者によれば、日本の経済は一流といわれ、経済・経営・技術に対する自信は、国民的なレベルにまで浸透してきた。しかし、バブル崩壊後の日本経済はいささか元気がない。従来の政策手法である金融・財政政策が効果的ではなかったという反省が、政治家・政策当局・経済学者の間で一種の自信喪失をもたらした。

政治の世界では三八年間続いた自民党政権が崩壊し、連立政権が

序形成の解明が必要になり、方法論自体にも転換が迫られることがある。日本の政治も、冷戦の崩壊からそれほど時を待たずして自民党の一党優位による「五五年体制」が崩壊し、政界再編はすでに第

二、第三の段階へ動き始めている。経済においても、日本の経営や「成長型経済」に疑問が提起され、それは平成不況によって、ますます確信されている。そして、組織レベルにおいて、企業ではリエンジニアリング、政治や行政では政党内部の再組織化が緊急の課題となり、行政改革や規制緩和が実行されている。

こうしてみると、国際レベル、国内レベル、組織レベルの三レベルにおいて、新たな秩序再編の動きが盛んに進行していると見ることができる。これを、カオスが三つのレベルでフラクタル構造になっていることができる。すなわち、過去の冷戦期のような確固とした体制が二つ対峙する構造とは違い、秩序の不安定な構造状況が、入れ子のように、三層になっているのである。

ポスト冷戦において「歴史の終焉」を証明することも、また、資本主義の全面的な勝利を明らかにすることも予想されたよりも簡単ではなかった。むしろ、冷戦後の顕著な特徴は、民主化と市場化の流れが基本の方向ではあるとしても、片方では民主化が民族主義的な分離主義を抱え込み、もう一方では、途上国における市場経済への移行が、IMFが考えるように簡単に進まず、先進資本主義

相互間の相違が目立ってきた。

自民党政権の終焉は、政権交代が政策転換をもたらすという前提の議論にとって、格好の実例を提供してくれるはずである。過去は、(1)すでにある秩序の構造解明の他に、(2)秩序崩壊の解明、(3)秩

成り立っている場合が多い。また、自民党政権の下で制度化が進み、それがバターン化していた例も多い。それゆえ、(1)どのような政権下でも共通して観察される日本政治の「変わらざる」部分、(2)自民党政権時代に定着したバターン、そして、(3)政権が変わることによって生じた変化部分は何か、に分けて析出することが必要である。また、変化といつても短期で変わる部分と、将来定着する部分に分ける必要がある。

政策形成の過程を例にとれば、野党に回った自民党族議員の出る幕は少くなり、連立政権になつて政策形成の実際は官僚が取り仕切つて、官僚主導が復活したという声が強い。しかし、連立政権になつてのコメの問題や、政治改革・税制改正をめぐる国会の機能不全、内閣の政策判断の停止を考えれば、日本政治は官僚さえいれば大丈夫という従来の俗説は書き換える必要がある。

また、日本の政策決定での議会の役割、官邸の決定、省庁間対立における有力政治家による調整などを重視する立場にたてば、政権交代によつて単純に官僚が力を増してきただと解釈するわけにはいかない。日本政治を多元主義と解釈する立場の根拠には、政策形成において自民党と官僚の共同作業をあげる例が多かつた。その場合には、連立政権側が新しい共同作業の方式をどのように定着させるのが問題になる。要するに、今後、連立が常態となるとしたら、外国の経験を含めて、連立運営を学ばなければならなくなる。例えば、連立において「正義」を求めるることは難しいという真理を知るべきである。批判を中心とする野党の時の主張と、責任を持たなければならぬ与党の時の主張は異なつてくる。政党の主張の一貫性

治をどう変えたかを考えることが重要である。とりわけ、成長モデルの実態とその変化を、ポスト冷戦期と不況の現実の中で探ることが重要であろう。

一九九〇年代前半の日本経済の特徴はバブル崩壊と不況である。平成不況の原因には三つのサイクルが考えられる。(1)短期の在庫循環説、(2)中期のバブル崩壊説、(3)長期の成長の終焉説などである。長期的に日本経済が完全に成長の終焉に向かっているかどうかは、日本経済の構造、公共政策そのものにとつて極めて重要な問題である。というのも、日本経済のシステムは成長を前提に作り上げられていた部分が多いからである。

もし、ポスト成長が意味することが、ゼロサム社会であるとすると、政治構造は大きく変化するであろう。一般的な政治における政府の役割である(1)分配、(2)再分配、(3)規制の中で、成長による再分配の確保という戦略修正を迫られることになる。行政改革や分権という政策改革に本格的に取り組む必要が出でくる。行政改革や分権というよりも、もっと明確に行政機構のリエンジニアリングが要請される可能性がある。

バブル現象を振り返つてみると、成長との一つの重要な共通点を見いだすことができる。成長経済を続けていく限り、土地と株式が値上がりすると考えるのには、根拠があった。それゆえ、金融の緩和が進んだときに、土地を買い、それを担保にさらに土地や株式を買う行為が現われたのは不思議ではない。

当然のことながら、現在の不況には、中期の波、すなわちバブル崩壊が関係している。それは、過去に政府が行つてきた金融政策と

はどこまで遡るべきなのか、妥協はどこまで容認できるのか、経験を積むしか答えは見いだせないであろう。

政界再編の争点構造をみると、細川連立政権は、①政治改革、②規制緩和、③コメの部分開放、④税制改正、⑤経済改革研究（平岩委員会）など、少なくとも五つの政策課題を同時並行的に追求してきたのであるが、これらの課題が政界再編を中心とする国内政治構造の変動と、ポスト冷戦の文明史的な変動とも無関係でないだけに事態は複雑であった。それを採るために、政党間のゲームとしての政界再編の動きと、争点構造の変化をめぐる有権者の支持構造の変化との関係はどうなるのかという点に注目する必要がある。選挙制度というルールが変わると、政党や政治家の行動が変わり、同時に有権者の投票行動も変わることになる。

今後の政治を決める大きな争点には、冷戦後の文明論的な解釈や、成長の終焉やバブル崩壊後の平成不況が大きく関わってくる。実際に考えられる争点の対立軸は、大きな政府—小さな政府と、イデオロギー（産業主義）—脱イデオロギー（脱産業主義）の二軸を中心に、規制緩和、医療・年金、雇用、税制、消費者重視、分権などが論ぜられるであろう。もし、この構図を三次元にすれば、もう一軸は、国際貢献—一国外主義の対立軸であろう。

すでにみたように、今後の変化は、過去の争点の延長ではありえない。その意味で、清算すべき過去の政治的立場は多いが、次の社会を見るためには、現実の制約条件を探ることも必要なのである。その意味では、ポスト冷戦におきた資本主義同士の対立が日本の市場構造にどのような影響を与えたのか、また、そのような変化が政

三〇兆円にものぼる経済対策が有効でないということにも関係している。

最後に、日本型成長モデルが今後成功するか否かという問い合わせをして、日本型成長モデルそのものにもいくつかの可能性がある。しかし、多くの日本型モデルの特徴は、「成長」を前提としたものである。すでに、この成長モデルの欠陥は、明治以来百年以上の伝統である「西欧に追いつけ追い越せ」という目標とともに、疑問を持たれるようになつたが、バブル経済は、一時的とはいえ、この成長モデルをさらに確信させてしまった。

成長を前提とする経済モデルが行きづまるということは、何を意味するのか。一つの答えは、新しいフロンティアが見いだせるかどうかにかかる。その時の政府の役割は何かについては、ケインズ主義対新自由主義の論争が一方にあり、ケインズ的な失業対策だけではなく、競争基盤となるインフラ構造を作るための投資も政府が行うべきであるという議論がもう一方にある。この後者は、いわゆる日本型モデルを語る時に、避けて通ることができない問題であろう。

三 富永健一「価値観と社会経済システム」

富永報告は、「現在の日本経済がおかれた国際環境の中で、『経済における価値』の問題が非常に重要性を増している」との認識に基づき、「価値観」および「社会経済システム」という二つのキーワードについて、社会学的解説を試みたものである。報告は、「政策論的発言につながり得るような比較的単純化された一連の諸命題を

各節の見出しに用い、それらを連ねていくことによつて議論を組み立てる」というスタイルをとつてゐるので、要約でも各節の見出しがそのまま残すこととした。

(1) 「経済学は経済行為の構成要素としての価値の概念を欠いていた。」

古典派から新古典派にいたる経済学の固有の流れにおいては、経済学の構成要素として「価値」という要因に着目するという問題意識が欠如していた。新古典派のミクロ経済学の場合、無差別曲線の形状を規定する要因の一つとしての嗜好という概念が、価値に当たるが、これは所与とみなされた。新古典派の経済学者達は功利主義的な価値を共有していたから、それについて特に論ずる必要を感じなかつた。

経済行為における価値という問題に最初に着目したのはマックス・ヴューベーの『アロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』であり、そこで使われた「倫理」「精神」「エートス」などの語は行為を動機づけるには方向づける価値にかかる概念である。また、ヴューベーは社会行為の四類型の一つに「価値合理的行為」をあげている。ヴューベーを英語圏にはじめて紹介したペーソンズは、大著『社会的行為の構造』において「主意主義的行為理論」を構想し、その中で価値という概念が中心的位置を占めた。ペーソンズは、功利主義は人間行為の合理性基準を目的一手段関係のみに求め結果、手段選択の合理性(効用の最大化)にだけ関心を集中して、目的そのものの選択基準を説明する原理を何ももたないといつて批判し、マーシャル、バレー、デニルケーム、ヴューベーなどを

の学説研究によつて、これを裏付けた。

日本経済の現実問題に目を転じると、一九六〇年代の高度経済成長以後、日本では価値観の変化ということが唱えられはじめている。集合表象とは日本人が豊かになったことによつて、物質的欲望を中心の価値観から、精神的欲望を重視する方向への変化が起つたという意味であつた。現在ふたたび、生産者視点から生活者視点への価値観の変化が必要である、ということが唱えられはじめている。集合表象としての日本人の価値観の変化という問題を、経済行為に關係づけて考察するためには、合理的選択理論の文脈からこの問題を考えることが適当である。

(2) 「合理的選択理論の狭い限界は突破する必要がある。」

合理的選択理論の広範な普及は、新古典派経済学の理論が、経済学の外に広がつたことを意味する。アロウの社会的選択の理論、ベッカーの教育投資論、オルソンの集合行為論などが先駆的業績であり、経済政策の分野では、ブキャナン-タロックの公共選択論がそれに当たる。経済学の外でも、政治学のダウーンズの民主主義理論、サイモンの経営行動理論、ウィリアムソンの組織理論、などが典型的な新古典派のアプローチを持ち込んだ。哲学ないし倫理学の分野ではローレンズが『正義論』を書いて各方面に大きな影響を与えた。社会学における合理的選択理論の先駆者は、一九六〇年代のホーマンズとプラウの「社会的交換理論」である。その後、コールマンは、社会学の研究対象である非市場的・非貨幣的な相互行為一般について、新しい画期的な行為理論の創造を意図した大著『社会理論の基礎』を発表した。

合理的選択理論は、新古典派経済学のインター-ディシプリンアリー版であるから、市場的交換ではない人間行為を、制約条件のもとでの欲望充足最大化の過程としてモデル化する。その際の特徴的な前提として、方法論的個人主義と行為の合理性の仮定がある。この二つの前提について、富永は「私の行為理論は、方法論的個人主義をとるという意味で、合理的選択理論とあいられないものではない」といふ。他方、行為の合理性仮定については、「私は新古典派経済学の狭い合理的選択理論の枠を突破することをめざす。私は、目的を選択する原理として『価値』という要因を導入することによって、これまで非合理的と思われていた行為が、合理的とみなし得る」ということを示したいと思う」と述べる。

(3) 「日本の経営は」は、ゲイインシャフト価値という観点から特徴づけられる。」

「日本の経営」は、終身雇用、年功序列、企業別組合の三つによつて、従業員との技能や熟練、および労使関係を企業内に封鎖してきた。このような経営方式は企業間の人間の移動を少なくし、使者との相互行為を特定の既知の人々のあいだにのみ限定する。すなわち、従業員関係としても、労使関係としても、社会関係は企業組織の中に封鎖される。パーソンズがテンニーニスの唱えたゲイインシャフト対ゲゼルシャフトという対概念の中味を分析するために用いたペーター変数の用語で、このような企業内の人間関係をあらわすと、いわいが仕事のこと以外にもおよぶという意味で無限定的(diffuse)、特定の人がととのあいだで特別的な関係に入り込むという意味で個別主義的(particularistic)、情緒的な関係をともな

うという意味で感情的(affective)、関係が永続的であるという意味で帰属主義的(ascriptive)、自己都合よりも企業にたいする忠誠が優先するという意味で集合体指向的(collectivity-oriented)、といった特徴を持つ。すなわち、日本の経営が依拠している価値は、ゲイインシャフトのそれであるということができる。

日本の経済界におけるゲイインシャフト形成は、企業内人間関係だけでなく、企業間関係においても系列化された企業グループという形で存在し、系列化に由来する参入機会の制限や取引慣行の封鎖性が日米貿易摩擦の一因であることはよく知られている。

かつて、近代化するわち資本主義化は、ゲイインシャフト的な社会関係と価値を壊し、これをゲゼルシャフト的な社会関係と価値に置き換えることであると考えられてきた。しかし、日本は資本主義を西洋から輸入したが、それにもかかわらずゲイインシャフト的な価値を保持している。その理由は、近代化的進行度は、広義の社会システムの四つのサブシステムごとに、伝播の難易が異なり、日本における近代化的進行は、経済的近代化／政治的近代化／社会的・文化的近代化、という順序になつたためである。

ゲイインシャフト価値が合理的、したがつて近代的でありうるとの観点に立てば、「イエ社会」とか「家」概念といった論理的なフレイクションを用いることなく日本の経営を説明することができる。重要なことは、戦後改革は日本の非近代的な制度を徹底的に解体したが、日本人に固有の価値体系であるゲイインシャフト的価値までも変革することは困難であった、ということである。

問題は、ゲイインシャフト的価値に基づく資本主義、すなわち

ち、ゲマインシャフト資本主義が前近代的で非合理的な資本主義かどうかである。この点について報告者は、「ゲマインシャフトが、働く動機づけを高め、従業員の満足を実現し、その結果高い経済的パフォーマンスを生み出すことができるならば、それは合理性をもつたシステムである、というべきである」と主張する。富永が、合理的選択理論の社会学版から学んだのは、このような合理性の概念の拡張である。

(4) 「社会システムと経済システムは別個のシステムである。」

さてここで経済的行為のシステムである経済システムと、社会的行為のシステムである社会的システムについて、両者の関係を明らかにしておかなければならない。まず社会的行為とは、自我（行為主体）が他者（行為客体）に指向する行為である。経済的行為とは、財とサービスの獲得に指向する行為であり、人に指向する社会的行為とは異なる。ただし、自給自足以外の市場経済における経済的行為、すなわち市場的交換行為は、売り手と買い手を必要とするから社会的行為でもある。しかし、新古典派ミクロ経済学の消費理論では、社会的行為としての側面は完全に捨象される。

重要なことは、資本主義は経済システムを物と貨幣の流れに還元することにより、経済と社会を制度的に分離したということである。資本主義の下では利己心によって動機づけられた競争が中心的なテーマであって、社会的行為の中心テーマである協働は副次的なテーマにすぎない。経済システムは概念的に社会システムから完全に分離されるのである。しかし、現実には経済と社会の制度的分離は不完全であり、「社会経済システム」という表現が現実の世界には

おける両者の融合を示している。かくて新古典派的な概念枠組みの中で考える限り「ゲマインシャフト資本主義」などという概念の入る余地はない。それにもかかわらず、資本主義という概念の中に社会システムとしての要素を入れ、資本主義を社会経済システムとして考える時には「ゲマインシャフト資本主義」という組み合わせが存在しうる。

(5) 「資本主義を動かしている価値は多様であり得る。」

西洋資本主義の精神は功利主義的個人主義の価値として、つまりホモエコノミクスの精神として定式化できる。これに対して、日本の經營によって動かされてきた日本の資本主義はゲマインシャフト資本主義といいあらわすことができる。資本主義とゲマインシャフトの組み合わせは、資本主義という西洋で生まれた経済システムが、西洋からの文化伝播の産物として日本に入り、その際に、文化の項目によつて伝播の難易が異なるという事実によって始まつたのである。

これから二一世紀にかけて、東アジア圏の資本主義が発展をとげるという展望に立つと、経済システムとしての資本主義が、非西洋的な価値を体現する社会システムによって担われる度合いがますます高まることになる。世界には多様な価値によって担われたさまざまな資本主義が発展してくるのである。

そこから報告者は、「日本の經營は、国内および国際的な条件の変化について、たえず熟慮し反省する經營でなければならない」と結論づける。

総括

総括 I

真 錦 隆

真
錦
隆
野
尻
武
敏
〔名古屋大学〕
〔大阪学院大学〕

第五十一回大会の共通論題は、前回のテーマを受け継ぎ、日本の社会経済システムについての論議をさらに発展させることを意図したものである。三名の報告者は、前年の四つの報告を踏まえた上で、広い視野から日本の社会経済システムを論ずるという学会の主旨に応じつつ、それぞれの立場から極めて興味深い持論を展開されている。各論者の立場は、経済学、政治学、社会学とそれぞれ異なっているものの、期せずして経済発展なし経済成長との関連で日本の社会経済システムを考慮しておられるので、この点にしばつて以下の総括を試みた。

第一の足立論文では、段階論のフレームの中で援助・貿易・投資の果たすべき役割を位置づけ、その実践から浮かびあがる日本の社会経済システムの特徴と問題点が検討されている。その際に、社会経済システムの定義については前年の議論を踏襲されているよう

みえるが、今後に予定されている協力受け入れ国との社会経済システムと日本のそれとの比較検討作業においては、論者独自の定義が与えられるものと期待したい。

第二論文の論題である社会経済の変動と政治システムに対し、曾根氏は最近のバブル崩壊と政治改革を切り口とし、ポスト冷戦、バブル崩壊、平成不況の三点から、日本の政治システムが社会経済からいかなる変動を受けているかという問題を論じている。そして、成長を前提に作り上げられてきた日本経済のシステムは、バブル崩壊後の不況において、次の社会についての構想力を必要としていると見る。明治以来の価値観に基づいた日本型成長モデルが行き詰った場合、新しいフロンティアなし新しい市場を見いだせるかどうかが課題になるという結論は、第一論文との接点になつていて。

ついで富永氏は、価値観、経済システム、社会システムを厳密に定義した上で、日本の経済システムの一つの重要な特色となつていい日本の經營が依拠している価値をゲマインシャフトのそれであると規定している。この日本の經營を基礎に、日本経済は六〇年代と八〇年代の経済成長を達成してきたが、今後さらに国際化を進めよ

うとするときに、なお日本の経営は合理性を保持しうるであろうかと問題提起をしている。この点は国際化に伴う諸問題を論じた第一論文に「ハイーバックする一つの道を示している。

バブル崩壊後の不況期に再び円高が進みつつあるが、その過程で価格破壊や産業空洞化に関する論議が盛んになされている。これらを含めて日本経済の国際化に伴う諸問題を総合的に論じなければならぬが、政治学や社会学の観点からなされた問題提起を念頭に置き、二一世紀に向けての展望と新しいパラダイムの構築に取り組むことが、経済政策の研究者にとって重要な緊急の課題であるといえよう。

総括 II

野尻 武敏

(1) 今回も昨年と同じ共通論題のもとで論議を重ねたが、富永会員の表現をかりるなら、昨年はどうやらかといえばユニディシプナリだつたのにたいし、今回はいつそライアンターディシプナリなものとなつた。足立報告は、国際経済関係ことに先進国と後発国との経済関係を援助・貿易・投資の三者を柱に捉え、マスローの欲求発展論を展開した経済段階説を下敷きにして、日本と東アジア諸国の経済関係を浮彫りにするとともに、今日のことと日本の問題点を明示した。

曾根報告では、今日の日本のことと政治のオカスを中心とした政治と経済の関連がさまざま面から例示され、ポスト冷戦の状況として

(3) むろん、これらは各報告の意義を減ずるものではない。それに三つの報告は、それぞれの面から共通の認識を深めることにも貢献した。

第一は国際関係の転換の認識である。

これについては、民族問題の新しい波を含むポスト冷戦の政治力学、それと結ぶ世界経済のグローバル化とリージョナル化、それとともに進む国家主権の相対化などが、さらに重要となるだろう。

第二は価値体系の転換の認識である。

これへの学問的な接近には、価値体系のなんらかの類型化とその歴史的展開のなんらかの定式化が必要になろう。前者については富永報告によつて、後者については足立報告によつて貴重な示唆が提供された。そして、それらをさらに体系的に追求するとなると、やはりどうしても——人と物、人と人、人と時間(変化)といった——人間生活そのものの基本構成に注目していくかざるをえなくなるであろう。

資本主義間の差異の顕在化と高度経済成長の終わりに注意が払われ、今後の政治の争点として大きな政府か小さな政府か、イデオロギーか脱イデオロギーか、一国主義か国際貢献かが前面に出てくるであろうことが指摘された。

富永報告は、最近、価値観の問題が浮上してきた背景を国内的・国際的な諸侧面から明らかにしたのち、価値問題をウェーバーの「価値合理性」に即して考慮しながら日本経済の特質をゲマインシャフト資本主義と規定し、それがこれまでに一定の合理性をもちえたが今後については疑問とした。

(2) いずれも興味ある啓発的な報告だったが、あえて若干のコメントを付するならば、

第一報告については、今日、東アジア経済を考える場合、東アジアの統合問題と米国の対東アジア政策を抜きにはできないだろうが、この角度の議論はなかつた。

第二報告では冷戦後の日本の政情の横断面の分析が主になつたが、「新しいパラダイムの構築」ということになると、もっと時系列的な縦断面の分析も欠かせないのではないか。また、政策実践での政治と経済の絡み合いについては、わけても各種の利益団体(圧力団体)とその動態が重要になるのではないか。

第三報告では「経済学は価値の概念を欠く」といわれるが、どうだろうか。ドイツ経済学は当初から古典派批判にこの問題を取り上げ、精神の問題として詳しくかつ体系的に論じている。また、いわれるところのゲマインシャフト資本主義は日本だけの特色だろうか。もう少し限定が必要ではないか。

ロシア経済の市場化政策の現状と課題

酒井邦雄

（愛知学院大学）

はじめに

ロシア経済の本格的な市場化政策は一九九二年一月から始まった。一九九一年六月に初代ロシア大統領に選出されたエリツィンは、八月のソ連政府首脳のクーデター以後優位に立ち、共産党の解体と独立国家共同体の創設を導いた。エリツィンとガイダルは一九九二年一月からIMFの指導の下にラディカルな経済改革を行った。それは価格の自由化、金融市場の整備、新しい租税政策、為替の自由化、私有化の本格的開始であった。このラディカルな市場化政策の結果は、一九九二年と一九九三年の経済実績を見るかぎり参観たるものであった。生産の低下、ハイパー・インフレーション、所得分配の不平等は、ある程度事前に予想されたが、結果は予想以上に悪かった。本稿ではこの市場化政策がいかなるもので、なぜ失敗したかを述べ、次にロシアへの日本の経済援助と今後の対応について若干検討する。

的な自由化は価格の歪みを修正するよりも、時によっては歪みを拡大する。価格の自由化の結果はハイパーインフレーションであった。一九九一年に対前年比二・六倍であつた消費財価格が一九九二年には前年十二月比で二六倍になつた。しかし一九九四年に入り、インフレーションに関し事態が若干改善し始めた。一九九四年的第一四半期の卸売り価格指数は一五八・一五九%であり、この二年間で最も低い数字であった⁽¹⁾。このような状況で労働者の賃金も年平均で前年比一一・二%、六、一五八ルーブル上昇したが、インフレには追い付かず、しかも遅れて支払われる場合もあった⁽²⁾。

(2) 財政金融政策

ガイドル・チームはマクロ経済の安定を目的にして、そのためには財政の安定が必要であると考えた。彼らは一九九二年初め緊縮財政政策と金融引き締め政策をとった。収入を増加するために、従来の取引税の代りに付加価値税と物品税を導入し、また高率の輸出税も導入した。支出削減のために軍事費、国家投資、社会福祉費を大幅に削減することを決定した。価格の自由化により、それまで人為的に抑制されていた価格が上昇を始め、さらに価格を引き上げることに慣れている独占企業は、価格を引き上げ続けた。価格上昇は需要を減少させ、このため企業は生産を縮小させ、価格を再度引き上げる。企業間の未払い債務の上昇、労働賃金の未払の遅れが生じ、住民の生活水準は低下した。

このような状況下で政府は、七月以降財政を緩め、中央銀行は信用を緩めた。貨幣量の増加は、企業の資金不足を緩和したが、いつのインフレを引き起こした。しかし一九九三年には、金融は比

一 エリツィン＝ガイダル＝IMFの経済改革

長期的に停滞している旧ソ連あるいはロシア経済を蘇らせるためには、市場経済に移行するしかないというのがエリツィン政権と多くの経済学者の一致した意見であった。エリツィンとガイダルはマクロ経済の安定と私有化政策を中心とする市場化政策を開始した。

(1) 価格の自由化

一九九二年一月二日ロシア国内の多くの価格が、エネルギー価格を除いて自由化された。この価格改革の主な目的は、不足の解消と財の市場による配分であった。価格の自由化は生産者のインセンティブを喚起し不足を解消すると考えられた。

また市場による財の配分はより大きな狙いを持っていた。それまでの旧ソ連あるいはロシアにおける資源配分は計画的配分であった。計画当局による財の配分は、価格の歪み、生産の不効率、隠されたインフレ、技術進歩の遅れ等さまざまな問題を引き起こす。この価格の歪みを解消することが、価格の自由化の狙いのひとつであった。しかしロシアの未成熟な市場システムの下では、価格の全面

(3) 私有化

資本主義社会の市場システムの最も基本的な要因は、私的所有と契約の存在である。私的所有に関して「ロシア所有法」が一九九〇年十二月に成立し、「ロシア私有化法」が一九九一年七月にロシア最高会議で承認され、九二年六月に改正された。後者の法律は、私有化プロセスを組織する主体、私有化計画の策定、私有化の方法、私有化の実施過程を規定し、ロシアの私有化の基本法となつた⁽³⁾。

ロシアの私有化を担当する機関は、国有資産管理委員会である。国有資産管理委員会は地方に支部をもつていて、私有化の方法として、(1)公募販売、(2)競売、(3)株式の販売、(4)賃貸された企業の買取りの四形態がある。ロシアの私有化は一九九二年の一月から本格的に始まった。一九九二年一月に七〇の企業が私的所有に移り、一二二の企業が集団的所有に移った。一九九二年全体では、四万六千以上の企業が完全にあるいは一部私的所有に移行した。そのうち、八二%が地方自治体所有の小規模企業であり、五分の四以上は商業とサービスに関係していた。大企業の私有化に関して、連邦所有の企業、共和国とモスクワ等の所有企業のその割合は、それぞれ五%、一三%であった。工業では国有企业が支配的であり、私有化がなかなか進まなかつた⁽⁴⁾。

一九九二年に実施された私有化のための政策として重要な政策は、小切手の全国民への配分である。一九九二年十月一日から一九九三年一月三十一日までに、ロシア国民の九六%に当たるおおよそ

一億四四〇万人がこの小切手を手にいれた。一小切手の名目価値は一万ルーブルである。企業の株式を競売によって配分し、株式の購入資金としてこの小切手が用いられる。これは前述の私有化の方法の第三の形態に対応している。小切手による私有化は、国民全員に私有化の利益を与える、私有化を促進させることを意図していた。小切手の競売は、一九九二年の十二月に始まり、そのとき一八の企業が八地域で売られた。四月までに販売のペースは五八地域の五八二企業に達した。四月の国民投票の後に、小切手競売による私有化は順調に増加し、六月末までに二、六六九の企業に達した(5)。

ロシア統計委員会の資料によれば、一月から十一月までに三万九千の企業が私有化され、私有化の開始からロシアでは八万六千の企業が私有化された(6)。そのうち一九九三年の一ヵ月で株式化で私有化したものが、三一%であり、販売で私有化したものが六九%であった。私有化企業の総数のうち、小売卸売商業企業の割合が三五%，工業が二九%，日常サービスが一八%，建設が九%，外食施設が七%，自動車産業が三%，農業が二%であった。

(4) 経済改革の意義と問題点

経済改革の結果、上述のように生産の低下、ハイパー・インフレの発生、あるいは新しい資産家の発生による階層分化が生じた。この原因をロシアの経済学者はいかに考えているだろうか？アベルキンは経済改革の失敗の原因として、改革実行者達が戦略をもたず、ロシア経済の特性最も近い外国との経済関係の幅、大衆意識の心理とステレオタイプを考慮していないかたと指摘している(7)。ガイドルは急激な改革自体の持つ矛盾を考えている。すなわち改革が形成されつつあることを指摘している(8)。

ロシア経済に市場化システムが根付き始めたことは、市場化の重要な第一歩であるが、市場化の完成までは多くの解決すべきことがある。第一に、独占を解体して競争条件を作り出すことである。実際的な独占禁止法の整備と産業政策が必要である。第二に、銀行システムの整備が緊急に必要である。第三に、価格と品質によって売買される原材料、財市場を整備しなければならない。

二 日本の対ロシア政策

世界の対ロシア支援は、G7の諸国を中心に行われている。IMFは一九九二年に約百億ドルの対ソ支援を発表した。しかしロシアがこの支援のための条件を満たすことができなかつたために、実際にロシアに支援されたのは第一段階の二五億ドルだけだった。

世界銀行の承認された支援は、農業、運輸などの国内産業再建に必要な輸入資金（六億ドル）とロシアの地方自治体の教育・医療援助（十億ドル）である。歐州復興開発銀行の対ロシア支援は、合弁企業への融資が主であり、一九九二年末までに承認した融資件数は、九件、総額で約一・四億ドルである。日本の対ロシア支援は、G7としての支援と同時に日本独自の支援として有償・無償合わせて四六億ドルに上がっている。

冷戦構造の終焉とアジア経済圏の役割の増大によって、新しい世

を首尾良く成功させるためには強い政府が必要であるが、民主主義あるいは市場化政策は、個人および企業の自由と独立を強化することもあり、相対的に政府の力を弱体化させる。したがって弱い政府が、市場化政策を強力にかつ高い制御性をもつて行わなければならぬという困難さをもつ(8)。ペトロコフはロシアにはかつてある程度の民間部門もなく、強力な独占があるので、ショックセラピーはうまくいかないという。シユメレーフはどんなに有名で考え方抜かれた理論であっても、現実との対応関係は薄く、結局改革を成功させるためには常識的な思考モードを持ち改革に積極的に参加することが必要であるという(9)。

こうしてロシアの指導的な経済学者達は、経済改革の失敗の原因をロシアの特性（ロシアの国民性、ロシア経済の特性）を考慮しないで、経済理論をそのまま適用したことに対するものである。しかし一九九二年のロシアでロシアの特性を考慮した経済改革を実施することは不可能であった。第一にノーメンクラツラの力は依然として強く、どのような改革も骨抜きにされたであろう。第二にロシア社会は過去なんらかの統制なくしては秩序を保てなかつたし、現在もその可能性がある(10)。第三に市場が機能するためには、ある程度合理的な企業と家計の行動が必要であるが、ロシアにはそれまで思想の自由も言論の自由も選択の自由もほとんど存在しなかつたといえども、したがつて突然の市場化に国民も組織も適応できなかつた。

さてロシア経済に生じているのはマイナス要因だけではない。シユメレーフは前途の論文で改革のプラスの効果として、貨幣が再び流通し始めたこと、人々の意識が変わり始めたことを指摘している。したがつて突然の市場化に国民も組織も適応できなかつた。この意味でAPEC（アジア太平洋経済開発会議）は今後重要な役割を演じると思われる。APECにロシアの正式なメンバーとしての参加を認めてよいのではないか。また最近ロシアも加盟したCSCCE（全欧安協力会議）の役割もより重要になり、一層の強化が必要であろう。さらにもう一つの重要なことは、アジア・太平洋における多国間の安全保障および政治経済秩序の枠組みを創造する努力を懸命にしていくべきである。極東地域での資源開発や貿易取引では、日本は積極的行動すべきであろう。

結論

エリツィン・ガイダル＝IMFの経済改革は、本格的な市場化政策であつたが、生産の低下、ハイパー・インフレーションを引き起した。ロシアの経済学者は、この原因としてIMF流の改革がロシアの特性を考慮しないで経済理論を適用したことにあると考えている。しかし当時ロシアの特性を考慮して経済政策を行うことは不可能であり、市場に慣れていない国民と組織が市場化政策に適応できなかつたことが、経済改革の失敗の主な理由であるだろう。

さて最近ロシア経済に明るさが見えてきたように思える。初步的とはいえ、市場経済が形成され始め、企業家層が形成され始めた。生産は相変わらず低下し続けているが、インフレーションの鎮静化の兆しがある。このような状況下でロシア経済の安定を確保するためには、ロシア自身の努力と同時に他の先進諸国の経済、技術援助、投

資が必要である。新しい経済、安全保障システムの構築が、必要である。日本のために日本は積極的行動すべきである。

- (一) Т. Дементьева, И. Пикан, "Без Прикрас и Черной Краски", *Экономика и жизнь*, 1994, №. 16, с. 4
(2) Госкомстата России, *Экономика и жизнь*, 1993, №. 4, с. 13. и 1994, №. 6, с. 7.
(3) 『日本語「ロシアノウツバツノソシヤクゼンシキ」』『政治家』(1993年1月号)「九三四年、一四六一一年」
(4) Госкомстата России, Там же, 1994, №. 6, с. 13.
(5) M. Boyko, A. Shleifer and R. Vishny, "The Progress of Russian Privatization" A. Astlund (eds.) *Economic Transformation in Russia*, Pinter Publishers Ltd., 1994, p. 108.
(6) Госкомстата России, Там же, 1994, №. 6, с. 13.
(7) Л. Абалкин, "Размытия О Стратегии и Тактике Экономической Реформы", Там же, сс. 5-6.
(8) Е. Гайдар, "Логика Реформ", Там же, с. 12.
(9) Н. Шмелев, "О Здравом Смысле и Морали в Экономике", Там же, с. 102.
(10) 榎田哲穂「ロシアの政治と経済」『中央公報』(1994年1月号)「ロシアの政治と経済」
(11) ハヤターラハミの論述は、シマカヘニスの氣の効果を、市場化の観察では國家の課題や組織の課題の認識性を強調している。
φ. С. Шагалин, "Рынок Требует Человеческого Участия", *Экономика и жизнь*, 1994, №. 5.

(付記)
本報告に討論者の家本博一助教授、および丹羽春喜教授と数人の先生から貴重なコメントをいただきた。記して感謝します。

中國の民営化政策との問題

小松出
〈慈義林大夢〉

はじめに

「中国の特色を持つ社会主義」建設を掲げておる中国は、九二年の第一回党大会において「社会主義市場経済」の確立と市場経済メカニズムの全面的導入を決定した。社会主義公有制の維持を前提としながら、経済運営に市場メカニズムを導入することで経済活動の効率化を図ることを意図しており、その具体的施策は、七八年以来実施されてこゝへ連の経済改革での諸政策・方針である。本稿は、経済改革のうち、国有大・中型企業の活性化を目的とする企業改革に焦点を置き、その段階的課題を整理することによって本質的問題点を再検討する所である。「社会主義市場経済」を目指す最近の改革動向・方針について、公企業の経営形態問題である民営化政策の観点からの検討を試みる。具体的には、国有企業の法人株式制導入と「企業集團」組織化を民営化政策に位置づけ、その中国的特徴と問題点を明かにしたいのである。

II 経済改革の展開

中国企業改革の基本方針は、国有企業に実質的な經營権を委譲し、私有化するのであり、企業自主権の拡大による企業活力の増

強と企業管理体制の改革、として展開してやった。その展開過程は主な改革課題に応じて四段階に区分されるが、内容的には大きく1段階に分かれることがである。前半段階（一九七八～八六年）では、企業自主権拡大＝「放權讓利（上級管理部門等に集中されていた権利を企業に委譲する）」が中心であり、後半段階（一九八七年～現在）では国有企业を行政的隸属関係から脱却させ、独立した商品生産・経営主体とする、現代的企业制度を確立する事が中心となつている。

企業改革の焦点は、「政企分離」「両権分離」問題であり、各級政府・諸部門の企業の生産・経営活動への行政的介入の排除にあつた。中国の企業管理体制は、独自に形成された「条条・塊塊（縦割り・横割り）」管理体制＝行政的企業管理システムと計画経済命令システムによく、二重の管理体制である。この二重管理体制のうち、中国の国有企业は行政体系の一単位として機能する一方で、各級地方政府と上級部門から行政的に生産・経営活動をコントロールされ、経済原理よりも政治論理が優先する状況にあつた。「政企分離」も、行政的干渉の排除を意図したものであるが、單なる機能面での役割分化であり、企業の経営機能を若干強化したに過ぎなかつた。一方、「両権分離」は国有企业としての所有権とその実際の經營

権を明確に分化し、生産・経営活動の独立性を確立する要求であり、当面の具体的方法は経営請負制の実施であった。また、国有企业の非効率な経営体質、特に損益自己負担をしない体質に対しても、その経営メカニズムの転換が提起され、「全民所有制工業企業經營メカニズム転換条例」（以下「転換条例」と略す）が採択された。

しかし、「転換条例」は「產權（国有企业の財産所有権）問題について不明瞭であり、企業は依然として経営利益責任制の請負単位でしかなく、その損失自己負担等の自己規制メカニズムは機能しないままであった。この欠陥を補つて成立したのが「社会主义市場經濟体制を確立する上での若干の問題についての決定」であった。この中で、法人財産所有権が確立されたことにより、企業の自己規制メカニズムが強化されるとともに、「產權」の譲渡や資金調達も可能となり、株式制試行がより推進される状況となつた。「產權」問題を処理するために、八八年に国家国有资产管理局が正式に成立した。

三 民営化政策と株式会社制

中国の経済改革は、社会主义計画経済システムへの市場メカニズムの導入過程であるとともに、一貫して課題であった「政企分離」「兩權分離」問題である。企業の生産・経営活動への行政的管理・干渉システムからの脱却過程と位置づけることができよう。その意味では、中国経済改革も「經濟全体の効率をあげるために市場メカニズムを重視し、國家の経済・社会に対する関与を縮減すること」を目指しており、「privatization（民活・民間化）」概念の範疇

なつてゐる。

株式会社への再編手続きとしては、国有企业の「產權」の確定・評価が必要となる。企業「產權」概念は、狭義の所有権と分離した部分或いは経営権の全てを指しており、企業所有権とそれに含まれる財産占有権・支配権・利益分配権が移転する「企業所有権の移転」と財産所有権以外の権限、すなわち占有権・支配権・使用権・利益分配権等が移転する「経営権の移転」の場合とがある。中国の現段階での「產權」移転・譲渡は基本的に後者のケースであり、現状の国有化解除は「所有権の移転」段階ではなく、「経営権の移転・譲渡」が実施されているにしか過ぎない。しかし、国有化解除をより広義に「公企業の経営形態の変更」として捉えると、公共法人の株式会社形態公企業への変更（特殊会社化）、公共法人が民間所有の認可法人への組織変更（認可法人化）、公共法人及び株式会社形態公企業の私企業への組織変更（完全民営化）、が含まれることとなる。一方、業績の悪い小規模国有企业に対しては、競売・入札等による国有化解除の実施と合併・リースを通じての国有化解除と「経営権の転換」が広範に実施されている。かように、中国の民営化での国有化解除は、国有企业大・中型企業に対しては「特殊会社」化の方向で、小規模企業レベルにはより完全民営化に近い形態が実施されている、といえよう。

四 民営化政策と「企業集團」

中国の市場経済は胎動期にあり、市場参入規制の撤廃や企業分割等によって競争促進を図る自由化を実施する段階ではない。当面の

に属するといえよう。一般的には「民営化」はより具体的に、「公企業の經營形態問題」として用いられている。民営化の方法としては、政府保有の株式や資産を民間に売却することで所有権の移転が行われる、国有化解除（Denationalization）と、法的に新規参入規制がなされたいた領域に新規参入を認める、自由化（Liberalization）とがある。

民営化の目的としては、政府コントロールの排除、企業性の付与、競争の促進、の三点が含まれるが、各々中国の企業改革で課題としてきている「政企分離」「兩權分離」問題、経営メカニズム転換、法人株式会社制化、の本質的目的と合致している。よつて、七八年以降の経済改革は広義の「民営化」範疇として捉えられるが、狭義の「民営化」とその政策としては、社会主义市場経済論にもとづく市場メカニズムの積極的全面導入を提起した、九二年中共第一回大会以降の経営メカニズム転換と現代的企业制度の確立に関する諸政策を位置づけることができよう。

国有化解除による法人会社形態として、株式を発行しない有限責任会社と株式を発行する株式有限会社とが提起されている。後者にはさらに、上場株式会社と特定の企業法人や当該企業従業員に株式を引き受けさせる非上場株式会社とがある。九三年末段階で、株式会社の累計総数は一万三千余社、上場企業数一二二社、株式総額二、〇八六・三三億元に達している。また、海外市場上場企業六社、募集資金は二、七二八億H\$に達している。上海・深圳の両証券取引所の合計上場銘柄は二二五種で、各々一三種（うちA株一〇一種、B株一二種、九二種（うちA株七三種、B株一九種）と

自由化の施策としては、自由な競争環境の整備と競争主体の形成・育成が位置づけられよう。国有企业の法人株式制化の基本方針自体が競争主体の形成であるが、ここでは市場競争を促進する牽引車的存在として、生産能力と経済効率向上のために組織化・集団化された企業間結合形式を取り上げたい。

企業の組織化は二重管理体制を越えて、直接的に企業が経済的結合を図る「横向き経済連合」化として推進される一方、基幹・基礎産業への傾斜的産業政策により「行政性公司」という、部門系列化による企業連合・集団が形成された。現在提起されている「企業集団」は、概念的には日本の「企業グループ」に近い、核心企業を中心とする関連会社による経営統一化であり、九一年の調査では、二五省市区で一千社以上形成されている。そのうち、核心企業が中規模以上で緊密層企業数が十社以上の「企業集団」は一七〇社であった。

中国の自動車産業は八〇年段階で、全産業労働者数三五万人、年産一八万台と二五億元の部品生産能力であった。チベットと寧夏以外の全国各省市に一・四個の製造工場が設置されていたが、年産一千台以下のものが八〇企業もあり、総じて生産規模は小さく、重複建設と資金分散から経済効率の低い状況であった。こうした状況下で、東風自動車集団は、八一年に第二自動車工場に南方の八自動車企業が参加して「東風自動車連合公司」を形成した後、八四年に「東風自動車集団」公司として設立が認可されている。八七年に国家計画單列となり、最近では「產權」授権經營を試行している。九一年末時点では、集団構成企業総数は三一六企業となり、二八省市区

と一四の産業部門に跨っている。集団の構成は、東風自動車連合公司を中心企業に、緊密層企業（子会社・支配企業）一七企業、半緊密層企業（合資・株式参加企業の関連企業）三七企業、緩やかな連合層企業（契約的な関連企業）二六一企業、で構成されている。また、下請制も発展しており、緩やかな連合層企業の傘下に約一、四〇〇社の下請企業が組織化されている。

この「企業集団」の事例では、集団自体の発展だけではなく、その各層構成企業の該地における諸関連企業に与えている経済効果も極めて大きいことが指摘できる。一方、中国経済の需要超過状況下においては、効率的な資源配分を達成するには企業の組織化も一定の効果があるが、市場競争の促進効果については現状では明確ではない。

五 おわりに

中国の現代的企业制度確立への諸施策を民営化政策として捉えて考察をしたが、政策上は極めて緩慢な民営化の進度にあるといえよう。株式会社化についても、多くの国有企业に対しては有限责任会社化への再編が奨励されており、国有化解除の観点からしても、現段階は「所有権の移転」ではなく、「経営権の転換・譲渡」として実施されているにしか過ぎない。しかし、国有企业から「特殊会社」形態への経営形態転換であっても企業性は増加しており、確實に国有企业の性格は転換している。また、国家株を減少させることで、有限責任会社を「民間委託」形態へと転換させることも可能である。

一方、「企業集団」化の促進は、中国では特定の産業分野では計画経済に依存する傾向と必要性が未だに強いことを示している。また、「企業集団」の計画單列化は、「企業集団」の発展が及ぼす経済波及効果からも評価すべきであろう。一方、「企業集団」の発展促進により、二重管理体制が強化される状況もでている。

中国经济の現状は未だ市場メカニズムと計画経済システムの混在した段階にあるが、実態としての民営化は諸政策に先行して実質的に進展しており、確実に民営化の方向に進んでいるといえよう。

主要参考文献

- [1] 松原聰（一九九一），『民営化と規制緩和』（日本評論社）。
- [2] 劉國光・周桂英編（一九九一），『中國改革全書・工業企業体制改革』（大連出版社）。
- [3] 野村宗訓（一九九三），『民営化政策と市場経済』（税務経理協会）。
- [4] 小西唯雄編（一九九〇），『産業組織論の新展開』（名古屋大学出版会）。
- [5] 楠草益（一九九一），『公的規制の経済学』（筑摩書房）。
- [6] 王慧炳他編（一九九一），『中國中長期産業政策』（中国財政経済出版社）。

（付記）

報告に対し、討論者の麗澤大学谷口洋志先生、座長の中央大学五井一男先生及びフロアーリーの先生から有益かつ貴重なご指摘を頂きました。ここに記して深く感謝を申し上げます。

統一ドイツと旧東欧の政府間関係

山田誠

（鹿児島大学）

次のようになろう。

わが国の経済学界は一九八九年以降に展開している旧社会主義国の体制転換・移行に強い関心を寄せていている。その場合に、日本の移行期分析の多くは、もっぱら民営化を中心とした民間経済の創出・再整備に集中している。今回の体制転換が効率的な資本主義経済を目指したものである以上、この種の研究が多いのは当然であるが、移行期論としては、一面的な考察に陥っている感がある。というのも、それらの研究がほぼ一致して認めるように、民営化は長期に及ぶプロセスとならざるをえないからである。

もしそれを認めるならば、本来の移行期の中心的な課題とは、国内の利用可能な経済的資源が極端に減少しているという制約の下で、いかにして国民经济を持続的な発展経路に乗せるか、である。この面に直接のかつ最大の影響力を發揮するのは、機能を大幅に縮小しているとはいえ、一般政府部門の財政である。ボーランドのコウオトコ（一九九四年四月二十九日に大蔵大臣に就任）は、この間、経済の安定と成長に寄与する財政戦略の追求という観点から相次いで論文を発表している。彼は一貫して、ショック・セラピーを厳しく批判する立場をとってきた。彼の主張を一言で要約すれば

（ショック・セラピーは、各種の特殊要因が重なり合って、一時的には財政均衡を、場合によっては財政黒字さえももたらすが、その措置が強力であればあるほど、やがて耐え難いほどの大赤字を累積させる。その結果、あたたび継続的なプロセスとして「健全財政への復帰」が不可避の道となるが、事態の改善は、「持続可能な成長経路」に照応した歩調でしか進まない。それゆえ、移行経済の国々は、長い将来にわたって累積公債と緊張に満ちた財政運営に悩み続けるしかない。その困難の少なからぬ部分は、この間の誤った短期のマクロ均衡策が生み出したとして、当初から、ある程度の赤字財政を組み込んだ（必然的に、二桁前後のインフレーションをも伴う）緩やかな移行戦略を提起する。

この時、彼の扱う論点は、微妙なバランスを操作する中央政府の財政運営にある。しかし、そうした議論の範囲設定は、移行戦略論としては狭すぎるのではないか。ショック・セラピーを批判するコウオトコもアメリカ型の財政理論の枠組みにとらわれて、政府部門全体の役割の再吟味を回避しているように見える。むしろ、移行期の戦略としては、視野を広げて現実の政府部門が担っている活動全体を検討すべきであろう。そうすれば、地方自治体が演じて

いる重要な役割、とりわけ所有者機能の拡充という事実が取り出される。この現象を社会主義経済からの転換の不徹底さと批判するのではなく、そこにスマートな移行戦略の手がかりを見るというのが私の主張である。この主張に到達する契機は、旧東ドイツ地域の自治体との比較にあった。

二

東西ドイツの統一は突然的な出来事であったために、統一直後の財政調整は、東と西で別々に行なわれた。統一国家条約によれば、一九九五年からは単一の制度を施行する決まりになっている。

新しい財政調整を定めた法律は、一九九三年五月に議会を通過した。この新しい連邦・州財政関係の内容と性格は、参考文献「統一ドイツの新財政関係と体制移行期の政府部門」に譲る。ここでは、新財政調整の方式作りに際して、与件とされた旧東ドイツ地域の経済状況と、そこで州政府・自治体の役割についてのみ言及する。旧東ドイツは、移行方式の上からは、もっとも厳格に、ある種のショック・セラピーを適用した例にあたる。それがもたらした経済実績を旧東欧諸国と比較すれば、確かに消費者物価は、激しいハイパー・インフレーションに見舞われた東欧諸国よりも一段に良好な成果を上げている。そして、国内総生産も一九九二年からプラスに転じている。とはいっても、一九九〇・九一年でGDPが六割強まで低下し、経済活動を主要に支える工業生産は、わずか一年の間に三分の一の水準まで落込んだ。最近は、ようやく極端に低いレベルから、ある程度の回復過程にあるにすぎない。

リック両氏は、ようやく一九九三年春にいくつかの旧社会主義国について地方財政比較のリポートを発表した。

社会主義国家を全面的に作り替える際に、世界銀行、IMFなど強力な要請があつたせいか、中央政府の編成は各國ともかなり類似したものになつていて、この時、中央・地方関係に眼を移せば、収入面でも支出権限の面でも大きなばらつきがある。とはいっても、旧東欧の地方財政の活動からは、注目すべき二つの共通性が取り出せる。一つには、財政赤字をあまり発生させていない。これは、ほとんどの中央政府がGDPの五ペーセントを大きく上回る規模の財政赤字に苦しんでいるのと対比すれば、驚くべきことである。二つめは、地方政府が社会主義時代の国家と類似して大きな経済的な機能を備えていることである。こうした特質の旧東欧の地方財政が発揮している機能を、ハンガリーについて検討した結果を整理すれば、次のように言える。

ハンガリーの自治体は、幅広いサービス提供の権限を認められており、収入は中央政府に依存するタイプに属する。制度面から見れば、ハンガリーは、旧東欧の中でも最も徹底して中央・地方の政府間関係を変革した国である。財政運営の際だった特徴は、収入編成にある。それは、この間の収入面での制度改革にもかかわらず、個人所得税の自治体譲り分と中央政府からの財政援助とを合わせた比率が、ほぼ六割強できわめて安定している点である。いかえると、両収入の間には代替関係が存在している（減少する個人所得税と増大する財政援助）。この財政援助は、財政力の弱い農村地

旧東ドイツの体制移行の場合、市場経済への早期移行という目標を掲げて、旧国営企業の一元的管理を任せられた信託公社がド拉斯ティックに民営化を追求した。そのために、民営化開始の直後から、事实上の失業者が百万人をはるかに越える規模で発生した。この時、行財政活動は、その民営化よりも早いスピードで西側の仕組みに適合する必要があった。経済社会全体の管理者であり、企業の所有者でもあった社会主義の国家を、いきなり、資本主義社会の一般政府に切り替えることが求められた。

西側なみの一般政府になってしまえば、大量の失業者が地元に発生してしまう、州や自治体は、企業誘致のための公社の設置とか、連邦・州の補助金を得て、一時的な就業機会を与える雇用創出事業の実施くらいしかできない。結局、旧東ドイツ地域は、経済再建の目途は立たないままに、西からの財政移転に依存して、人々の生活水準だけ体制転換の前よりも向上させている。州や自治体は、流れ込んでくる資金の单なる配分機關の役割に終っている。この時、法制度上では自治団体に改編されても、役所の職員はほとんど入れ替わっていない。事实上、外から与えられた「運用制度の転換」は、住民にとって市場経済に照應した自己責任・自発性を身につける機会とはなっていない。

三

それでは、旧東ドイツに比べて、旧東欧諸国の地方政府はどのように可能性を備えているであろうか。この面での研究はたいへん遅れている。世界銀行の下で精力的に調査を続けているペード、ウォ

域の小規模市町村に対する財源保障の役割を担っている。それで、移行経済にとって決定的に重要な大都市地域はどうするのか。実は、中央政府は、自治体に各種の資産（住宅、土地、公益事業、種々の中小企業）を譲渡している。それらの資産の活用を求めるのである。

要するに、大都市を中心とする経済活動の活発な地域の自治体は、自己所有の事業体を利用して収入を調達し、経済活動が盛んでない自治体は、中央政府からの財政援助で一定水準の財政活動を確保する、という資金配分の構図が浮かび上がる。これは、旧東ドイツの州や自治体とは対照的なあり方といえよう。中央政府の手当できる資金が強く制約されている状況では、その資金を、中央の援助にしか頼れない自治団体に集中せざるをえない。残りの自治団体には、自己的才覚で必要な資金を調達させる。そのため、自治体が社会主義時代よりも所有者機能を強めてよい。旧東ドイツの場合には、当座のやりくりのために原則を踏みにじる財政運営は、全く考えられない。ハンガリーの中央政府にすれば、そんな原則論を振り回している余裕など無い。必要にかられてのつじつま合わせによって、自治体の收支は、大きくバランスを崩さずに行なんでいる。

報告の主張をまとめよう。地方自治体は、住民に近い存在であるため、体制移行のような混乱期には重要な社会の安定化機能を担う。この点は、どの国も共通している。しかしながら、移行経済の中での経済的な役割分担に関しては、国ごとに大きな選択の幅が認

められる。ある種のショック・セラピーで、超スピードの市場経済の確立を目指す旧東ドイツの場合、州や自治体は、一般政府の役割遂行に限定されている。一方、ハンガリーにあっては、財政的な余裕が無いために、自治体は経済面でも重要な機能を担わざるをえない。ハンガリーの実情は、市場中心の経済理論からみれば、一見無原則的に見える。けれども、社会的摩擦をできるだけ軽減しながら、長期に市場経済を確立する立場に立てば、それは、むしろ移行期の経済戦略として理にかなっている。それ自体としては何の変哲もない移行戦略が、効率的な市場経済の即時的な確立というイデオロギーが支配している下では、強い非難の対象となるところに過渡期の混乱状況が読み取れるようと思われる。

大会当日は、私のあいまいな報告のために、予定討論者の福田敏浩教授（滋賀大学）にご迷惑をおかけした。にもかかわらず、教授からはいくつかの興味ある論点を提起していただいた。今後の課題としたい。

参考文献

住谷・工藤・山田編『ドイツ統一と東欧変革』ミネルヴァ書房、一九九二年。

山田誠「体制転換後の民営化の課題」『鹿児島大学』経済学論集』三八号。

山田誠「統一ドイツの新財政関係と体制移行期の政府間関係」『鹿児島大学』経済学論集』三九号。

参加型市場経済体制への転換

飯 尾 要

（大阪経済大学）

いま、産業と経営の制御権をめぐって、十九・二〇世紀からひきつづいてきた産業社会のシステムが、根底から変わろうとしている。「東」の体制が激しい変革の嵐をうけたのも、その現れの一つである。「西」の産業・経営の体制も変革期にさしかかっていることには気づかねばならない。経済・経営のパラダイム変革が求められている。方向は、「参加型市場経済」体制への転換である。

日本の社会・経済システムの転換も基礎的にはこの方向に立たねばならないだろう。もはやその状況は、われわれにとって、理論的把握の深化だけではなく、具体的な政策提起の必要を迫っている。本論も、これに応えようとする一つである。

II 二一世紀情報技術革命による一九・二〇世紀型ヒエラルヒー社会の崩壊

この変革の基盤にはなにがあるのか。技術の大きな変革はかならず社会システムの変革を生む、という事実である。

今日の経営における「資本」によるトップ・ダウン・コントロー

ル型組織（ヒエラルヒー、ピラミッド型）は、産業革命の時に確立したものである。単純協業やマニュファクチャの状態ではまだ残っていた熟練・半熟練手工業労働者の地位は、産業革命・機械化によって大きく変わる。婦人・年少労働者を中心とする単純労働者が急速に増大し一般化した。当時のイギリスの、ある中心工業地帯で男子成人労働者は二〇%に満たない。字が書け計算ができる者が全体の三〇%ぐらいである。このようななかで、工場全体としては機械に沿って高度に作動せねばならない。そこで、「上」の者が「一から八まで」細かく指揮するトップ・ダウン・コントロール型システムが生まれた。これが二〇世紀のテーラー、フォードのシステムにひきつがれ、ヒエラルヒー型管理社会の枠組みがつくられた。

しかし、いま、新しい情報・技術革命の歴史的インパクトによって、この一九・二〇世紀型ヒエラルヒーが崩れ去ろうとしている。今日、情報技術革命にともない、労働プロセスのありかたは産業革命以来のものとは根本から変わりつつある。一般労働の知的化、知的労働の一般化が、産業のほとんど全分野で進行しつつある。

(1) 単純労働の削減、(2) 労働におけるシステム性の強化、(3) 組織情報の共有という構造が、労働プロセスの変化として進む。その結果、すべての労働者が組織情報にアクセスし、プロセスのシステム

性を發揮するため、十分な一般的・工学的・管理的知識と、十分な情報と決定能力をもつことが要請されてくる。これが、今日さまである形と経路を通じて進行しつゝある一般労働者の知的・情報的水準の上昇である。

また、通信革新による情報ストックの分散化、情報発信源の分散化も一般労働者の知的・情報的水準を上昇させた。

今日の一般の労働者は、もはやかつての産業革命の頃や、ティラボフ（S. Zuboff）が言つたように、「管理する者と管理される者との境界を規定した分岐そのものが消えていく」ほどだ。一般労働者の知的水準が上昇しつゝある。

この、労働者の知的・情報的水準の上昇という条件の中で、かつての産業革命の頃や、ティラー、フォードの頃と同じヒエラルヒー型経営支配のシステムを続けるのは、どの面から考えても無理になると。これは、もう「議論」の問題ではなくて「現実」の問題である。これが、一九七〇年代後半からヨーロッパに拡大してきた「労働者参加」、もしくは「経営の意思決定における労働者参加」(workers' participation in decision-making within undertakings)-workplace democracy-corporate democracyの動向である。これは六〇年代にみられた、単なる職場自律グループ的な「産業民主化」や「社会技術的実験」とは異なるものとして、大きな意味をもつてゐる。この workplace は、あとでもみるよう、単なる「職場」よりも広い意味をもつていて、われわれは、これを「経営民主主義」と訳そう。

やまいろみられた「東」の変革も、その集権主義的体制が時代の現実に合わず崩壊したのであり、一九・二〇世紀型ヒエラルヒー・システムの崩壊の一つであるとみなければならない。このことにについては、さきに小著『変革期の社会と技術』(文献(2))で、くわしく論じたので、ここでは述べない。いま、ここで言いたいのは、「西」においても、同様に「ヒエラルヒー型システムの変革」に迫られているということである。

三 労働者参加権、社会的対話、参加型市場経済

労働者参加権は、スウェーデン、ドイツを中心に関連的労働組合、社会民主党のイニシアティブで起きて、広くヨーロッパ、カナダ、オーストラリアなどの各国で法制・制度化された。

スウェーデンの「共同決定法」(一九七七年)は、労働関係だけではなく、広く「その他の経営諸活動 (the activities of the business in other respects)」にかかる諸事項に関する、労働者の共同決定の権利 (三三一条) を明記している。労働組合は、あらゆるレベルでの経営決定の全範囲についての団体交渉権をもつ。経営計画、人事政策、技術・投資計画など重要な問題にせよ、経営者は単独決定できず、労働側はこれを事前交渉して協定をとり得る権利をもつ。この法律は法的基礎を提供するものであり、その共同決定の実行は各労使間における团体協約により完成される。いま公的部門では全面的に完全実施である。銀行・保険部門では組織計画、人事・合併、予算について完全実施。一般民間部門でも技術導入、作業組織について労働者の共同決定権が協約されている。

ドイツでは、「共同決定法」(一九七六年)が、従業員一千人以上の企業において、監査役会(経営の最高機関)に五〇%の労働者代表議席が得られることを決めた。監査役会の規模に応じて、労働側の議席の三分の一、十分の三、四分の一を開運する全国労働組合の機関代表によって占めることができる。ただ監査役会議長は資本家代表から選ばれ、可否同数のときは議長が一票をもつなどの弱点はあるが、ドイツにおける多くのアンケートや調査はこの法律が他の法律と複合作用して「労働者利益の増大」「経営者支配の制限」に効果をあげていることを示している(マッハーン社会科学研究所報告)。このほか多くの国において、内容的には上述と同方向の労働者参加がさまざまに形で進行しており、ヨーロッパ労働改善研究所(EFLWC)が、ヨーロッパ十二か国で行った調査(一九八八年)などを基礎にみれば、状況は次の通りである。

A 労働者の情報権、事前協議権、参加権(共同決定権)ともに

かなり実現されているグループ

スウェーデン、デンマーク

オーストリア、ベルギー、オランダ、アイルランド、ノルウェー、そして、オーストラリア、カナダ

B 情報権、事前協議権をかなり実現し、参加権に向かっている

グループ

フランス、イギリス、イタリア、スペイン

このままの状況を基盤に、一九八九年一二月、EC(ヨーロッパ共同体)理事会は、イギリス・サッチャー首相の反対を押し切って

十一か国の賛成で「EC社会権憲章」(正式名：基本的な社会的権利に関する共同体憲章、Community Charter of Fundamental Social Rights)を制定した。それでは、第一章に「労働者の、情報、協議および参加への権利」の項が設けられ、今後「加盟国で効力をもつ法律、協約、慣習を考慮しつゝ、労働者の情報取得、協議、参加を妥当な方針に沿つて発展させねばならない」と明記された。この方針に沿つて、「ヨーロッパ会社法・付属・労働者参加指令(案)」が一九八九年に作られ審議中である。「ヨーロッパ会社法」とは、統一ヨーロッパ市場にまたがる新会社「ヨーロッパ会社」の登録にかかる法律で、EC(EU)加盟国の統一会社法としての性格をもつ。その本規則とセットになっている「参加指令」の原案では、つきのいずれかの条件を満たさない限り、「会社」として登録できないことになつていて。

(1) 監査役会または取締役会(いずれか最高機関)の三分の一か

い十分の一のメンバーは労働者または労働者代表により選出される。また、その全メンバーは労働者または労働者代表が異議申し立て権をもつという形で共同選出される。

(2) 会社の労働者を代表する組織体を構成し、その組織が前項の管理機関における労働者代表と同様の、経営事項全般について

の情報権、事前協議権をもつ。

(3) 労働協約によつて、労働者またはその代表が前項と同様の情報権、事前協議権をもつ。

これは、日常業務管理への「参加」ではなく、「企業戦略の展開などの管理(supervision)」への参加であると明記されている。

それは「経営権への介入の権利」(マカノ、テラロッカ)であり、「経営における権力の再配分」(ストラスクリード大、ラムゼイ)である。この付属指令案は審議中だが、九一年の改正案も原案の方向に沿っている。欧州委員会(旧 EEC 委員会)はイギリスを除く十一か国での方向に沿う措置を九四年内にすすめようとしている。(日本経済新聞、九四年二月十七日)。日本ならずして、日本の進出企業約数十社がその適用をうかがふこととなる。

この「改革」の方向は、EU では、「社会的対話 (social dialogue)」となるが、その説明にあたって、ヨーロッパ委員長は、「やがて大切なものは、労働のゆき権利 (les droits du travail) である」といっている(八九年十一月、ヨーロッパ・ムーランベーの講演)。これば、一八四八年の革命時からあることばで、いわゆる「働く権利 (les droits au travail)」と違ひ、「労働が、生産過程にたいしてもつ制御権」となることである。そこには「経営は資本と労働によって成り立つとすれば、すくなくとも労働は経営に関じて資本と同等の権利を分有すべきである」という経営民主主義の思想が表現されてくる。

すなはち、いじりだば、資本とそれを代表する経営者だけが経営権をもつたこれまでの市場経済とは異なって、労働者もその経営制御権をもつ市場経済、「参加型市場経済 (participatory market economy)」への転移・転換が展望されてゐるのである。

四 経営情報化、参加型経営、消費者の変化

このような動きと並行して現れてきているのが、経営情報化によるのような動きと並行して現れてきているのが、経営情報化によ

これまでのシエラルヒー型が適合しなくなり、ピア・ツー・ピア・ネットワーク・キングダムへの変革がいわゆる「体制内からの変動」として問題となつてゐるのであり、前述の workplace democracy を生む情勢がかなりに現実性を含んだものであることを示唆している。これらの動きが結合して、大きな変革を予感せらるゝあらんじえよう。

また、そこでは、情報革命のなかで消費者においても情報的・知識的水準が上昇し、企業と消費者の関係もかつて「寡占支配の源泉としての大衆の無知」(T・シットフスキ)といわれたような状況とは変わつゝある。消費者も市場にたいして受動的なありかたから、生産者の VOICE を能動的に反映する能力をもつつある。

これが結合して、少数の制御者(「財界」)による「支配・集権」型市場経済から、労働者・消費者・市民による「参加型市場経済」への移行・改革が展望される。それは、「資本による制御」としてのこれまでの「資本主義市場経済」ではない。企業は「労働者・経営者・出資者・消費者」の決定共同体であるというパラダイムに立つ。「利潤」と「成長」は「第一目標」ではなく「制約条件」になる。目標は「持続的生活としてのニーズの充足」である。

なお、今日のニーズの多様化のなかで、保健・医療、リクリューーション、福祉サービス、環境整備、教育・文化サービスなど多面的な分野において、公的セクター、いわゆる公・民複合セクター、また市民的な事業体活動(市民資本)などの重要性も依然として高い。そのような状況の中で、国から地方自治体にいたる公的機関に対する「市民参加」を圧倒的に拡大することがわが国の急務であ

もなら「参加型経営」への動き、発言である。これは、「経営学」の側から、また、先進的な経営者や中堅幹部などから「今日の情報技術変革のなかで経営活動を有効に展開するためには、仕事の組織を旧来のシエラルヒー型から転換せねばならない」という形で現れできてゐるものである。

経営における情報化は、五〇年代の ADP (自動データ処理)、I DP (統合データ処理)、六〇—七〇年代の MIS (経営情報システム)、DSS (意思決定支援システム) などから、八〇年代の統合 OS (統合オフィス・システム)、SIS (戦略的情報システム) などに移った。それは、集中処理型から分散統合処理、並列処理、ネットワーク化への移行である。そこでは、情報の「透過性」(transparency: 互いの情報の所在する位置を知らなくてもそれらに自由に並列的にアクセスできる性質) と、各ポイントの自律・分散・強調システムが追求される。

このようなシステムを現実化し効果的に設計・運用するためには「管理組織」のありかたそのものが大きく変わらねばならない。ハーベード大のクインミルズ(D. Quinn Mills)が「シエラルヒーは死んだ」などといふのがそれである。MIT の経営学グループのスコットモートン(M. S. Scott Morton)、SAS 社長のカールソン(J. Carlson)ほか、わが国でも経営情報学界、システム・シンジニアなどから、これまでのシエラルヒー型を脱皮した「参加型経営」への発言が増大しつゝある。これは、現実に進行しつゝある経営情報化の中で、技術的にも、また技術を運営する組織面からも(この両者を分けて論ずること)ができないのが、今日の現実である)

五 日本国社会システムの特質が生む変革

の可能性

おきにみたように、ヨーロッパでの経営民主主義の進展は日ならずして、わが国の企業をまきこもうとしている。問題は対岸の火ではない。十分な対応を立てないと混亂され予想される。では、わが国の条件はどうであろうか。

日本において今日みられる「職員参加」の多くは、「トヨティバム」にみられるように、経営の重要な問題や現場組織設計に労働者の協議権をあたえるのではなく、きわめて限られた日常的運営に「自律性」と「連帶責任」をあたえるにすぎない。それは「単に生産性向上に労働者を動員するトリックとしての擬似参加である」として EEC 委員(現 EU 議長)ペペンドレウやミュンヘン社会科学研究所のアルトマンなど多くの人から批判され、「日本化」ということはさえ生まれている。日本の労働慣行にはそのような遅れた面があることは否めない。しかし、そのようなシステムを可能ならしめた一つの根拠は、しばしばいわれる日本型社会システムのもつてゐる「市民参加」を圧倒的に拡大することがわが国の急務である「共同体」型体质であるといふ點逃せない。その点は、ヨーロッパ

型資本主義とアメリカ型資本主義とを論じたM・アルベルトやL・サローが、——その分析にはまだ多くの点が残るとはいへ——日本をヨーロッパ型に入れて指摘したところである。日本の主要な社会学者もこれまでの日本型特質を「協同団体主義」という形でとらえている（塩原勉・浜口恵俊ほか）。

その「協同団体」型特質は、経営内の慣行や、企業間の慣行、とくに「親」企業と「下請け」企業の関係、役所と企業の関係、企業と顧客の関係などいたるところにみられる。歴史的な経過の中で生まれた「企業内労働組合」のシステムにもそれは反映している。これまで指摘されてきた「日本化」の欠陥は、日本型の特質が一部の「支配」する者の利益のために「動員」型として利用されてきたために生まれたものとみてもよい。

いま、必要なことは、この「共同体」的体質を正しい社会・経済政策方向と結合して、「みんなの参加する共同体」の方向に現実化することである。逆にいうと、日本においては、その可能性が存在し、たとえば労働組合の側からの経営民主主義の要求と、企業の中堅幹部のもの参加型経営への要求とが正しく結合される可能性などを十分に展望することが可能だろう。社会学者・塩原勉のことばを借りれば、「動員型の協同団体主義」から「開かれたネットワーク型」への転換として実現されるのである。具体的には、日本の労働組合が企業別組合であることは、今日に問題となっている「経営意思決定における労働者参加」にとって組織的にはプラスである。それはヨーロッパにおける「企業委員会」（労働者委員会）と同等に機能しうる。問題はその内容的運営にある。また、わが国においては、これが、「労働組合のナショナル・センターがかなり大きく統一されている」ともプラスである。

いろいろな面から、「協同団体主義」的特質を、開かれた「参加型市場経済」に転換する可能性を追求しなければならない。

六 改革の第一歩としての「参加基本三法」の提案

豊かな情報と決定権をもつた労働者・消費者・市民の登場による、自律・分権・参加の「参加型経営」と「参加型市場経済」への移行は、現実の経営、地域における改革方向の実績の積み重ねが第一要件である。しかし、その背景に立って、ヨーロッパなどに、労働者の情報権、事前協議権、管理参加権を法制化する「経営参加基本法」を制定すること、また、消費者保護基本法を開拓して、消費者に交渉権、参加権をあたえる「消費者参加基本法」を制定すること、また、現在、課題となっている地方分権法を、上述の市民参加が実現する方向で「地方自治参加基本法」として制定することが、一つの政策提起として必要であろう。その構想をつぎに示して終わる。

(1) 「経営参加基本法」の構想概要

1 この法律の目的は、技術と社会の進歩とともに経営のありかたを確立するために、労働者にたいして、その労働基本権にもとづく交渉と協議により、みずから労働にかかわりをもつ経営の管理者の情報権、事前協議権、管理参加権を法制化する「経営参加基本法」を制定すること、また、消費者保護基本法を開拓して、消費者に交渉権、参加権をあたえる「消費者参加基本法」を制定すること、また、現在、課題となっている地方分権法を、上述の市民参加が実現する方向で「地方自治参加基本法」として制定することが、一つの政策提起として必要であろう。その構想をつぎに示して終わる。

る。

2 すべての事業体における経営について適用する。

3 従来の法により経営について執行の責任をもつ機関（経営者）は、労働者にかかわりをもつすべての経営問題について、そのかかわりをもつ労働者に事前に協議しなければならない。

4 経営者は、事前協議した経営問題について労働者から表明された意見を検討し尊重しなければならない。とくに、関係する労働者を代表する機関の意見もしくは関係する労働者の三分の二以上が表明したとみられる意見については、経営者はそれらの意見を十分に反映した決定を行わなければならない。

5 ここにいう経営問題は、日常の業務運営問題だけでなく、労働体制、技術導入、組織改編、従業員教育、経営基本計画などの経営の運営にかかわる主要問題を含むものである。

6 この法律の趣旨実現のために、経営者と労働者のそれぞれの機関は、互いの立場を尊重しつつ、協約締結あるいは経営機関への労働者代表の参加などの、運営上の措置を具体化することに努めねばならない。

(2) 「消費者参加基本法」の構想概要

1 「消費者保護基本法」の趣旨の展開として制定される。

2 この法律の目的は、消費者保護基本法の趣旨に沿い、経済社会の発展に即応し、消費者の利益の擁護および増進に沿う事業活動の展開されるよう、消費者の果たすべき積極的役割およびそれについての権利、並びに事業者、国、地方公共団体の果たすべき責務をもたらす。

(3) 「地方自治参加基本法」の構想概要

1 この法律の目的は、地域における住民（以下、市民といふ）がその市民生活を営む場においては、地方公共団体とくにあとに述べる基礎地方自治体が市民生活の安定と向上を図る優先的な行政機関であることを確認し、あわせてその行政においては市民が必要な情報を得る権利（情報権）と市民が施策の策定と実施に参加する権利（参加権）が行政の基盤となることを定めるにある。

2 ここにいう基礎地方自治体とは、その市民の主要な市民生活がその地域内において営まれるとみられる人口一〇万人から二〇万人を標準とする基礎自治圏であつて、人口三〇万人未満の市町村、

またそれを超える大都市にあってはその区部である。

3 地域における、水・電気・ガス供給管理、地域・道路計画、土地利用規制、建築規制、陸上運輸規制、廃物処理、自然保護、文化財保護、基礎教育、社会的文化サービス、レクリエーションサービス、保健・医療、環境整備、社会福祉、雇用保障、公的・私的經營への財政・金融的援助などの市民生活にかかる主要な機能についての優先的な行政機関は、基礎地方自治体である。

4 基礎地方自治体は、前記の市民生活にかかる主要な機能についての施策の決定と実施について、市民の情報権と参加権にもとづいて推進しなければならない。

5 基礎地方自治体を超える範囲の問題については、関係する基礎地方自治体の協議により決定される。その場合、関係する地域の市民の情報権と参加権が保障されるよう、十分な措置が講じられるければならない⁽²⁾。

6 ニの基礎地方自治体およびその協議によるいくつかの基礎地方自治体の集合は、市民生活にかかる重要な施策について住民投票を実施することができる。その住民投票により示された結果について、地方自治体はもとより國もその施策決定においてこれに従わねばならぬ⁽²⁾。

(付記)

〔5〕 日本国社会システムの特質が生む変革の可能性」については、大会における新野幸次郎、阪本靖郎、津田直則の各氏からのご示唆に負うところが大きい。厚く感謝申しあげる。その内容にかんする責が筆者にあることはいうまでもない。

〔6〕 M. Albert, *Capitalisme contre capitalisme*, Seuil, 1991 (小池はるひ記『資本主義対資本主義』竹内書店、一九九一年)。

〔7〕 L. Thurow, *Head to Head* Lehigh, 1992 (土屋尚彦訳『大接戦』講談社、一九九二年)。

等」に交渉であることが、社会的に効率的である。市場における消費者の VOICE の確保といつてもよい。

(2) 西山卯三「二十一世紀の展望」における「単位自治圏」の概念に沿う。「区域自治」を「基礎」とみるのは、「参加」の事実上の拒絶であり、形を変えた集権主義である。

日本の社会経済システムとX効率性

植 村 利 男
〈福島県大学〉

ライベンショタイン(Leibenstein 1966)が、X効率理論を提起して以来四半世紀を経たが、X効率理論が異なる文化と価値体系とを持つ諸経済に対し同様に適用できるかという問題が今日重要なになってきている。本報告では、日本の社会経済システムのX効率性について検討することを意図している。そのため、日本的経営システムおよび日本の官僚システム等の日本特有のメカニズムをX効率のemic-etic 分析を適用して分析する。

I X効率理論とemic-etic の分析手法

異なる文化的伝統をもつ經濟国家間におけるX効率性の比較では、emic-etic の分析手法を適用である。この区分はK・L・ペイク(Pike 1954)によら提示された。やのプロセスは、第一に比較可能なデータの分析から普遍的な仮説(imposed-etic モデル)を得るところから始めて、第二に個別国家に特有の仮説(emic のモデル)を得るところは適用⁽¹⁾、第三に両国家間に共通して適用可能なより普遍的な仮説(derived-etic モデル)の導出である。

ライベンショタインの一九六六年論文では、X効率性の存在論拠に二つの文献が引用され検討されてくる。その帰結はX効率仮説の導出であった。このプロセスは先の imposed-etic にほかならな

い。その根拠文献は一般性の保持のため慎重に選択され、社会、文化的差異がなきが如くである。次の段階にはX効率性をemic の立場から検討することである。

X効率理論は、企業や産業レベルに関連するが、やるに、社会レベルでの適用を含め、emic 面への拡張が可能であるうか。このことは、ライベンショタインによる日本の経営に関する考察を吟味するところが明確になる。そこでは特定の文化的諸要因をX効率要因の説明要因として取り入れている。このことはX効率理論が文化的、制度的諸要因の様々な非経済的現象を分析枠組みのなかに統合しう余地を持つこととの例証となる。

II 日本的経営システムとX効率

ライベンショタインは、その著『企業の内側』で日本の経営システムの効率性が、①日本の経営慣習自体によるのか、②日本文化に依存するのかとの問い合わせを提起し、それに対して、たゞ社会に特有な組織階層制と、甘えの構造の反映した組織集団へ一体化する傾向の大好きな役割を認め、両者の有機的な連結を強調している。これは、日本の文化的伝統をemic 分析として考察し、その上で歐米の理念型的emic 分析と比較し、「ヒューマンメントのありかた」という概

念装置を導入して、統一理論への統合を企図したといえる。

ここには残された課題がある。第一にフロイト心理学に基づくX効率理論は、日本の宗教的伝統によりいかに修正をうけるか。第二に異なる文化的伝統のもとでも日本の経営は移植可能か。第三に、企業のX効率理論は、企業間組織や官民協調体制を含めた日本型システムのX効率分析へ拡張可能か。第一と第二を検討し、次節以降で第三を含めて検討する。

まず、第一は、ルース・ベネディクトによる欧米の罪の文化と日本の恥の文化の対比を想起すると、修正が必要である。人々の価値指向性の差異が社会組織にいかに影響するか。この点に関してF・L・K・ショー(Hsu 1971)によれば、中国、ヒンズーインド、そして米国の社会をクラン、カースト、クラブと特徴づけ、日本社会をクラブの持つ親族連帯を合わせ持つ「縁」約(kin-tract)の原理によるイエモト社会と特徴づける。

やいに濱口恵俊(濱口 1982)の研究によれば、日本社会の人間関係を規定するものは、間柄であり、「間人主義モデル」として相互依存主義、相互信頼主義そして対人関係の本質観を重視する。筆者は、X効率論が社会文化要因を考慮に入れる必要のあることを主張するものであり、その意味で日本の伝統に基づく間人主義も重要な説の一つと考える。かくて、日本文化を基調とするX効率論の再定式化も不可避の道程にあると思われる。

第二は、日本の経営の特殊性と普遍性の議論に対応し、異文化国家への移植可能性の議論に連結する。ライベンシュタインの如く、文化と経営システムが一体不可分であれば異文化社会への移植はか

で二つの問題、すなわち日本の官僚制に固有の問題と、行財政システムの改革の問題を見る。

公共支出は慣性によって拡大し続け、現行制度のX非効率が極めて大きいと言わざるを得ない。既存の制度の改善が必要であるにもかかわらず慣性的に使用され続けている時の機会損失を「制度変革のX非効率」と呼ぶことにする。

政府のX非効率は、政治家個人が慣性領域を脱しえずその結果、国会活動が慣性領域に包摂されるために改革を実行に移せない状態を政府の組織的X非効率の概念で把握する。これに対して、公共選択理論では行政改革の遅れは政治家の合理的行動の結果とみる。

行政改革は、公共選択論では、「総論賛成」の国民の支持の強さが「各論反対」行動を抑制することによってのみ可能となる。これに対しX効率理論では、世論の強さが慣性領域を打破する程の強い政治圧力となつてのみ可能となる。臨調がその成功の鍵は世論の喚起であるとしたことはいずれの理論からも正当化される。

四 省庁セクションナリズムの特徴

行政改革を遅らせる省庁のセクションナリズムが「省あって国なし」といわれるほど強い原因をemic面からの分析する。辻清明(辻 1969)の研究によれば、セクションナリズムの起源は、多元的勢力による明治維新、大臣の単独責任制や、統帥権の独立のため内閣の意思決定が各省の意向に左右されたと指摘する。この見解は明治維新的実現プロセスや、天皇と内閣制度との関係など、日本社会の特徴に起源があることを示し、正に日本的特徴とみなすことが可能であ

なり困難であろう。島田晴雄(島田 1988)の研究では、人と技術の関係をヒューマンウェアとし、日本型は人的資源に効率が大きく依存するシステムであると見る。ヒューマンウェア技術と文化的要素に分けうるとすれば、前者は適用できるが後者を現地で臨むのは無理と見る。

また青木昌彦(青木 1988)の研究によれば、欧米と異なり日本型企業の特徴は情報構造の非集中と人事管理の集中の組み合わせにあり、その原因が文化と関連すると見る。内部誘因システムの西洋での適用性には問題があるとみる。

日本の経営における制度的側面の移転可能性と誘因的側面の移転の困難性を示唆する点において共通性がある。これをemic-eticによるX効率理論の観点から見るならば、たとえ制度が酷似しても、その機能パターンは文化により根拠が与えられ、問題は異なる機能パターンによるX効率の変化にある。かくて、日本の経営システムの移植可能性は、emic要因の中におけるetic要因の抽出と適用の検討にほかならない。

三 日本的官僚システムの改革とX効率

日本型システムのもう一方の核は、日本的官僚システムである。官僚制が国家間において共通の特徴を示したとしても、その国家に固有の歴史文化的環境を考慮すると、共通の特徴も持つ意味の異なる可能性がある。固有の面はemic面であり、共通面はetic面とみなしうる。emic分析として歴史的文化的要因を考察する。

今日、日本の官僚システムは、大きな困難に直面している。そい

る。

次に今日への影響について決定的に重要な戦時期を考える。伊藤大一(伊藤 1980)の研究によれば、企画院は戦争の可能性の立証を自らの任務としたのであり、また、官房部門の肥大化も戦争体験の中で選択されたとみる。この見解は、戦時期こそ、今日の日本の官僚システムの確立期であるとの主張といえる。この時期には、企業内の産業報告会、業界の統制会の設置による日本の経営システムの原型も確立されており、注目に値する。

やいに戦後期における官僚制研究の特徴について、山口一郎(山口 1987)の研究によれば、三つの類型、すなわち、①辻清明らの官僚制優位論、②C・ジョンソン(Johnson 1982)の経済官僚論、そして③村松岐夫らの多元主義論(政党優位論)に分類される。このうち後者の二つに関して、青木昌彦は、政府は国家的利益の慈悲深い守護者であるという開発国家論(経済官僚論)に対して、管轄地盤を代表する各省庁間の交渉で公共政策が決まる市場優越+多元的国家論を対置させ、個別的利害を調停し、国家の利益を推進する。という「重性」は日本の官僚制に固有の特徴と見ていい。

青木による省益と国益の日本型の統合メカニズムは、官僚的調整の現状維持悪好による弊害も持つといえよう。政治家、官僚、業界の結合が固定化すれば、そこに行革を推進するより高次のコーコーラティズムたる臨調の機能が重要となる。

五 行財政システムの改革とX効率

財政支出削減のために同一の機会費用が支出されるのならば、も

「とも伸縮的な削減可能な費目が大きく削減されるべきとなる。各予算の絶対額、当然分と裁量分の比率や、重要度等の相違のために、各省庁に対するシーリング率は異なる」とが最適条件となる。宮島洋(宮島 1989)の研究によれば、一律のシーリングの強化によって、省内部の予算の優先順位の表明が早期になつたとの指摘がある。ならば、一律シーリングでも費目の省内優先順位が示され、シーリング機能は実は有効であった可能性が高い。しかし、固定シーリングによる無駄の固定化、大蔵省の発言力を弱めたこと等の問題もある。

これに對して制度変革のX非効率分析は、宮島の制度改革を考慮に入れた「政策的費用削減可能性」の定義と密接な関連がある。機会費用としての制度変革のX非効率は、改革をしない場合の損失の推計といえる。しかし、財政の後年度負担を認めるかぎり、制度変革のX非効率は依然として除去されていないと言うべきであろう。

次に、制度変革の合意形成・実施プロセスについて国鉄の例をもとに検討する。国鉄改革に関する草野厚(草野 1989)の研究によれば、土光臨調や再建管理委員会の役割こそが重要だと見る。臨調第四部会は単なる調整機関ではなく、改革推進のコーディネーターでもあつた。そこでの戦略は改革のシンボル化、改革の一括提案、利益者による損失者の補償、改革の必要性の提示、現状維持の費用負担増の明示等であった。

これらの戦略に関して、支配モデルをX効率分析に導入したC・バナグナス(Vanagunas 1989)の研究からみると、政府・官僚組織が伝統的支配形態に依存する傾向が強いことから高いX非効率が予測される。しかし実際の臨調の活動は日本の伝統に起因する効率促進

進作用もありX効率的であったと推察される。これはemic面を考慮して示しうる。

さらに、行財政改革の決定・実施の過程において、中曾根首相のリーダーシップは池田勇人以来の組織配慮の利害調整剤とは異なり目的指向の大統領型といえる。その戦略は、国民の高い支持率を背景にし、臨調答申を重要政策の一つに位置づけ、土光会長のカリスマ性により臨調を権威づけ、そして政策の実行可能性を追求する戦略であった。

従来の利益調整型の内閣ならば、たとえ臨調のリーダーシップがあつても、内閣自体の慣性領域によるX非効率状況を脱することは不可能である。ここに官僚制多元主義を統合調整する臨調型コーポラティズムの活用の途もある。

結びに代えて——日本型市場経済体制の課題

本稿では、第一に方法論的に、emic-eticの分析手法を経済分析に取り入れ日本の経済システムの特殊性・普遍性の区分と総合の視点を提示した。第二に、X効率性の根拠の検討を通じて、効率性の側面とその背後の社会・文化的側面との関係を明示した。第三に、日本の経営システムの、異文化国家への移植可能性の解説の糸口を提示した。第四に、日本の官僚システムを、その特殊性と普遍性とに区分し、その日本の機能の特徴を明示した。第五に、改革が遅れた状態を制度変革のX非効率と捉え、その改善の可能性を提示した。

これらの考察を総合すると、そこに必然的に管理された資本主義

経済モデルとしての日本型官民協調体制が成立する。それは戦後永久有效であったが、今日、種々の問題点が提示されている。それは、一方で日本の経営システムの問題であり、他方で、日本の資本主義制度の問題である。その対応には、また日本型社会経済システムの特殊性と普遍性を考慮にいれた改革が不可欠であろう。

参考文献

- [1] 指稿(1993)、「第2臨調の行財政改革とX非効率」、『経済学論叢』(中央大学)第三四巻第三・四合併号。
- [2] 指稿(1994)、「X効率性と日本の文化的伝統」、『現代経済社会における諸問題』第三巻、東洋経済新報社。
- [3] 指稿(1995)、「日本の社会経済システムの有効性——X効率性の観点から——」、『経済学概要』(亞細亞大学)第一九巻第一号。

(謝辞)

本報告に対し、座長の新野幸次郎先生および討論者である高柳暁先生、さらにフロアーの先生方から、貴重なコメントを頂きました。それらは今後の研究に活かしたいと思います。ここに記して感謝致します。

新しい社会経済システム構築の一視点

——資源分配ルールと公正性基準——

塚田 広人

〔山口大学〕

序 土地問題の位置づけ

——経済ルールにおける土地分配ルール——

経済学は効率性と公正性において、個人と社会のよりよい協力方法を考える。経済的協力活動は一般に、公正な資源分配→効率的生産→公正な成果分配→個人的消費選択の連鎖で表現しうる。個々人にとって協力ルールを結ぶ際に合意されるべき対象は協力者間の資源分配、貢献に応じた成果分配、弱者に対する成果分配の三つがある。しかしこれまでの、私有制度と市場経済を基本的前提として想定する経済学の考え方によれば、すでに所有する生産要素を与件として市場で出会う個人を前提とした上での効率的生産と公正な分配の決定をのみ問題としてきた。以下、本稿では協力ルールの一つとしての資源・土地分配ルールという経済的枠組み・前提そのもののあり方を考察する。

一 現代日本の土地問題の焦点

——地価高騰・土地問題と土地所有・資源分配ルール——

一九八〇年代後半の、東京都を中心とする地価の高騰は、二つの

解の相互関係であり優越関係である。以下、三者のなかでもわれわれに訴えるところの大きいと思われる本源的共有性と労働投下論について、とくにイギリスにおける土地所有思想を概観してみよう。

土地所有に関する市民革命期の代表的論者はJ・ロックである。ロックは、当時の人間が課せられた時代的課題を、各人の個人的な幸福追求の自由を保障する制度の樹立ととらえ、その重要部分として、当時における主要な生活手段・生産手段としての土地の私有ルールを提言した。ロックは私有財産の必要性と正当性、そしてその限界を論じた。しかし周知の貨幣の発明とともにその限界面積が拡大していくと土地資源の独占という問題が生じざるを得ない。だが、ロックはその点については詳しく論じなかつた。当時は、土地問題における重点的課題は土地を封建的所有から解放することにあり、解放された受益者間における分配方法を、その衝突にまで考究して論ずることは緊急の課題ではなかつたといえよう。

しかし、その後の推移は、まさに土地の私有が、その希少性によって、大きな争点を作り出していくことを示している。それで、労働投下による私有の権利という論理、所有根拠論と、他人の同等の権利を侵さないという論理、所有制限論の衝突は、具体的にどのように解決されるべきなのであらうか。

その解決は、最も基本的には、「ホップズ的平等性」によつてもたらされると考えられる。これはそもそも利害の対立する集団間において成立するルールは、基本的には集団間の力関係に対応して決まるという理解である。土地私有についても同様に、私的独占から利益を得る集団と損失をこうむる集団との間の力関係が、その所有

重要な経済的問題、すなわち宅地の入手困難と、土地を持つ者と持たざる者との間の資産格差とをもたらした。一九八九年に成立した土地基本法には、土地という財が、公共性と有限性という独特の特徴を持つがゆえに土地対策が必要となることが述べられている。それはまさに、ある財の所有と处分の権利・根拠そのものを問うものとなっているという点で、私的所有における自然資源の特性と、さらにそこにおける公共の福祉の位置付けとを鋭く問うものとなつてゐる。そもそも、社会という人間集団を構成して生きる人間にとって、土地とは何か。その最良の分配・所有ルールとはいかるものであるのか。この問題の考察で一つの参考となるのは、市民社会形成期においてヨーロッパでなされた土地所有をめぐる議論である。

二 市民社会形成期における土地分配ルール

に關する諸議論

現状においては土地所有根拠に関する理解としては、以下に述べるような「本源的共有性」という理解と並んで、あるいはそれに優越するものとして、「先占」と「労働投下」とがそれぞれ私有化の根拠として併存している。いま問題とされるべきはこれらの根拠理

ルールを均衡論的に決定すると考えられる。この両者間の利害対立は、一八世紀ヨーロッパにおけるいわゆる無産市民の増加とその生活、生存水準の悪化のもとで、鋭く論じられることとなつた。T・スペンサーは一七七五年の講演で土地は人間にとつて不可欠の生存手段であるということを強調した。そして現状の私的独占に対しては、土地私有という社会契約を解消し、共有に変換すること、具体的には土地を教区保有とし、それを農民に貸与することが最良の政策であると論じた。そのための方法としては、ある日国民が一堂に集まり、土地の平等分配に合意しさえすればよいとした。つまり、全面的な、瞬時の公有化である。

W・オグイルビーは、一七八一年の著書で、部分的公有化、あるいは、所有と利用の分離による利用権の公有化を二つの根拠から論じた。一つはロックの労働投下説の改変によるものであり、もう一つは公共の福祉論によるものである。

前者からみよう。彼によれば、まず土地の所有権（正確には土地の生産物の処分権）は本源的、付帯的、将来的の三部分に分けられる。本源的とは労働投下前の土地の生産力に由来し、それは社会全員の共有である。付帯的とは労働投下による改良部分に由来し、それは改良者のものである。将来的とは改良労働と無関係な社会的要因、たとえば都市化等によるものであり、これも社会全員の共有物であるとする。以上より、現行の私有地は、均等分割面積を上回る土地からあがる收入については、まず第一に、その本源的価値部分に対応する部分については、土地税によって国家が徵収すべきことになる。

ただし、この方法は、土地を初期的な共有資源とみて、その始原的分配・処分方法を含めて公的ルールの対象とする、より根源的な分配視点と比べれば第二次的なものではあるが、彼はこれに加えて耕作者保有の権利を確立することによって、地主の所有権を実質的に有名無実化し、ほとんど国有化と同等な措置と化すことを提案している。それによれば、地主所有の土地から四〇エーカーずつ、耕作希望者に対して一代限り分配する。地主に対しては、行政官が決めた永久固定地代を支払う。さらに、地主所有の不毛地に課税しないでいる。孫に対しても未耕作地を確保しておく。こうして、地主は実質的にそ孫の土地の処分権を失い、売却された土地は順次国有化されていく。

このような耕作者の占有権を重視する論拠として、彼は△占有の自然権を労働に基づく権利に優越させる〉という視点を採っている。

彼によれば、「どのような国家ないし共同体も、正義の名において、そのすべての市民のために、彼らがそう望むときにはいつでも、この彼らの生得の権利と自然の仕事に入り、または戻り、再開することができるための機会を確保しておくべきである」。これは、

土地所有の問題をロックと同様に、市民社会を形成する人々間の権利の問題として扱うという考え方が「正しい」か否かは、結局はそのような問題として扱うほうが利益が大きいと考える人々が強力、ないしは民主社会においては多数であるかどうかにかかっているのである。

次にオグイルビーの後者の論点、公共の福祉を根拠とする考え方

としては彼は土地の相続税を徴収し、それによって国民基金を作り、土地所有権の喪失から被害を受けている人々に年金を支払うことを提言する。

このようだ、彼が提示する、財産所有者への反感の有無、またそれを解消することができるか否かが問題であるという論点は、実は現実の分配ルールの決定に際しては非常に重要な意義を持つている。前述のように民主社会におけるルールの決定には合意の有無こそが決定的なのであり、その意味では、ある個人、集団にとって実害のないルールであっても、そこから生ずる反感をなんらかの方法で取り除くことによって、合意に持ち込むことができさえすれば、そのルールは社会的には実現されうるのである。とするならば、たとえ多數派が本源的・将来的権利という論拠を重視しても、彼らが果たしてそのようなルールをただちに、根本的に、徹底的に実現しようとするか否かは、彼らがこうむっている現状における不利益への反感に対する緩和策がどのように行なわれるかにも大きく依存しているのである。

小括

以上のロックからブインに至る議論から、市民社会において選択される土地分配のルールは、基本的には次の二群の条件に合致するものとなるといえよう。

第一群の条件（ルールの形成方法）：(1) Hobbesian equality：基本的には相当程度の平等な力をもつ人間間ににおいて成立するルールは、(1)全員が合意するものか、(2)あるいは生來の自然的、社会的

を見よう。これは、先の根拠論がいわば権利論・公正論の性格を持つものに対し、功利主義的根拠論・すなはち多数者の福祉論に立つものである。これによれば、まず第一に国家の目的は公共の幸福にある。ところで独立耕作者は最も幸福な存在である。ゆえに、その増大のための政策こそは国家の最良の政策である。第二に、土地の独占はよい耕作を妨げる。第三に、土地の独占と人口増が結びついて、労働者間の競争が激化し、それは彼らに対する正当な報酬の不公平を招く。第二、第三は副次的な理由としても、彼によればともに第一のみによっても土地の均等分配は正当化されるのである。

T・ペインも一七九五～九六年の著書において、スペンス、オグイルビーと同様の、労働者、農民の窮状の解決という問題意識から、土地私有ルール変更の必要性を論じている。彼は、土地の所有根拠として、オグイルビーの、土地の本源的、付帯的、将来的という基準から論じられるべきものであるという点を明確に強調していることが、彼の第一の特徴点である。

第二の特徴は、しかししながら、このような権利の問題とはいえない三つの論拠ではなく、前二者のみを取り上げている。これらの根拠論に加えて、この問題は慈善・博愛、あるいは功利主義といった利他性または共感性を強調する動機からではなく、△権利、正義

という基準から論じられるべきものであるという点を明確に強調している。現行の制度をまったく革命的に変更する、すなはち短時間に公有化することは必要ではなく、失った権利に対する保証が他の方法で可能であると考える点である。すなはち、必要なのは本源的権利の喪失に対する埋合せの措置であり、これが行なわれれば、現行の財産に対する反感は除去することができる」と論ずる。その具体的方法

条件の違いに応じた異質利害集団が存在する場合には、その集団間の力の均衡に応じたルールとなる。(2)社会構成員が、現行のようないくつかの異質集団間の交流と均等化をますます促進される状況におかれている場合には、結局のところ、集団間の利害という視点が徐々に消失し、個々人の合意という意味での全員の合意するルール（第二群の条件）に近づいていかざるを得ない。

第二群の条件（ルールの内容）：①土地は本源的、付帯的、将来的の三つの価値を持つ。②本源的・将来的価値に対しては、社会成員はその私的所有権を主張することはできない。③労働投下によつては、人はその改良部分の価値＝付帯的価値に対してのみ所有権を主張できる。④上の条件の下での土地の私有あるいは占有がありうるのは、他の同等の市民の同様な権利と衝突しない場合のみである。現行の日本の土地問題もこれら的基本的視点からの考察が今求められているといえよう。

参考文献

- 児玉誠『法における個人主義と公共の福祉』御茶ノ水書房、一九九一年。
The Pioneers of Land Reform, London, 1920. (邦訳『近代土地改革』
明穂の発行、一九八一年)
- Tsukada, H., "Economic System and Distributive Justice," 『日
本経済学雑誌』四〇巻一・1号(一九九一年)。

(古河幹男、新野幸次郎両先生の貴重なコメントに感謝いたしま
す。)

自由経済社会の倫理的基礎

——スマスとハイエクに則して——

加藤 寛孝

〈創価大学〉

一 問題意識

「自由経済体制」は、生産力と生産効率を高める点などとの既知の経済体制よりも格段に優れている。しかしこの体制は、スマスが強調したように、(正義の枠内での)「自愛心」の自由な追求を基本的推進力としているので、この体制に基づく「自由経済社会」には、「利己主義」と「拝金主義」を促進する傾向が内在している。この報告の目的は、まず、「自由経済体制」そのものが倫理的に認められる根拠を解明し、次に、人間的価値の追求という倫理的観点から完全には認められない「自由経済社会」の在り方を解明し、最後に、わが国の自由経済社会が単なる「カネ儲け礼賛の社会」に墮落することを防止し、これを「上等な社会」(the good society)にするための具体的な方策を提案することである。

問題考察の参考基準としては、周知の代表的な自由主義思想家スマスとハイエク([H]として引用)の思想体系を採用する。

二 基本的枠組

人間の生活の全体は、大別して、「経済生活」(経済活動に従事す

社会)は完全な道徳体制(人間社会)とは言えない。

三 自由と道徳

(1) 自由

個人の「自由な状態」とは「個人が、他の人または他の人々の恣意的な意志による強制を受けていない状態」(H 1960, 11, 訳1, 12; 1967, 229)を意味する。「自由な個人」から成る「自由な社会」は、ハイエクの言う「自由的秩序」または「広大な秩序」であって、人間の理性によって予測できない環境の変化に対する適応能力をもっている(H 1956, 52, 訳63; 1960, 31, 訳1, 50; 1982, 1, 56, 訳1, 57; 1988)。特に「選択の自由」によって、各個人は自己のもう能力を最大限に発揮することができるようになる(H 1967, 233)。経済的自由はすべての他の自由の不可欠の条件である(H 1967, 229)。

(2) 道徳

ハイエクによれば、「われわれの道徳感覚は、われわれがわれわれの様々な目的を評価する序列のなかに表明される」(H 1967, 230)。道徳的価値を追求するに対する報奨は、他の人々からの「尊敬」である(H 1967, 233, 235, 236)。「われわれの行動は、他の人々から尊敬に対するわれわれの願望によって導かれるべきである」(H 1967, 234)。また、「道徳」は「行動の規則」であり、われわれの「伝統的道徳」のうち最も重要なものは、「他人の財産を尊重する規則」すなわち私有財産制度である(H 1984; 1988)。

(3) 自由と道徳の相互関係
自由と道徳的価値との間には相互依存的関係がある。自由な社会

は、強い特定の道徳的信念に基いて(H 1967, 230-31)。逆に、選択の自由は、道徳の基礎であり、自由な社会は、道徳的価値が成長するための必要条件である(H 1967, 229-30)。

四 自由経済体制の倫理的基礎(加藤 1994)

(1) 自由経済体制の基礎とその倫理的意義

自由経済体制成立の基礎は、(1)自愛心、(2)安全、(3)自由の三つである。第一に、「自愛心」の適切な発揮は「憲慮」の美德を形成する。その代表的な徳目は、誠実、勤勉、儉約、および慎重である。第二に、人々の生命、身体、自由、名声、財産、債権の「安全」を侵犯することは世論の憲慮を引き起こし、处罚の対象となるので、人々の安全を保障することは「正義」の美德を形成する。第三に、今日では、商業上の「自由」の侵害に対しても世論は憲慮するようになっているので、商業上の自由の保障も「正義」の美德に含まれる。ゆえに、自由経済体制は、「憲慮」と「正義」の美德を基礎とするという意味で、倫理的には認められる。

(2) 自由経済体制の成果とその倫理的意義

自由経済体制の成果は、(1)GDPの最大化、(2)経済成長、(3)知識の効率的利用、(4)「憲慮」の美德の強化と利己心の抑制、(5)「慈惠」の美德の前提条件の達成、の五つである。

第一に、GDPの最大化は、国民大衆の生活水準が所与の資源条件のもとの最高限度まで上昇することを意味する。第二に、経済成長は、国民大衆の生活水準が時間とともに上昇することを意味する。第三に、ハイエク(H 1984; 1988)によれば、自由経済体制(市

場制度)は、価格の信号機能を通じて、大規模社会内の各個人がもつていてある能力、知識、情報が社会全体の欲求に最高度に適合するよう利用されるようになることによって、「自生的秩序」としての現代文明を生みだした。ゆえに、自由経済体制は、大衆の幸福を善とし、大衆の生活水準の上昇を善とする。現在の文明を善とする広義の「功利主義」の観点から、倫理的に是認される。第四に、自由競争の規律は「慎慮」の美德を強化し「商人と製造業者」の利己心(「独立の精神」)を抑制する。第五に、自由経済体制のもとでは生産力と生産効率が向上し、人々の生活水準は上昇するので、最高級の道徳的行為(慈惠的行為)を行なうための客観的条件が確保される(H 1967, 234, 235)。ゆえに、自由経済体制は、いのち的な純粹に倫理的な成果の觀点から、倫理的には認められる。

五 分配的正義と福祉国家

(1) 分配的正義の觀念

しばしば、自由経済体制の重大な欠陥として、「所得分配の不平等」が指摘される。そして「所得分配の不平等」を是正するためを要求する根拠として、「分配的正義」という觀念が標榜される。しかし、ハイエクは「社会的正義」または「分配的正義」による觀念は、曖昧・無内容であると批判していく(H 1982, II, 68, 96, 訳 II, 99, 136)。「共通の善」とか「一般的福祉」という言葉は、特定の行動進路を決定するのに十分なほど明確な意味をもつていない」(H 1956, 57, 訳71)。「様々な人間的価値のすべてに妥当な位置づけを与えるような完全な倫理的規範は存在しない」(H 1956, 57-58, 訳71)。

きるような、わかりやすい物差しが彼らに与えられねばならない。ある人が、ある変化が起こった結果自分の気に入っていた職業や環境を捨て別のものに変えるべきかどうかを知るために、社会に対するそれらの職業の相対的価値の変化が、それらの職業が提供する報酬の変化として表現されることが必要である。この「適切な誘因」という問題は、現実の世界では、人々は自分自身の利益が直接関わっていかない限り、長期にわたって彼らの最善を尽くす見込みはないので、なおいっそう重要なものになる(H 1956, 125, 訳161-62)。

(3) 福祉国家

ハイエクの基本的な問題は、所得の分配に政府の介入を許しながら市場経済の生産の効率性を維持することは可能か、といふことである。ロールズは、価格の資源配分機能と所得分配機能は分離することができたと考えている(Rawls 1971, 271, 273-74, 訳211, 213)。しかし、ハイエクは、正当なる、いわゆる「いい」の機能を分離するなどはできないと主張している(H 1984, 323, 1988, 74-75, 93)。

人間の理性に過大な信頼を寄せる「設計主義的政策論」を批判するハイエクも、國家が国民の「最低生活」を保障することは必要だ

72)。「より大きな平等」への接近という公式が実際に主張しているのは、「より大きなだけ金持から取り上げよ」ということだけである」(H 1956, 110, 訳41)。これに対して、ロールズは、いわゆる「無知のカーネル」をかねた「原初状態」において合理的な個人なら誰でも必ず承認すると想定される「正義の二原理」を導出した(Rawls 1971, 283, 訳206)。その「第一原理」の構成要素の一つ、いわゆる「格差原理」は、「社会的・経済的不平等は、正義に適う貯蓄原則と矛盾せず」、最も不遇な人々の便益を最大にするようなものである」と(Rawls 1971, 302, 訳32)と表現されている。しかし、この「格差原理」は非常に抽象的であって、実際にどのような不平等の状態を「正義に適う」状態とするのかが曖昧である。これでは、「分配的正義」の概念は空虚だというハイエクの批判を克服するとはできない。

(2) 市場による所得分配

ハイエクによれば、「自由な社会の本質的な条件と思われる一般的な觀念」は、「ある人に対する」物質的な報奨を(彼が彼の道徳的真価のゆえに受けた尊敬に対応させるのではなく)彼の特定のサービスが彼の仲間に對してもつている「経済的」価値に対応させる制度を正当なものとして是認する」と(H 1967, 231-32)である。「われわれが自由であるのは、われわれが、われわれのサービスに對して他の人々が支払う用意のある物質的報奨によって、そのサービスを供給することがわれわれにとって仕事のあるものになるかどうかを決定することができるからである」(H 1967, 234)。「人々に選択の自由を与えたためには、様々な職業の社会的重要性を測定で

し、可能だと認めていく(H 1956, 132-33, 訳171)。すなわち、ハイエクは、経済的保障を「限定的保障」と「絶対的保障」に區別し、前者は「深刻な物質的窮乏に對抗する保障であり、社会の全員のために所与の最低限度の生計を確保するもの、つまり最低所得の保障である」ので、これを是認し、後者は「所与の生活水準の保障である」が、または、ある個人または団体が他の人々や団体との対比において享受している相対的地位の保障、つまり、ある人にとって相応しいと思われる特定所得の保障である」のや、これを否認していく(H 1956, 119-33, 訳154-72)。

「福祉国家」または「混合経済」が基本的な自由と生産効率を危うくするかどうかは、混合の程度(国民の租税負担率や政府部門のウエイト)に依存する。ハイエクによれば、「国家がすべての生産手段を統制するような共同部門が体系全体のある一定の割合を超えてしまうならば、国家の決定が経済体系の残りの部分に与える影響は非常に大きくなるので、間接的に国家はほとんどすべての事を統制することになる。たとえば一九二八年という早い時期にドイツでそうであったように、中央・地方の政府当局が国民所得の半分以上(当時のドイツ政府の推定で五三%)の利用を直接に統制する場合には、政府当局は国民の経済生活のほとんど全体を間接的に統制する。その場合には、個人的目的のうちその達成のために国家の活動に依存しないものは、ほとんど存在しない」(H 1956, 60-61, 訳75-76)。

また、最近、ケインズ派のサムエルソンも、「日本では政府部門の比率が三〇%であるのに対し、スウェーデンでは政府部門の比率

が五五%とGNPの半分以上を占めている。スワードデンのような公共部門偏重の経済は、非効率的で、かえって国民の要望に十分に応えることは難しい。理想的な混合経済の形は、日本のように政府部門を三〇%程度に抑えられるシステムだ。私はこれを「資本主義の望ましい姿として『(政府部门)が)制限された混合経済』と呼んでいい」(日本経済新聞社 1993, 12-13)と述べている。

六 道徳体制の確立

(1) スミスの問題提起

スミスは、人々が、真に尊敬すべき「知恵の人と美德の人」を実際に尊敬することをしないで、尊敬すべき眞の理由がないにもかかわらず、「富裕の人と権力の人」を(彼らの想像上の快適な状態に対する共感から)実際に尊敬する傾向があることは「われわれの道徳感情の腐敗の大さなそして最も普遍的な原因である」と指摘している(TMS, 61-62, 訳95)。そしてスミスは、われわれの前には、人類の尊敬を獲得するための道として「知恵の研究と美德の実践による道」と「富と上流の地位の獲得による道」があるが、前者は「小数派にすぎないが選ばれた人々」つまりエリートたちの道であり、後者は「人類のうちの大群衆」つまり凡人たちの道である、と指摘している(TMS, 62-63, 訳95-96)。

しかしスミスは、「人類の大群衆」の富裕と美德の混同から生じる問題については、かなり楽観的であったよう見える。スマスは、凡人たちのうちの「中流および下層階級の人々」にとっては、幸いにも、「財産への道」は「美德への道」と一致していると

自由経済社会が「物質主義的」になることを防ぐための方策として、ハイエクは、この社会が幾つもの価値序列が併存する「多元的社會」になることを示唆している。「多元的社會は、尊敬の基礎として、單一の評価序列「物質的報奨」しか知らないのではないのではなく、多くの異なる「評価」原理「道徳的真価の尺度」をもつていてる。そりでは、世俗的成功は、個人的真価の唯一の証拠ではない」(H 1967, 234-35)。われわれがあまりに物質主義的になる」とから自分を守る」とができるのは、物質的成功とは別の、しばしばそれよりも重要な目標が存在する」とを率直に認識する」とによつてある」(H 1967, 235, 236)。

実際は多元的社会を建設するには、ハイエクは「道徳的雰囲気、人々が保持する価値」の変換が必要であると示唆している(H 1967, 235, 236)。そして自由経済社会の「道徳的雰囲気、人々が保持する価値」の変換を実現するための手段、すなわち人々に道徳的価値を追求させる要因として、ハイエクは「道徳的圧力」または「称賛と非難の圧力」の重要性を強調している(H 1967, 232-33)。

七 わが国の自由経済社会の課題

(1) わが国の自由経済社会の問題点

第二次大戦後のわが国の自由経済体制の素晴らしい経済的成果にもかかわらず、いな、あわだ、この成果を生み出した社会的プロセスのゆえに、わが国の国民の社会生活は、精神的な面では非常に貧しいものになつていい。わが国の社会にはなか潤いがなく、わが国は普遍的倫理感が弱く、人間としての「眞の幸福」や「眞

述べている(TMS, 63, 訳96-97)。ただし、ここでスマスの言う「美德」とは、「正義」と「慎慮」だけを意味しており、スマス自身が最高の美德としている「慈惠」は含まれていない。

どうすれば人々が、真に尊敬すべき人(知恵の人・美德の人)を実際に尊敬するようになるのか。この根本的な問題についてはスマスは明示的に議論していないが、これは、人々の道徳感覚を強化する問題であり、広義の道徳教育の問題であり、スマスの言う「公平な觀察者」の道徳感覚を啓発する問題である。そして、スマスによれば、道徳理論の役割は、単に道徳現象を説明することだけでなく、人々の道徳観念を「指導」し、道徳実践を「勧告」し「獎励」することである(TMS, 293, 329, 訳364, 419-20)。

(2) ハイエクの問題提起

ハイエクも、スマスと同じように、物質的成功と道徳的価値との混同という一般的傾向を指摘して、憂慮の念を表明している。「われわれの社会においては、人格的尊敬と物質的成績とが過度に密接に結びつけられている。ある人のサービスが彼の仲間に對しても必ず価値「物質的報奨」と、彼が彼の道徳的真価に對して受けけるに相応しい尊敬「非物質的報奨」との間の混同は、自由企業社会を物質主義的「つまりは利己主義的」にするかもしかねない」(H 1967, 234)。ただしハイエクは、この「混同」は「一時的なものかもしかねないと示唆している(H 1967, 234-235)。しかしわれわれには、人々の「物質的改善への圧倒的な関心」は、スマスが強調したように(W N, 324-25, 訳1, 534; TMS, 50-51, 訳72-73)「人間の生得の性向」であつて、決して「一時的」なものではないようと思われる。

の豊かさ」を実感していないように思われる。

肝心なことは、敗戦によってわが国のすべての伝統的価値觀が否定された後、それに代わる新しい健全な価値觀が確立されなかつたので、戦後の日本人には精神的な背骨がなくなってしまったことである。戦後アメリカから輸入された個人主義、自由主義、そして民主主義の価値觀は、われわれ日本人自身が多くの努力と犠牲を払つて確立したものではないので、われわれ日本人の身に着いたものにはなつっていない。したがつて、戦後アメリカから輸入された諸制度は「仮作つて魂入れず」の状態にある。

具体的に言えば、敗戦によつてこれまでの「國のため」という集団主義的価値觀が否定されたので、「慈惠」の美德の顯現である「X のため」という利地主義的価値觀のXの部分が空洞になつてしまつた。同時に、敗戦のドン底から立ち上がり、経済復興・経済成長という國民的目標の達成のために努力する過程で、多くの国民にとっては、この努力の場である「会社」が自然にこの価値觀の空洞Xに潜入し、「Xのため」が「会社のため」となり、「会社主義」(会社での仕事のために自分の生活を犠牲にする慣習)という元的局所的な集団主義的価値觀が生まれることになった。これによつて、アメリカから輸入された個人主義、自由主義、そして民主主義の価値觀の土着化がますます阻害されてしまった。

(2) わが国の自由経済社会の課題

わが国がいわゆる「経済大国」になった今こそ、「経済の時代は終つた。これからは、倫理の時代、人間性回復の時代だ」と発想の転換を計るべきである。これからの日本人にとっては、人間として

の生き方について熟考し、人間としての「眞の幸福」の現代的内容を確立することが最も重要な課題である。具体的に言えば、わが国自由経済社会の基本的な課題は、社会全体のなかで「自由経済体制」を補完する「健全な道徳体制」を確立することである。そのため必要なことは、人々が複数の集団に所属する」とよって普遍的な博愛心と連帶感情を共有する「多元的普遍的集団主義」を確立するとともに、人々がそれぞれ、一個の人間としての独立心・自尊心・価値観をもつような「眞の個人主義」を確立する」ことである。

(3) 提案

以上のようないわが国の自由経済社会の課題を解決し、「健全な道徳体制」の確立を通じて「上等な社会」を建設するための具体的な方策として、われわれは、次の三点を提案した。

第一は、道徳教育の振興である。わが国の現状において△道徳教育▽といふ言葉がどのように警戒されようとも、いかなる社会も言葉の眞の意味での△道徳教育▽を欠くことはできない。道徳教育を実施するに当たっては、特に、宗教者、学者、倫理学者、および教育学者が指導力を發揮すべきである。スミス（TMS, 91, 164, 170, 記42, 45, 212, 221-22）もハイエク（H. 1988, 135-40）も、道徳を支える宗教の役割を重視している。スミスは、特に、庶民が道徳を守るために有効な方法として「宗教上の小宗派」に加入することを勧めてゐる（WN, 747, 記III, 169）。スミスはまた、既述のやうに、美德の実践を「奨励」する倫理学者の教化機能を重視している。

道徳教育の具体的な場としては、家庭、学校、および社会が考えられる。家庭教育の重要性は、スミスも強調している（TMS, 222, 記

455-56）。公立学校での道徳教育においては、政府が学校制度を利用して、一定の特殊な価値観を押し付けることは避け、一般的な観点からの道徳の必要性と重要性を教育すべきである。

多元的社会においては、多様な価値観の支持者たちは、それぞれ自己の信奉する価値観を宣伝広布すべきである。この社会教育の点では、われわれは、明治維新後の西洋文明崇拜の風潮の中で、わが国民の道徳意識が衰退したことの大いに憂慮し、合理的な道徳理論の建設と実践に努力した西村茂樹の業績（西村 1935）を想起すべきである。確かに、西村の「道徳学」の方法・内容には再検討の余地があるとはいへ、われわれは、道徳の理論と実践の両面での彼の真摯な創造的努力には大いに学ぶ必要があると思われる。

第二は、社会的監視制度と社会的表彰制度の確立である。現代は大組織の時代である。大組織の内部における個人の行動について、は、外部からの監視は行き届かない。しかし、スミスが説いているように、われわれの行動を律するものは、まず、外部の「公平な觀察者」の目である。したがって、現代における「健全な道徳体制」を確立するためには、大組織内部の個人の行動を外部から觀察することが可能にならねばならない。このためには、各種の「情報公開制度」を整備・活用することが必要である。また、この点での報道機関の役割は非常に大きいと言わねばならない。

スミスもハイエクも、人々の道徳感覚を強化するためには「奨励」または「道徳的压力」が必要なことを強調している。西村も「道徳令」の実践要綱の「第四 善事を奨む」の細目として「其八人の善事を称揚す」を挙げている（西村 1935, 86-87）。われわれも、

スミスもハイエクも、人々の道徳感覚を強化するためには「奨励」または「道徳的压力」が必要なことを強調している。西村も「道徳令」の実践要綱の「第四 善事を奨む」の細目として「其八人の善事を称揚す」を挙げている（西村 1935, 86-87）。われわれも、

人々の道徳感覚を強化するために、道徳的称賛に値する人物を社会的に表彰する制度を確立することが必要だと考える。

第三は、学際的・総合的な「人間社会研究」の振興である。現在、学問上の分業と専門化の体制が極端な形にまで発展した結果、各研究者は、大抵の場合、自己の専門領域に閉じ籠っており、専門的知識は豊富であるが、他の学問領域についてはほとんど無知であるという「専門馬鹿」の状態に陥っている。そして特に、人文・社会科学分野の研究者は、もはや自己の専門領域の知識だけでは、人間と社会の眞実を本当に理解することはできない状態になつてゐる。人間と社会の眞実を本当に理解するためには、人間と社会の全体に対する総合的理解を獲得しなければならない。そのような総合的理解に到達するためには、非常な天才は別として、われわれのような普通の研究者にとっては、従来のようなひとりでコソコソ勉強するという職人的独立作業形態では到底大きな成功は望めぬ、どうしよ、各専門領域の研究者の協同作業体制を構築して、学際的・総合的研究プロジェクトを推進することが必要である。

現在、わが国における研究用総資源の配分の仕方は、「科学・技術の振興」という大義名分のもとに、自然科学分野の研究に極端に偏っている。しかし、現在のわが国の国民にとって特別に必要な研究は、人間の生き方に関する研究であり、社会全体の觀点から見た場合の重要な問題の研究であり、つまりは、人間と社会に関する学際的・総合的な研究である。そのためには、人文・社会科学分野の各個別領域の専門的研究者たちの協力によつて学際的・総合的な協同研究体制を構築することが必要である。そのためには、研究用総資

参考文献

- Hayek, F. A., *The Road to Serfdom*, 1944. The American ed. with Foreword, 1956. 国立明治図書館蔵「藏庫くの道」春秋社、一九四一年。
- Hayek, F. A., *The Constitution of Liberty*, 1960. 水谷健三／古賀義次郎訳『自由の憲法』一～三、春秋社、一九六六～一九七〇。
- Hayek, F. A., *The Moral Element in Free Enterprise*, 1962. In: *Studies in Philosophy, Politics, and Economics*, 1967.
- Hayek, F. A., *Law, Legislation and Liberty*. Complete ed., 1982. 水谷健次／水谷俊彦訳『法と立法』春秋社、一九八七年。渡辺謙訳『法と立法』春秋社、一九八八年。

Hayek, F. A., *The Origins and Effects of Our Morals : A Problem for Science*, 1983. In : Nishiyama, C., and Leube, K. R., eds., *The Essence of Hayek*, 1984.

Hayek, F. A., *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, 1988.

加藤寛寿「トマ・クックが『社会主義の本義』の論理詔勅」九三四年川口邸。

加藤寛寿「トマ・クックが『社会主義の本義』の論理詔勅」九三四年川口邸。

西本茂穂「『日本地圖論』〔一七八七年〕」『海波文庫』一九三〇年。

日本經濟新聞社編『私の資本主義論』日本經濟新聞社、一九九三年。

Rawls, J., *A Theory of Justice*, 1971. 大島鈎次監訳『正義論』筑摩書房、一九七八年。

Smith, A., *The Theory of Moral Sentiments*, 1759/1790. The Glasgow ed., 1976. TMS ジャパン。水田洋司『辨證論』筑摩書房、一九七九年。

Smith, A., *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776/1789. Modern Lib. ed., 1937. WN ジャパン。大庭松一監訳『國富論』金川重・中谷文庫、一九七八年。

ポストモダンの経済政策

石田 翠朗
(帝京大学)

I 本報告の目的

本報告の目的は、東アジア経済圏の早期設立と、その第一段階として円を基軸通貨とする円通商圏の政策的推進を主張するものである。蓋して、九〇年代にはいり、円高リドル安の進行するなかで、ハノーバーに支配的であったドル建て海外直接投資に代って、円建て短期資金の流出が顕著となっているからである。経済のダイナミズムを切り開くビジョンをいま明確に提示しない限り、リスクを買って投資を行おうとする企業家が現れないのも当然であろうと考える。重要なものは理念である。

いま澎湃と高まりつつある東アジアの企業活動をわが国の資本市場と固定為替制度によって結合し、すでにかなりの水準に達している財市場の統合度を高めながら、生産要素市場の統合度・金融資産市場の統合度を高めて、こうとこう次第である。

一九七一年のニクソン声明以来、兌換を停止した時点におけるドルの金準備は一三〇億ドル程度に減少していたため、ユーロ・ダラー市場は発達の一途をたどり、トラック・マンデーの原因となつた八七年未の市場規模は三兆二、〇〇〇億ドル余に達した。さらに、投機化したデリバティブ市場は九一年末、実に一七兆ドルに達している

た。国際経済におけるドル不安を排除しない限り、国際経済ひいては各国経済の安定はない。現在、世界を風靡しているワージョナリズムはこの対策のひとつであり、EUの前身ECの目的はドルリンク制からの離脱であった。東アジアの現状はどうであらうか。

II 東アジア経済の現状

表は通産省「輸出確認統計」「輸入報告統計」から作成したわが国の輸出入通貨円建てシヨア(金額構成比)である。

アジア各国外貨準備ではドルがほぼ六〇%を占め、円は二〇%前後を占めているにすぎない。そして、ほとんどのアジア通貨はドルに連動している。このために、わが国が円高対策と急ぐあまり、相手国的要求に迎合した市場開放策を講じても、あるいは為替市場への介入を試みても効果はあがらない。ファンダメンタルズにふさわしい為替相場は、通貨の国際的な立場が強くならなければ実現しない。

東アジアのNIES、ASEAN地域の産業構造がわが国を頂点とする三層の重層構造(日本—アジアNIES—ASEAN)をもち、相互依存的に貿易量を増加させりつあることについては、拙著『新ケインズ革命』(同文館、一九九二年、一八八—一九一頁、二四三—

表 輸出入通貨円建てシェア(金額構成比)

	87年	90年	92年	93年
輸	U.S.A.	15	16	16
	E.U.	44	42	42
	Asia	41	48	52
出	円建て構成比/決済通貨総額	33	37	40
	U.S.A	9	11	13
	E.U.	27	26	31
輸入	Asia	11	19	23
	円建て構成比/決済通貨総額	10	14	17
	通産省「輸出確認統計」「輸入報告統計」から作成。			18

二四四頁など)で説明しておいた。この傾向はその後さらに増幅され、九三年度、九四年度経済白書によれば、①NIESの対米輸出減少・対中輸出増加、②中国の対米輸出急増、③域内貿易の拡大、④アメリカ経済に対する感応度の低下、⑤決済通貨のアジア化リドルリンク制からの離脱傾向(注:域内貿易の決済通貨の約六〇%は田アラス域内通貨となってい)が進展している。地域経済の統合度は、中国を加えてさらに発展しているのである。世界銀行一九九二年資料によれば、東アジア内の国民貯蓄率もまた極めて高く、七〇年一四%、八〇年一五%、九〇年一七%と逐年増加している。この数字はアメリカ合衆国をはるかに上回り、OECDの九〇年平均数値一二%に接近している。一方、日本の国民貯蓄率は逐年遞減して、七〇年の四〇%から九〇年の三三%となっている。老齢化がすすめばこの数字はさらに低下するであろう。日本—NIES—ASEANを円通貨圏として固定為替レートで結合し、投資と貯蓄のバランスをとる必要がある。そのうえで経済を活性化するため、東アジア地域を統合し

二四四頁など)で説明しておいた。この傾向はその後さらに増幅され、九三年度、九四年度経済白書によれば、①NIESの対米輸出減少・対中輸出増加、②中国の対米輸出急増、③域内貿易の拡大、④アメリカ経済に対する感応度の低下、⑤決済通貨のアジア化リドルリンク制からの離脱傾向(注:域内貿易の決済通貨の約六〇%は田アラス域内通貨となってい)が進展している。地域経済の統合度は、中国を加えてさらに発展しているのである。世界銀行一九九二年資料によれば、東アジア内の国民貯蓄率もまた極めて高く、七〇年一四%、八〇年一五%、九〇年一七%と逐年増加している。この数字はアメリカ合衆国をはるかに上回り、OECDの九〇年平均数値一二%に接近している。一方、日本の国民貯蓄率は逐年遞減して、七〇年の四〇%から九〇年の三三%となっている。老齢化がすすめばこの数字はさらに低下するであろう。日本—NIES—ASEANを円通貨圏として固定為替レートで結合し、投資と貯蓄のバランスをとる必要がある。そのうえで経済を活性化するため、東アジア地域を統合し

てマクロ経済諸政策を推進し、域内のインフラストラクチャを整備して、地域を生産基盤とする新ケインズ政策によって、地域全体の経済成長を図る必要がある。前掲拙著『新ケインズ革命』の理念はここにある。

デニソン型モデルによる技術進歩の経済成長寄与率は極めて高く、我が国高度経済成長期において、六〇年代五三%、七〇年代五二%であった。技術と経済成長をめぐるこのようなコンテキストにおいて、東アジア経済圏を結成した場合、我が国の高い技術力を東アジア域内各国に移転することは果して可能であるか。東アジア経済圏がNAFTA、EUに拮抗しうる経済力をもつらうかを占う鍵は教育にある。日本銀行月報一九九三年十二月一九頁の表はこの問いに一つの手がかりを与える。すなわち、東アジア諸国の中等学校就学率は、九〇年NIES各國では韓国八七%、香港七三%、シンガポール六九%ときわめて高く、ASEANがこれに続いている。ちなみに日本は九六%であった。

II 東アジア経済圏の長期的経済成長率の内生化

ルルド、新古典派成長モデルを換骨奪胎して New Growth Theory (=endogenous growth theory) を援用して、東アジア経済圏の長期的経済成長率の内生化を考えてみよう。

新古典派モデルにおいては、人口=1、かつ人口=労働人口といふ仮定のみで、資本蓄積 $k_t = f(k_t) - c_t$ から

$$\max_{\{c_t\}} \int_0^\infty U(c_t) e^{-\delta t} dt \quad (1)$$

ただし (\cdot) は時間に関する全微分、 $U(\cdot)$ は効用関数、 δ は時間選好率(=市場利子率)

(1)を解くことにより、定常状態は

$$f'(k_t) = \delta, k_t = 0, c_t = 0$$

の条件下に存在する。すなわち新古典派のモデルにおいては、一人当たりの消費と資本が変化しないといふ成長の停止状態が定常状態として存在する。

Romer, Paul が一九八六年の論文 "Increasing Returns and Long-run Growth" (Journal of Political Economy, Vol. 94, No. 5, October 1986, pp. 1002-1037) によると、実物資本 K_t 、労働 L_t 以外の生産要素として「知識」(n_t) は知識の量、 i_t は知識の生産に投入される消費財の量) を導入した。「知識」の蓄積のためには「生産」の成果の一部を確保しなければならない。このようにして蓄積された「知識」は、 K_t や L_t と同じように「生産」の増加に寄与するところが Romer モデルの核心であった。これを数式で表現すると、次のよろくな最適化問題となる。

$$\max_{\{i_t, n_t\}} \int_0^\infty U(c_t) e^{-\delta t} dt \quad (2)$$

subject to $\dot{x}_t = f(x_t, n_t) - i_t - c_t$

$$\dot{n}_t = g(i_t, n_t), \quad x_t \geq 0, n_t \geq 0$$

近代はウニストラリア条約(一六四八年)によつてはじまり、

III 多系発展段階理論とわが国の経済政策

デカルトの「方法序説」（一六三七年）がその理念を与えた。「我惟う。故に我在り」は近代合理主義（モダニズム）の象徴的スローガンとなった。けれども理性を駆使する自我意識を、何か究極の実体と考えるのは認識論的錯覚にすぎない。モダニズムが犯した多くの誤りは、この第一ボタンのかけ違いからはじまっている。近代的創造とは、このような自我が客体を一方的に征服支配することになってしまふからである。コロンブスのアメリカ大陸発見にはじまる近代のヨーロッパ中心的歴史がこれを雄弁に物語ってくれる。自然の征服、環境破壊、植民地支配、核武装、原子爆弾など、すべてこのモダニズムの論理的帰結である。

それ故にモダニズムの極限ともいえる冷戦構造が崩壊したいま、われわれが為すべきことはボストモダンの哲学構築である。「近代国民国家」「近代的精神」「ヨーロッパ中心史觀」などのあらゆる「近代知」を止揚（aufheben）して、あらゆる実体を「構造」と「關係」の視座から作り直さなければならない。これが国際構造主義の立場である。

アジア開発銀行が九四年四月に発表したアジア諸国の経済成長予測は、NIES全体で九四年六・五%，九五年六・六%ときわめて高い。ASEANはさらに高く、九四年七・一%，九五年七・五%となっている。南アジア（バングラデシュ、インド、パキスタン）も五・〇%、五・七%となっており、決して低い数字ではない。これに中国の一〇・〇%、九・〇%を加えると、アジア各地域はすべてきわめて高く、まさに世界の成長センターといつても過言ではない。東アジアに技術を積極的に移転すれば、次の段階・次の時点

近未来の高等教育と経済政策

—二一世紀日本の社会経済システムの一つの柱—

森田壽一
（大阪経済大学）

一 まえがき

顯著な社会経済システム改変期の中・長期の経済政策の最大の対象が、労働力のあり方に直接関わることはいつの時代も変わらない。現在、豊かさの感覚は物的環境の量・質だけでなく、仕事の嗜好性も含んだ労働過程とそれを支える教育過程の質にも懸っています。しかも、今後、物的環境の量・質さえ、この両過程の改変に左右される。この両過程はライフ・スタイルを決めるこれから社会・経済システムの重要な問題となり、これに対応して、産業・労働・高等教육各政策の目的は個人の選択の自由を効率よくかつ公平に保障する制度を提供することである。

二 現在の問題点・条件・将来像

日本経済の特徴から、財・サービス市場変化の中間領域の収益性のために企業の職場での技能の専門化の経済性の犠牲の必要性が示された〔1〕〔3〕。この中程度の変化に対応可能なホワイト・カラーを含めた多能化は、能力と仕事の親和度を高めても、「一般的能力」化して同一の分布関係か、またはむしろ比較優位の原則を強化する

で、それらの技術は必ず周辺の諸国・諸地域に移転していく。國門江プロジェクトを中心とする環日本海経済圏や中国華南経済圏、メコン河総合開発計画を軸とする拡大ASEAN構想などがその例である。筆者はこれを「多系発展段階理論」と名付けているが、現在現時点でわが国が直ちに行わなければならぬ経済政策は、NIES、ASEANに対する技術移転であり、これをスマースに行うための円通貨圏の設定と域内固定為替制度の適用である。しかし後に、NAFTA・EUとの間に地域間フローを適用すればよいであろう。このようにして域内に共通の生産基盤をつくり、共通のマクロ経済政策を適用すれば、域内の所得は増加し、わが国の国民所得もまた、域内の所得増加に比例して増加する筈である。

これらの政策モードは、「近代知」を越えたボストモダンの哲学が前提となる。先ず克服すべきものは、古い「近代国民国家」意識である。哲学を見失った民族は必ず亡びる。これが歴史の教訓である。

状況になって、所得の不平等が大きい傾向があった。さらにライフルにとって重要な仕事の嗜好性が育てられていないことも問題であるが、それが所得の平準化を阻害した〔2〕。今まで日本の大学教育はこの状況に従属しながら、他方産業・企業の効率に「一般的能力」育成で適合した。現在、日本の職場で仕事の満足感が国際的に最低と見られるのも〔5〕、所得を含む物的環境と仕事の嗜好性をふくむ労働過程のアンバランスから、後者が囚人のジレンマ視されだしたことの影響が大きい。しかし、幸にも人的資本の供給制度である大学設置基準も四〇数年ぶりに初めて大改革された。すなわち一般教養と専門の垣根を取り払うこと、明確に学習を動機づけるために専門コース制を設けることなどである。

さて日本でも産業・企業は専門化の経済性を増加させながらその幅広い違いをもつことになるところが現実的である。欧米・日本型の種々の融合型といえる。少人口故、融合が不可能と思われるスウェーデンは専門性、専門内汎用性、労働力の産業間等の大移動が特徴だが、それを支えるのがリカレント教育を含む大学教育である。スウェーデンの純粹型は産業構造（サービス化）・労働市場（転職率）・高等教育（職業専門化）においてアメリカ以上に日本型と

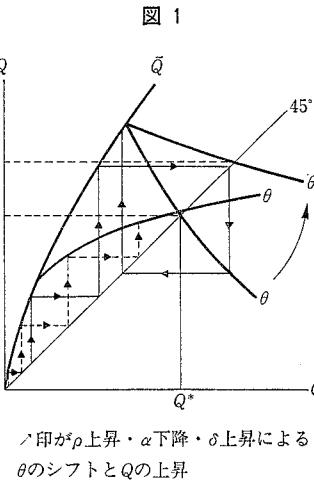
対極にあり、日本の融合型の指針になる。

三 大学教育との関係を仮定した転職モデル

教育・訓練がOJTでは種々の型で不足する産業・企業も多くなるだろう。分析は知的熟練の深化と大学教育との関係を仮定した転職モデルになる。また次の意義も強調できるだろう。大学教育と経済の関係は時代の転換期には少なくとも理論的には一層明確な定式化で示さねばならない。実証に際してOJTと異なりEFFORTが結果的代理変数に一層頼らざるをえないことと、転換期には実証の資料が少なく、理論が先行せざるをえないからである。さらに、この明確な定式化を欠いているので行政が無策あることに触れておこう。現在、官僚の話題が多い。しかし、過去に経済諸官庁において研究目標の政策化の指導性と成功例は多い。だが、文部省こそ官僚は政策化すべき目標の最も少ない省庁・人々であった〔4〕。

今後は積極的、目的意識的計画を求める。小論はこの政策目標に対し、物的資本深化に類似して人的資本深化を式モデルの決定係数の変化（政策論の方法）と準実証〔7〕によつて応え、一部の批判を越えてクリエイティブな発見である。

(1) 前拙稿要約



ノ印が ρ 上昇・ α 下降・ δ 上昇による
 θ のシフトと Q の上昇

すると仮定できる。他方、所得の割引総額を極大化することによって得られる将来価値の割引率 ρ が得られる。その結果、労働用役 L_1 の生産関数を基礎に、最適選択 Q を決める転化関数 θ を得る。図1の実線は仕事を止め昇進のため学校に戻る欧米型（ケース2）、点線は仕事に就きOJTによって必要な熟練を得て昇進する日本型（ケース3）である。そして、努力効率が増大する期間 $(Q_t = \theta(Q_{t-1}) > Q_{t-1})$ には所得が相対的に小さくなる。

(3) 選択の自由＝嗜好性と教育政策

学習三型のうち集中型は西村他のモデルのケース2に、分散型はケース1（小稿では説明略）とケース3にあたる。前二者は所得稼得に直接に費やされる時間と人的資本＝努力効率の組み合わせと、その人的資本＝努力効率発達のための訓練・教育に費やされる時間

クロの転職三型（平均と分散による）とそれらの関係及び簡単なモデルを示した。そこで私のモデルは、資金上昇・昇進と愛好する仕事を目的に転職する度合いが大学時代の学習三型によって簡単に示されるものであった。重要な点は学習集中型の高い積極的転職率、それに果たす高卒ストレート組と短期就職後の若年のフル・タイム学生の役割であった。このように前提として強調したことは仕事の嗜好性と若年時に学習の時間集約度が高いことであった。スウェーデン社会の重要な面——マクロ的平等政策とミクロ的競争政策——を分析・描写することが目的であったのでモデルの式は技術的内容には至っていない。第二節のモデルを使って第三節で上記の事を一般化しよう。

(2) 時間集約度を明示したモデル

時間集約度を一層明示的にするにとよって、仕事・教育サイクルをモデル化した西村他「Working and Training: A Non-Linear Dynamic Analysis of Human Capital Development」（一九九三年理論計量経済学会報告）〔6〕を聽くことができた。西村他モデルは漸新的OJTと企業外教育サイクルを同一の枠組みで分析したところに新しさがある。訓練・教育の時間集約度と所得稼得の時間集約度の違いが両者を分ける基本的条件である。

簡単に理論モデルを要約すると、努力（E）と時間（T）の二つの資源の基本的生産性に着目し、Eは訓練・教育によって効率（Q）が改善（ Q ）されうるが、Tは不可能である。Qは努力の質、人的資本を表す。それは努力と時間の両資源を費やすことによって改善できる。また逆に、Qは効率改善に努力と時間を費やすないと低下

と人的資本＝努力効率の組み合わせにおいて、共に訓練・教育に時間集約的、所得稼得に人的資本＝努力効率集約的である。ただし、两者にその程度において差がある。ケース3の日本の終身雇用も含む型は逆に所得稼得に直接に費やされる時間集約的である。

前拙稿のモデルの諸条件のうち選択の自由＝学習の型・仕事の嗜好性は、人的資源＝努力効率の改善関数上の指数と所得稼得生産関数上の指数 α と訓練・教育と仕事の間の時間的選択を表すことも可能な割引率 ρ （西村他論文では消費効用・所得の時間的割引率）によって表される〔2〕。若年に多い人的資本＝努力効率の放棄による自然低下率を越える低下（加速度償却）も ρ で表される。他方、産業構造とその変動は大部分の α を外生化するのでその中からの選択となる。このように西村他論文の教育循環の決定係数と構造は前拙稿に一致する。

政策論はこれら決定係数の変化と意味を聞くことになる。これらは前拙稿の單に再述でなく一般性が強調される。スウェーデンは ρ の上昇・ α の低下、 θ の上昇が目標されている。これらの結果図の矢印のように訓練・教育と仕事の間の選択を表す転化関数 θ が上方にシフトする。特に ρ の上昇による場合は初期に訓練・教育に時間集約的な作用の結果である。この点西村他論文が ρ をはじめ決定係数の変化の説明に触れていないのでそこでは次期に要求される人的資本＝努力効率にたいして不十分なときのみ、その改善のために訓練・教育に特別時間集約的になる場合をあげているが、政策論では積極的転職についてはライフ・サイクルの教育循環の初期の強い時間集約度の必要性は強調されねばならない。また複数の専攻が卒業

資格になる田的の「いばり」にある。同様に低い者は若年に適する場合におおくその場合には初期に訓練・教育の時間集約性を増大させる。日本の大学生も若年に特に形式的にはその時間集約度が高い。高い一般的能力が養われるとしても、そのための高い集約性と企業内での低い組み合わせは西村他論文には最後に触れられているが、実際は最適化には適わない方法である。その上就職後の所得稼得の高時間集約度を加えて考えると、日本型の効率の悪さは明らかである。

このように、日本型とスウェーデン型の初期の同じ高い時間集約度の意味の違いとスウェーデン型の初期の訓練・教育の高い時間集約度には仕事の嗜好性の作用があることがわかる。それは上述の選択のための割引率 ρ に表れるがその形成要因のうち重要なものは高校時に養成される職業観である。複数の職業が人生設計される。長くなる生涯に一つの職業に閉じられない多様なライフ・スタイルである。仕事の強い嗜好性は所得稼得よりも人的資本 H 努力効率の改善に時間使用的になり易く、次期以後にも同型の強い教育循環を生ずる。この点、西村他のモデルが ρ の作用のみを重視するのは上述と同じ理由によるけれども積極的転職モデルには不十分である。現在の日本の高校生は他国に比べて極端に現在享樂志向、大学生は卒業間際に就職にも極端に保守的というアンバランスは改善しなければならない。

積極的転職国スウェーデンの実態と以上のモデルから出てくる重要な点は、自発的転職率の高い者ほど①早期にインテンシブな教育の型をもつ。すなわち自発的転職は単にリカレント教育の問題ではならない。

〔5〕 旧電機労連 (1986) 「10年間電機労働者の意識調査結果報告」、『調査時報』第1111号、〔6〕 (1988) 「日本電機労働者の意識比較調査結果報告」、『調査時報』第1111号。前者の総満足度一位スウェーデン、日本はフランスを除く九ヶ国中八位、特に仕事の面白さは香港を除いて九位、調査に入った11社全主義國にも及ばない。

〔7〕 Nishimura, K., Yagi, T. and Yano, M. (1993) 'Working and Training : A Non-Linear Dynamic Analysis of Human Capital Development,' 『六大学連携・経営統合研究報』第1号。

〔8〕 森田義一 (1993) 「人口動態・高等教育・経済政策——対話——」、「日本・ベニアトへの赴験——」、『日本経済政策年報XLI』。

参考文献

- 〔1〕 青木昌彦 (1989) 『日本企業の組織と情報』
- 〔2〕 石川経夫 (1991) 『所得と富』
- 〔3〕 伊藤秀史 (1987) "Information Processing Capacity of the Farm," *Journal of the Japanese and International Economies*, 1.
- 〔4〕 経済改革研究会 (1993) 「振興緩和じょうじ——中間報告——」、「経済改革じょうじ」。文部省の規制対象の数は他の省庁に比べて極端に少ない。逆説的だが、今まで政策省庁で最も自由化されていた、文部行政不必要、の各れでもないならば他省庁の徹底的な規制緩和の必要性に対する文部省は必要な仕事を欠いていたことになら。
- 〔5〕 旧電機労連 (1986) 「10年間電機労働者の意識調査結果報告」、『調査時報』第1111号、〔6〕 (1988) 「日本電機労働者の意識比較調査結果報告」、『調査時報』第1111号。前者の総満足度一位スウェーデン、日本はフランスを除く九ヶ国中八位、特に仕事の面白さは香港を除いて九位、調査に入った11社全主義國にも及ばない。
- 〔7〕 Nishimura, K., Yagi, T. and Yano, M. (1993) 'Working and Training : A Non-Linear Dynamic Analysis of Human Capital Development,' 『六大学連携・経営統合研究報』第1号。
- 〔8〕 森田義一 (1993) 「人口動態・高等教育・経済政策——対話——」、「日本・ベニアトへの赴験——」、『日本経済政策年報XLI』。

ない。②仕事への志向性が高校時代からのコース教育によって養われている。③高転職率とも関係するがリカレント教育のインテンティ (時間集約度) が極めて高い。④仕事への嗜好性は賃金・報酬を必ずしも転職の目的とさせないが、そのためには、連帯賃金制、税制、教育保障、社会保障等多少の変動はあっても制度的に誘因条件が確立されている。

日本の産業構造・職種も相当の変化が予想される。それは上述の指數 ρ の低下となって表れる。教育循環は避けられない。ライフ・サイクルの幾つかに訪れる転職は積極的・能動的であるべきである。前拙稿の學習三型は個人の効用に基づいて決定され、マクロ三型のいずれになるかは教育市場の個人の多様な選択による。上記の仕事の嗜好性に従い得る報酬の公平性、諸制度はその補完に過ぎない。また、日本の大学産業はここ何年間か個々にも全体的にも融合型の改革をしている。他方、数年後にかなりの倒産を含む整理が始まっているだろう。この期に際して、私案外の政策は財政を含めた全面的規制緩和が多い。しかし、準備財としての高等教育(支払いと便益の異時性、便益の不明確性、特に日本では若年時に支払い者と受益者が同一でない)にはそれは適さず、また本格的なリカレント教育が労働の内・外部両市場に対応するには公共財的要因も考慮しなければならない。なお、倒産・合併の予測と政策は基本的に私の本学会での講稿がありモデルはその後の需給の諸数値を僅かに変更するのみで十分である。

予定討論者・中京大学・白井正敏先生に感謝致します。

〈自由論題〉

日本の製造業企業の国際競争力と産業組織

明石芳彦
(大阪市立大学)

はじめに

日本製造業の国際競争力の原因は、「一度に及ぶ石油危機への「柔軟な対応」により獲得されたと見なされることがある（日本の貿易黒字が拡大したのは一九七六年以降もしくは一九八一年以降であり、黒字幅の量的安定も考慮すると、それは一九八三年以降であるが、貿易収支は全産業に関するものであり、個別産業または個別品目の国際競争力の強弱と直接連動するわけではもちろんない）。つまり、企業経営の面では、コスト削減運動、労働者の協力的態度、企業間関係の面では企業数の相対的な多さと横並び型の競争関係の維持などに着目する見解である。そこでは、日本の企業間競争の激しさゆえに、生産費用や取引費用の削減などコストの上昇を抑制できたことが重視される。だが、そもそも生産コストが低いといっても、いかなる意味で低いのか。コストと生産性、品質ならびに生産技術との関係、そして日本の産業組織（もしくは市場メカニズム・生産システム）と生産効率の関係を規定する要因は日本に固有のものだらうか。

総じて、日本の製造業企業の柔軟な適応力や国際競争力は、はたして「競争が激しい」とされる日本の「市場メカニズムの良好さ」「労働者の融通の良さ」もしくは「企業間関係の柔軟性」に求められるのか、それとも産業政策などそれ以外の要因が重要なのだろうか。これらの問題は本来、それぞれ個別に検討される必要もあるが、ここでは日本型システムとしての連関性を中心検討する。

二 日本の国際競争力と生産費用

(1) 日本の国際競争力はいつから高いか
わが国の産業別輸出構造（全輸出額に占める輸出主導産業の割合）の推移を見ると、一九六〇年では織維品三〇・一%、鉄鋼九・六%、一九七〇年では電気機械一四・八%、鉄鋼一三・二%、一九八〇年では自動車一七・九%、電気機械一七・五%、一九九〇年では電気機械三三・〇%、一般機械二二・一%、一九九二年では電気機械二二・八%、一般機械二二・五%である。また、品目別輸出構造（全輸出額に占める輸出上位品目の割合）の推移を見ると、一九五〇年は綿織物二四・九%、鉄鋼八・七%、一九六〇年では鉄鋼九・

・六%、綿織物八・七%、一九七〇年では鉄鋼一四・七%、船舶七・三%、一九八〇年では乗用車一二・四%、鉄鋼一一・九%、一九八六年では乗用車一五・八%、鉄鋼六・一%である。

一方、近年の主要輸出産業における輸出比率（輸出額／売上額）の推移は、八五年（第II四半期等）をピークとしており、ピーク時の輸出比率は、自動車産業で四九・二%、電気機械産業で三八・二%などとなっている。一方、日本の財別輸出額のうち、近年の資本財の割合は五五%前後を占めている。こりでいう資本財とは、一般機械、家電機器を除く電気機械、乗用車・二輪車類を除く輸送用機械である。

(2) 日本製品の国際競争力と費用構造

① 労働コスト
労働コストは一般に、賃金水準や俸給（compensation）から比較できる。俸給とは、payments（給与）+ benefits（退職金積立分、社会保険、ボーナス、私的便益計画、休暇、家族手当、病院療養など）である^①。

(1)式を用いたHooper-Larinの計測によれば、一九六〇～八三年についての日本のULCは、イタリアや韓国を除く、各国の水準よりも概ね低い。それは為替レートの変化（円高）に起因して一九八五～八六年に高騰し、その後も急上昇している。一九八八年みて、日本のULCはアメリカよりも高いものの、ドイツ、イギリス、フランスよりも低い。

(2) 資本コスト

一九七五～九〇年にについて日本の水準はアメリカの水準よりも約三～四ポイント低く、一九九一年で日米の資本コストがほぼ同水準になる（『経済白書』一九九二年版）。

(3) 原材料・中間投入財コスト

原材料費・出荷額比率は一九八二年にについて、日本がアメリカ、西ドイツよりも五ポイント以上高い。売上高原価率も一九八〇～八八年で、日本の水準がアメリカの水準よりも三～五ポイント高い。販売費・一般管理費比率は日米間でほぼ同様である。

(4) パラメーターとしての為替レート

以上のコスト構造の分析により、日本の場合、労働もしくは資本のコスト要素は一九八五年もしくは一九九〇年まで相対的に低いけれども、原材料や中間投入財の費用は従来から相対的に高く、Jorgenson-Kurodaの計測によれば、総投入コストでは一九九〇年ににおいて日本の方が高い。その背景として、輸出主導の製造業企業の場合、「材料費」が製造費用の七〇～八〇%を占める一方、「労務費」は製造費用の五一〇%を占めるはずがないのがある（ただし、「減価償却費」は製造費用の四～七%を占めている）。一九七三

$$ULCi = (ER_i \cdot C_i / H_i) / (PPPi \cdot O_i / H_i) \quad (1)$$

年や一九八六年の田高は、日本の総技入ロペルや製造総費用を相対的に大きく増加させ、田安の利点を大きく削除するのである。

(3) 労働生産性と国際競争力

製造業における生産性水準を一九七五年と一九八八年にいて国際比較してみよう。一九七五年では大半の国が日本の水準以上である。一九八八年でみると約半数の国がそれである。つまり、購買力平価方式ではなく労働レート方式に基づくデータの場合、生産性は日本が最も高いとなる場合もある。だが、一九九〇年にいて、製造業の時間当たり生産性は購買力平価方式ではすべての国が日本より高くなり、労働レートベースではアメリカだけが日本の水準以下となり、ドイツ、フランスは日本の水準以上である。日本の労働生産性は低いことが分かる(『通商白書』一九九三年版)。

先の(1)式において、ULCは単位労働時間俸給/労働生産性で定義されたが、単位労働時間俸給だけをみると、日本の水準は一九七五～九〇年において国際的に低い。そのとき、労働生産性が高ければULCも低水準となるけれども、労働生産性がそれほど高くなければULCは低いとは一義的にならなくなる。

III 日本の産業組織(集中度)と国際競争

(1) 日本の産業組織と国際競争力

日本の輸出行動を産業組織(小売・市場集中度)と関連わせた分析した結果は、³⁾ まだ統一の見解を得られていない。新井(1985/87)

では、輸出手率(輸出手/生産額)と産業集中度との間に相関関係がないと結論づけている。一方、土井(1986)では、重回帰分析の中で、一九七六～八〇年の輸出手率と集中度(CR4)が有意な正の相関関係はあると検出している。集中度と輸出手率が正の相関関係にある場合、なぜ寡占産業で、輸出手動が促進されているかの解説が重要となる。つまり、輸出手動に一定の市場支配力を必要とするところから、それとも国内での競争を「回避」し海外展開している場合や、国内での十分な利益に基づき、稼働率を維持するため海外でも販売(輸出手)しない場合などの可能性を検討する必要がある。

新井の今回の試算では(1)一九七一～七六年、(2)一九七七～八一年、(3)一九八二～八六年、(4)一九八六～九〇年のいずれの期間についても、輸出手率(『通商白書』各論における主要品目の輸出手率の五～六年間平均値、EX)と市場集中度(公正取引委員会・生産集中度指標の輸出手率EXに対応する期間平均値:H.I., CR3)との間に有意な関係はなかった。よって、主要輸出品目による限定された資料に基づいて分析結果ではあるが、市場構造だけで、競争が激しいほど輸出手率が高い(つまり国際競争力が強い)とは言えないところなんだ。

明日の回帰分析の結果は、次のとおりである。() 内はt値)

(1)	一九七一～七六年 EX=0.00690H.I.+29.3 R ² =0.002 N=33 (0.245)
(2)	EX=0.126CR3+23.2 R ² =0.023 N=33

は「弱い」、「やや弱い」と言えれば弱い」が111・7%である。一方、非価格面が「強さ」、「ややかかると言えれば強さ」の考え方は74・4%やある。なお非価格面よりも、とくに納期の正確度や、②性能などを擲げてみると企業が多く(『通商白書』一九九〇年版)。それは鋼鉄開発競争、とくに製品に備わる機器開発の「技術力」化競争の結果と理解できるだろう。

参考文献

- 土井義(1986)『輸出手と国際競争』(河出書房)
- Hooper, P. and K.A. Larin (1988), "International Comparisons of Labor Costs in Manufacturing," *International Financial Discussion Papers*, No.330, Aug., Board of Governors of the Federal Reserve System.
- Jorgenson, D.W. and M.Kuroda (1992), "Technology, Productivity and the Competitiveness of U.S. and Japanese Industries," in *Japan's Growing Technological Capability*, ed. by T.S. Arison et al., National Academy Press, Washington, D.C.
- 新井(1985/87)「半導体国際化と価格変動による影響」、「CR4と日本貿易収支(輸出手)の産業組織と価格変動」大蔵省監修
- (脚註)
- ② 日本企業の競争メカニズムと国際競争力
国内競争が激しくなることで、価格面での輸出手競争力が高まるることは間違いない。通産省の調査によると、我が国の輸出品の国際競争力が価格面に掛かっている企業は118・119などであるが、価格面で

技術非効率として観測されるX非効率

鳥居昭夫

（機械國立大學）

一 「非合理的」行動

X非効率の存在に関して、「非合理的な(irrational)行動」というものは存在するものなのか」ないしは、「経済主体のパフォーマンスを示した主体の非合理的な行動の結果に帰属することができるか」という論争がある。X非効率が一般的な現象であると考える研究者は、経済主体の行動に「非合理的」行動を含めることによって、新古典派による合理的な行動・最適化行動の結果として経済主体の行動を解釈する立場を、拡大し一般化できることがX非効率の議論の本質であると主張する。一方で、合理的な判断を実行するためにはコストがかかると仮定し、経済主体は合理的な行動による効率性とそのコストの間のトレード・オフを考慮し、どの程度合理的に行動するかを最適化するとして行動を分析することができる。この方法を採用すれば、一見非合理的な行動も新古典派の範囲内で解釈が可能となるから、X非効率の議論は不要となる。

「合理的行動」の仮定は、解析的な処理を容易にするためには非常に強力な概念であり、たとえば労働者の効用関数にレジャーライフを最適化するとして行動を分析することができる。この方法を採用すれば、一見非合理的な行動も新古典派の範囲内で解釈が可能となるから、X非効率の議論は不要となる。

常に強力な概念であり、たとえば労働者の効用関数にレジャー等の要素を取り込むことによって、X非効率と考えられている現象まで

も解釈可能なように、対象を容易に拡大することができる。したがって、新古典派的には説明が不可能であるが、X非効率の議論では説明が可能であるという決定的な事象が認められない限り、X非効率の議論が新古典派の議論の実質的な拡張となっているかどうかを判断することは難しい。

同じ投入量から異なる量の生産物が製造されている場合、この現象はX非効率が存在している証明となると解釈される場合が多い。このような生産性における分散の存在は、技術非効率(Technical Inefficiency)として、これまで数多くの実証研究の対象となってきた。しかしながら、技術非効率が観測されるというだけでは必ずしもX非効率の存在を意味しているとは限らない。たとえば、労働者の効用関数の要素である「レジャー」等の変数は観測が難しく、生産フロンティア関数の推計は失敗しやすい。推計に失敗した場合には、観測されるパフォーマンスに分散が生じるのは当然であるから、生産関数からの乖離をすべてそのままX非効率であると識別することはできない。このように、技術非効率が存在することを証明しただけでは新古典派の議論を排除することはできない。

また、技術進歩がある場合、毎年最新の技術を導入するため設備を不斷に更新し続ける限り、フロンティア生産技術に比べると非

効率になる。しかし、設備更新が費用ゼロでできないかぎり、各時点で最も効率的である技術を不斷に導入し続けることは、社会的に最も効率的ではない。したがって、短期的な視点で技術非効率として観測されても、その非効率は見掛け上表れるに過ぎず、個別主体にとっても社会にとっても非効率とは言えない場合がある。また、そのようなな見掛け上の非効率が市場構造と相関を持つてしまう可能性もある。企業数が多くなり規模が小さくなればそれだけ、最適な設備投資の間隔も広がるからである。逆に市場が独占的である場合も、インセンティヴが低減してしまうことによって、技術非効率が拡大することがある。しかし、この場合も企業は主觀的には最適な判断を下しているのでX非効率ではない。社会的に非効率である可能性があるが、その非効率はあくまで個別企業の最適性と社会的な最適性との食い違いによるものであるから、資源配分非効率に分類されるべきものである。したがって、非効率の水準が市場構造と相關を持つことを証明しても、それだけでは観測された技術非効率がX非効率であることを明らかにしたことにはならない。」のよう

に、今まで観測されてきた技術非効率がすべてX非効率であると言ふことはできない。

一方、X非効率が発生していたとしても、すべての経済主体に同じ程度に非効率が発生していることは可能である。この場合には、生産性に分散は観測されないから、X非効率を技術非効率として観測することができない。したがって、一般には技術非効率の存在は測することができない。したがって、一般的には技術非効率の存在はないX非効率が存在するための必要条件でもないし、十分条件でもないのである。以上で明らかにしたように、これまで実証的にはX非効

率が存在することなどが必ずしも明らかにされてきたわけではないのである。

二 制御の有無によるX非効率の定義

通常X非効率は、Leibenstein(1987)によって表されるように企業の内部組織上の問題として考えられている。内部組織において発生する非効率の要因をまとめる

ある計量可能な生産物ないしはサービスを生産する組織を考える。この組織の構成員からなるある真部分集合(一人の集合でもよい)がその集合の利益のために、組織全体の生産物の最大化をはかるために必要な行動をとらないことがある。

となる。しかし、このような原因によるX非効率の定義はオペレーションナルではなく、観測することが難しい。したがって、計量的に検証することが困難である。さらに、原因による定義は以下に示すとおり論理の循環を招いてしまふこともあり、反証可能な議論を行うことが難しかった。

原因によってX非効率を定義すると、たとえば日和見的行動などから考えると明らかにX非効率が発生している場合において、最も、経営者は管理費用と生産性のトレード・オフを考えて、最適な水準に管理のレベルを選択することができる。この場合、結果として発生する非効率性の水準が、最適なレベルに選択されるということに等しい。この意味において、経営者は合理的に行動している。非合理的な行動をその原因によって定義・説明しようとする、結局どこのレベルにおいて、このような合理的な行動を導入せざるを

えない。いりやな、いのシソノマを「合理性の階層性」へ留め。田和身的行動をとる労働者によって、いの程度の田和身的行動をとるかという水準を決定するにあらるので、いの階層性の問題に直面している。

「合理性の階層性」が、田の内のチャック・エカーリスムによつてX非効率の水準が制御可能であるかぎり、避けることができる。したがつて、論理の循環を避けるためには、X非効率を原因によつて定義せねば、いの制御可能性を否定し「最適な水準になるように制御する」とができない非効率として定義せねばならない。すなわち、制御不能性をもつてX非効率を定義するのである。いの定義は発生要因について言及しているわけではなく、X非効率の源泉は、企業の内部組織の問題だけでなく資源配分非効率である。

しかし、すべての非効率をX非効率とするのではなく、発生した非効率の存在が認識されていないので最適な水準に制御されていないものだけをX非効率とするのである。存在が認識され、最適な水準にコントロールされている非効率は、もはや「X」ではない非効率と見えていいのである。

いの定義の利点は、「何がXか」「非合理的行動」等の認識論上の問題を避けたことができるといふことだ。何らかの形でX非効率の水準が制御されているならば、必ずその制御変数はimplicit priceを持たはずである。なぜなら最適化するためには制御が必要である理由は、制御のために要する（経営）資源が希少であり、費用〇で用ひたいのができないからである。いの implicit price は統計的に何らかの効果を持つはずであるから、計量的に観測わかる。

III X非効率の推計

ある財 y を生産するのに、 x という投入財と α という要素が使われているが、 x と α だけが外から観測することができると仮定する。 x は先程の例で、経営努力などの生産水準を決定する重要な変数となつてゐるが、外からは観測できない変数である。与えられた x の値に対しても y を最大にするセカンド・ベストの α の値を $z_0(x)$ とする。 α の $z_0(x)$ からの距離 $4z$ はそれほど大きくないことを仮定して、 $z_0(x)$ の周辺ドライバー展開する。

$$y = f(x, z) = f(x, z_0(x)) + 4z f_z$$

$$+ \frac{(4z)^2}{2} f_{zz} + o^3(4z)$$

である。COLEの(Corrected OLS)法等によりて分解を行ふと、上式右辺の第一項は生産フロンティア関数として観測される。第三項は生産関数 f の凹性によつて負の方向に尾を持つ非対称的誤差項、すなわち技術非効率を示す項として観察される。

いの f_z が〇であり、第一項が欠視である場合を考える。 α は $4z$ には正規分布 $N(0, \sigma_z)$ を仮定する。最後に、 σ_z を標準偏差とする正規分布で示される推計誤差を仮定する。いの設定の下で、生産フロンティア関数を推計すれば、フロンティアからの誤差項の四次までのモーメント (m_2, m_3, m_4) の間で、 σ_z と σ_α の値に依存しない。

$$m_4 = 3m_2^2 + 3|m_3|^4/3$$

もとより関係が成立するに分がる。

f_z が〇やない場合では、やがての変数 α の implicit price が〇のケースである。 α の implicit price が正の値である場合では、最適化の結果 f_z が同じ正の値である。 f_z が〇やない場合には、ヤンチカルロ法によつて推計する。上例で11次のヤーベンスの係数にあたる部分が、 f_z が〇より大きくなるにつれて急激に低下する傾向がある。したがつて、implicit price が〇であるか否かが分かる。三次のヤーベンスにかかる係数の推計値が3であるが否かを検定するにあたりて確認することができる。

$$\begin{aligned} m_4 - 3m_2^2 &= 0.1890 + 3.16m_3^{4/3} \\ (35.06) \quad N &= 333 \end{aligned}$$

上記の回帰式を得る（括弧内は α ）。三次のヤーベンスの係数が〇より小さい可能性は小なり。したがつて、生産関数の推計において生産性を左右する何らかの重要な変数が欠落しておらず、しかもその変数に対する implicit price は十分〇に近いと考えられるべきであるといふことだ。細く換えれば、欠落している変数は他の何らかのコバートとのトレード・オフに対して最適化をやれてしまふのである。したがつて、いの非効率は本報告で定義した意味におけるX非効率であるに他ならぬことが明らかである。

また、いの定義によつて観測されるX非効率の水準は三次のヤーベンスのみによる決定されるが、いの水準は今まじCOOLの概念もつて観測されれたが、技術非効率の水準と一対一に対応を付せねばならぬ可能性がある。したがつて、それがCaves and Barton (1990) Caves and Associates (1992) による明かにされたが、田和身的行動をとる労働者による田和身的行動をとるかという水準を決定するにあらるので、田の階層性の問題に直面している。

＊ 誌
Caves, R. E., and D. R. Barton, 1990, *Efficiency in U.S. Manufacturing Industries*, Cambridge: MIT Press.

Caves, R. E., and Associates, 1992, *Industrial Efficiency in Six Nations*, Cambridge: MIT Press.
Leibenstein, H., 1987, *Inside the Firm, The Inefficiencies of*
Hierarchy, Cambridge: Harvard University Press.

独占禁止法「十八条の一」について

増田辰良
（北海道情報大学）

はじめに

昭和五十二年改正時に導入された独占禁止法十八条二「価格の同調的引上げ理由の報告義務」は寡占産業の意識的並行行為、あるいは共存共榮政策的なプライス・リーダーシップを抑制するという行為規制目的をもつていて、本稿の目的は、公正取引委員会が収集した基礎資料（公取委『年次報告』）を使って、独占禁止法という法規制下にある寡占産業のプライス・リーダーシップの実態を明らかにするのである。分析期間は昭和五十二年から平成三年までとする。

公正取引委員会では毎年度、あらかじめ対象品目を公表し、当該品目において同調的な価格の引上げがおこなわれた場合、当該企業よりその引上げ理由を徴収し、その概要を国会に『年次報告』として提出し、国民に公表する（「四四条一項」）ことを通じて、企業を社会的批判にさらし、不合理な価格の同調的引上げの自制を促すことを期待している。制度導入後の報告徴収対象品目数は現在（平成三年）までに四九品目から八三品目へと増加してきた。このうち、引上げ理由を徴収された品目の累計数は五九品目（企業数二〇二）である。このうち、実質的には三一品目がつねに報告を徴収されてきた。

き」に充たされる。

二 市場構造

本節では生産集中度類型と国内総供給価額の成長倍率とから報告徴収品目の市場構造にかかる特徴をみる。

三一品目の生産集中度類型（昭和五年基準、妹尾編（一九八三）七六一七七項）をみると寡占型〔I〕（H・I・（三、〇〇〇以上）、「II」（H・I・一、八〇〇以上三、〇〇〇以下）に属するものが大半であり、そのうち業界内でも一一二位間の集中度格差が大きい品目が多かった。このことは累犯品目において顕著であった。

累犯品目の国内総供給価額の成長倍率をみると、いずれの品目とも低成長品目（一・四九一・〇〇倍）に属するものが大半であった。

次に、累犯品目について各引上げ時の国内総供給価額と上位三社集中度との推移をみると、二回引上げ品目の価額はすべて前回を上回っていた。上位三社集中度については、同率・三品目・上昇・三品目・下落・四品目となっていた。一方、三回引上げ品目の価額をみると、二回目、三回目引上げ時に必ず前回を上回るもののが六品目、上昇と下落を繰り返すものが二品目、上昇し、次に同額になるものが一品目であった。上位三社集中度については、二回目、三回目時に必ず前回を上回るのが一品目、下落するのが五品目、上昇と下落を繰り返すものが二品目、同率（下落）と下落（同率）を繰り返すものが二品目であった。概して、価額は前回の引上げ時を上回る品目が多く、上位三社集中度は下落するものが多かった。

III プライス・リーダーシップの特徴

本節では、価格の引上げ期日と引上げ率の格差からプライス・リーダーシップの有効性とその特徴をみる。その際、『年次報告』にしたがい、各産業内で最高の市場占有率をもつ企業を首位企業、それ以外の企業を下位企業とする。ここでは、プライス・リーダーシップをドミナント・リーダーシップと、パロメトリック・リーダーシップとに分ける。ドミナント・リーダーシップとは、期日についていえば、文字どおり首位企業が支配的に引上げ期日の先導役をして、それに下位企業が追随する形態である。他方、下位企業が先導役をとる。同様に、引上げ率についても首位企業の引上げ率が下位企業のそれを上回る場合を●（ドミナント）、逆の場合を△（パロメトリック）とする。

(1) リーダーシップ形態
首位企業は下位企業よりも先に引上げたとしても、その引上げ率は下位企業よりも低いケース（ドミナント・△）が多かった。一方、下位企業が首位企業よりも先に引上げるときには、その引上げ率も首位企業より高いケース（パロメトリック・△）が圧倒的に多かった。特に、このことは三回引上げ品目について顕著であった。こうしたことより、期日について首位企業が先導役を発揮することが多いが、引上げを必要としているのは首位企業よりもむしろ下位企業であることが多い、と考えられる。

(2) 追隨状況

期日については一六一一〇日の間隔で追隨する場合が多かった。特に、首位企業が先導するときには大半が二〇日以内に追隨していた。平均追隨日は首位企業が先導役を果たすときの方が下位企業の場合よりも短かかった。引上げ率については、〇・一一〇・五%の間隔で追隨する場合が多かった。首位企業が先導するときには(●)、最大二・五%の格差内にあつたが、下位企業が先導するときには(△)格差にもバラエティがみられた。ここでも平均追隨率は首位企業が先導役を果たすときの方が下位企業の場合よりも小さかつた。

また、累犯品目の追隨状況の変化をみると、期日については明確な特徴はみられなかつたが、率については変化後△になる場合が多かつた。期日について必ずしも変化状況に一定のリズムが観察されなかつたのは自明である。例えは、従来、ビル業界では酒税引上げ時の一斉引上げ以外はサッポロ、アサヒが交替で先導役を果たすバロメトリック・プライス・リーダーシップが典型的であったが本制度導入後の三回の引上げをみると、期日についてはバロードミッドミ、率については希望卸売価格が△→●→△、希望小売価格が●→●→●と変化していた。首位企業であるキリン(ドミ、●)が明らかにリーダー役を果たすように変化していた。これは、「十八条の二」の規制下ではプライス・リーダーシップを違法としないために、合理的な理由(原材料費等の生産要素価格の上昇)を報告さえすれば、比較的容易に引上げが認められるので、こうした法規制下においては企業は違法感を抱くことなく、プライス・リーダー

り返すほど、最下位企業が最も高い費用上昇率を最も早く価格へと転嫁していることがわかつた。

さらに、費用上昇率を説明変数、価格引上げ率を被説明変数とする回帰分析を試みた結果、有意水準から判断すると全品目(百二二ケース)、累犯外品目(三〇ケース)、二回引上げの累犯品目(三三ケース)ではこの転嫁力は十分に大きいことがわかつた。三回引上げの累犯品目(五九ケース)では必ずしも有意な関係は検証できなかつた。このうち、中間財の性格をもつ、自動車用タイヤチューブ(十一ケース)、鉄管(九ケース)において、有意な正の相関関係を検証できた。そこで、鋼材(五品目、四八ケース)についても、同様の分析を試みた結果、一品目を除き、すべて正で有意な相関関係のあることが確認できた。こうした回帰分析の結果より、費用の上昇を十分に価格に転嫁している企業が多い、と考えられる。

五 結び

本稿の分析より、法規制下のプライス・リーダーシップの特徴を要約すれば、次のようになる。

(1)引上げ期日、引上げ率の追隨状況より、首位企業が先導する方が下位企業が先導する場合よりも、より速やかに追隨がおこなわれ、より有効なリーダーシップが発揮されていた。(2)価格の引上げを必要としているのは首位企業よりもむしろ下位企業である場合が多かつた。一方、首位企業は引上げ期日を先導する役割を発揮することが多かつた。(3)ただし、いずれの企業とも費用の上昇を十分に価格に転嫁していた。(4)首位企業が先導するときの追隨期日と率格

シップを実行できるとの証である、と考えられる。

さらに、引上げ年間隔と追隨状況の変化とをみると、年間隔については最初に引上げてから二年後(八品目)、三年後(五品目)に再び引上げている品目が多かつた。全体では三年後以内に引上げたものが一六件あり、そのうち特に二回目に引上げたときに一三件あった。このことは、二回目までの引上げには学習効果が働きやすいことを示唆している。一方、三回目の引上げ時に前回よりも年数が縮小していたのはわずかに二品目(魚肉ハム・ソーセージ、一般日刊全国新聞紙)しかなかつた。追隨状況の変化については期日、率とともに明確な変化はみられなかつた。

四 費用上昇の価格への転嫁力

価格引上げ理由の大部分は、原材料費、加工費、賃金などの生産要素価格の上昇による収益の悪化を防ぐためである、と答えている企業が多かつた。本節ではこうした費用上昇の価格への転嫁力を考察する。

最も引上げ率を高くする必要があるのは、最も費用上昇率が高い企業であり、そうした企業は引上げ期日も最も早くなるものと考えられる。この状況をみると、最高の費用上昇率企業と最高の価格引上げ率企業とが一致するケースは全体で十七回あった。全体でみると、中位(二~三位)企業よりも、首位企業と最下位企業とに二分していた。三回引上げ品目では最下位企業の一致数が多く、さらに引上げ期日をも先導していることが多かつた。一方、二回引上げ品目では、首位企業の一一致数が多くなつていた。つまり、引上げを練

差が小さいことから、実質的には首位企業の価格設定行動が産業の均衡価格水準の決定に大きな役割を果していった。(5)先導役にリズミカルな変化がないことより、本制度導入後、その規制目的とは裏腹にかなり自由裁量的なプライス・リーダーシップが実行されている可能性もあつた。

本条の実質的な効果を知るためには、本稿で分析した報告微収品目よりも対象品目であるにもかかわらず、これまで一度も報告を微収されていない品目における価格設定行動を分析する必要がある。また、規制効果を高めるためには、「十八条の二」における経済的弊害の基準作りをする必要がある。例えば、報告微収要件を充たす価格の変更がおこなわれた場合には、意思の疎通があつたのかどうかを調べ、追隨期日と率格差の大きさからリーダーシップの有効性を検討し、有効であれば、その市場成果(利潤)が競争制限的なプライス・リーダーシップによるものであると判断されるときには、その排除措置を命じたり、課徵金の徴収を命じるなどの法的措置をとる必要がある。

参考文献

- [1] 井手秀樹「高度寡占産業の構造・行動規制」、八田・井手編『寡占産業の経済学』勁草書房、一九八九年。
- [2] 今村成和「カルテルの禁止とその限界」、今村・馬川・正田・来生著『現代経済法講座』二 カルテルと法』三省堂、一九九二年。
- [3] 植草益『産業組織論』筑摩書房、一九八二年。
- [4] 公正取引委員会『年次報告』(財)公正取引協会、各年度版。
- [5] 関根芳郎「独占的状態の規制と同調的値上げ」、『ジャーリスト』六

八五号、有斐閣、一九七九年。

[6] 妹尾明編「現代日本の産業集中」日本経済新聞社、一九八三年。

[7] 高橋岩和「高度寡占対策としての同調的価格引上げに関する報告」

徴収制度および独占的状態の規制制度について」経済法学会編『改

正稿「禁止法の十年」有斐閣、一九八七年。

[8] 岩瀬知「価格の同調的引上げに対する理由の報告徴収制度」『經濟

法學会報『禁止法講座 II』商事法務研究会、一九八一年。

[9] Bain, J. S., "Price Leaders, Barometers, and Kinks,"

Journal of Business, 33(3), (July 1960).

Holthausen, D. M., "Kinky Demand, Risk Aversion, and Price Leadership," *International Economic Review*, 20(2),

(June 1979).

(謝辞)

本稿は、日本経済政策学会第五回大会（於愛知学院大学）における発表原稿に基づいている。学会発表では、討論者の皆川正教授（名古屋大学）、座長の小西唯雄教授（関西学院大学）、およびフローリー・新庄浩二教授（神戸大学）をはじめ多くの先生方より有益な助言をいただいた。ここに記して、感謝いたします。今後、これらした助言を参考にして、内容を一層精緻化していくたい。

価格規制の見直しの方向性

——プライス・キャップ規制を中心とした——

井 手 秀 樹

〈神戸学院大学〉

規制緩和の問題は、我が国においてはアメリカからの市場開放要求とともに、経済の活性化という要請を基本とし、「民間活力の導入」、「内需拡大」「内外価格差の解消」などの要請に対応するものとして論じられてきた。規制緩和については、一九九三年末に経済改革研究会が「規制緩和について（中間報告）」（いわゆる平岩レポート）をまとめ、さらに規制緩和を含む「最終報告—経済改革—」についてを発表した。そこでは、経済的規制について「原則自由・例外規制」、社会的規制については「自己責任」を原則に最小限とし、「不斷に見直し、透明、簡潔なもの」とするところ基本方針が示された。

しかし経済的規制では、需給調整の観点から行われている参入規制、および価格規制などはできるだけ早い時期に廃止することを基本に、例外制限のものについては公正・簡潔・透明性を原則とし、価格規制は必要最小限の商品・サービスに限定し、また規制方法として幅料金制、上限価格制を導入することが示された。

また、一九九四年の公共料金値上げ凍結問題に関連して、凍結措

置を一時しのぎに終わらせないよう公共料金改定の際の新たな認可基準として、プライス・キャップ規制の導入がクローズアップされている。

本報告では、価格規制の見直しにあたって、プライス・キャップ規制やヤードスティック規制といった新たな「インセンティブ型料金規制」の導入を検討する。

II 価格規制の概要と規制緩和

(1) 電気通信事業

電気・ガス事業と同様、あるサービスの料金は「適正な原価」に「適正な報酬」を加えた「総括原価」を基礎にして算定されてくる。料金収入が総括原価を補うという意味で「平均費用原理」に基づく料金設定である。報酬を決定する方法としては公正報酬率規制が採用されている。

報酬率は電力・ガスなどで8%（暫定的に7・1%）であるが、電気通信事業では伝統的な公正報酬率規制のもう硬直性を緩和する意図から報酬率に幅をもたせ、上限（過大な利益を防止）と下限（略奪的料金設定の防止）の間で事業者の裁量の余地を残している

のが特徴である。

(2) 貨物自動車運送業

一九九〇年にトラック運賃の規制が緩和され、それまでの認可制から事前届出制に変更された。しかし、事業者が運賃・料金を届出する場合、原価計算書の作成義務があるが、この原価計算書は詳細かつ膨大であるため、中小事業者には作成困難であるとされている。そのため中小事業者の中には事業者団体（日本トラック協会）あるいは一部大手事業者が作成した原価計算書をそのまま利用して届出している事業者がある。このことが結果的に「同一地域・同一運賃」の原因となっている。

したことがから事業者が原価計算書の提出を省略できる、いわば Process Regulation の緩和が実施される。これは規制当局が事業規模にかかわらず、無作為に抽出した事業者を標準的な事業者として、新たな原価計算により算定した運賃を上限価格とし、各事業者はこの上限までは原価計算書の添付を省略して運賃を引き上げることができる。

(3) タクシー事業

タクシー事業のように参入が容易で事業者が多い場合は、「適正な原価」プラス「適正な利潤」で等しい料金を決定することは容易ではない。事業者の経営効率によって当然、原価は異なるから、すべての事業者について個別にこの作業をすれば行政コストは非常に大きなものとなる。こうしたことから規制当局は法律的には何の根拠もない「同一地域・同一運賃」原則を守ってきた。しかし、一九九三年十一月から一部の地域では、「同一地域・同一運賃制」が廃止されたことから事業者が原価計算書の提出を省略できる、いわば

Process Regulation の緩和が実施される。これは規制当局が事業規模にかかわらず、無作為に抽出した事業者を標準的な事業者として、新たな原価計算により算定した運賃を上限価格とし、各事業者はこの上限までは原価計算書の添付を省略して運賃を引き上げることができる。

イギリスでこのような新しい規制方式が採用できたのは民営化による株式の売却のタイミングを合わせたことによることが大きい。株式を売却してしまった後での規制方式の大きな変更は困難であると予想される。

また、アメリカでも電気通信産業でイギリスの形態とは少し異なるが同様の料金規制を採用している。

プライス・キャップ規制と呼ばれるこの方式は、具体的には、技術革新や経営努力による生産性向上について、ある努力目標値 X を定め、物価上昇率マイナス X の範囲ならば、料金改定は原則自由とするものである。企業が経営努力によって目標値を超える生産性上昇を実現したとすれば、それによって得られた利益増分は、報酬として企業内部で処分してよいことになっている。

プライス・キャップ規制はこれまでの「恣意的な」規制をやめて、規制方式の中に生産性上昇率を明示的に組み入れたものであり、生産性向上のインセンティブ機能を期待できるほか、生産性向上の最適な方法が自主的に選択されるし、なによりもトランスペアアレンジを高めるといったメリットがある。

しかし、実際にわが国で適用するとなると、生産性上昇率の値をどの程度に設定するか（しばしば、規制当局と企業との間の交渉過程の不透明性が指摘される）、キャップをかぶせる財・サービスの組み合わせ（バスケット）をどうするか、またフォーミュラの見直しの期間をどの程度とするか、さらにプライス・キャップ規制を十

止され、複数運賃が認められるようになっている。

なお、タクシー料金について公正取引委員会は基本的に競争原理が働き、しかも不当に高い運賃請求を防止する「最高運賃制」の導入を求めている。

(4) バス事業

バス事業では全国を二つのブロックに分け、各ブロックごとにコスト構造が異なり、コスト水準がかなり高い公営バスや小規模事業者を除く原価対象事業者の加重平均を求め、これをブロック別標準原価とする。この標準原価と実際の事業者の原価との中间値を「運賃原価」とし、これに基づき運賃が決定される。この方式は「ヤードスティック競争」を公式に取り入れたケースとみることができる。

III 新たな規制方式

公共料金水準を総費用などから決める伝統的な「総括原価方式」には、しばしば指摘されるように、①A—IJ効果、②効率的経営や企業家精神の発揮の阻害、③競争制限的体質の助長、④透明性の欠如、⑤規制コストの増大といった問題点がある。

民営化や規制緩和に伴って経営努力のインセンティブを企業に与える「新たな規制方式」が考え出され、導入されるようになってきている。イギリスではサッチャー政権下で実施された電気通信、ガス、上下水道、航空、電力などの産業の民営化と同時に、従来の公正報酬率規制に代るプライス・キャップ規制を導入した。プライス・キャップ規制方式は、一九八四年のBTの民営化に際して、リトルチャイルド（現イギリス電力庁長官）が将来のより緩やかな規

分機能させるために運用上いくつかの補強（サービスの品質の監視など）を必要とするか、など検討しなければならない課題は多い。画期的な実験を試みたイギリスにおいても料金フォーミュラを産業ごとにみると、当初リトルチャイルドが考えていたものよりも複雑化しており、フォーミュラ設定でかなりの苦心のあとがみられる。また、プライス・キャップ規制が運用される過程で明らかとなつた問題点がいくつもある。その一つは料金フォーミュラのなかで目標とする生産性の向上を規制当局が算定する場合、その算定が困難なことから従来の公正報酬率に準拠せざるを得なくなってきたという点である。料金の完全自由化までの過渡的な料金規制と考えられているプライス・キャップ規制が長期化する場合には公正報酬率という補助が必要となつてきていることは否定できない（Report on the economic regulation of the South-East airports companies 1991, あるいはイギリス独立・合併委員会のブリティッシュ・ガバの分割に関する報告書（1993）を参照）。

まだ、プライス・キャップ規制のもとで企業は適切な将来投資の原資を生み出すことができるかが問題となる。わが国でも電力事業でのプライス・キャップ規制導入すれば、原子力発電所建設などの長期投資にマイナスとなる、という議論がある。この問題については、プライス・キャップ規制を採用しているアメリカの通信事業では、FCCの報告で長期の投資が減少するという傾向はいまのところみられないと指摘している。さらに、長期投資が必要とされる場合には、適切な将来投資をプライス・キャップ規制のフォーミュラに組み込むことも可能である。実際、イギリスの水道事業ではフ

オーミュラの中に十年間の投資計画資金を織り込むという工夫がされている。B—ISDN構想をもつ電気通信事業、天然ガス化やナショナル・パイプライン建設を抱える都市ガス事業、混雑緩和投資が必要な鉄道事業などでは、プライス・キャップ規制はインフラ整備という観点からも有効な料金規制であると考える。

四 むすび

近年、官僚コントロール型経済の変革が叫ばれているが、公共料金決定システムの問題は変革の一つの契機になるうる。今日、規制方式の改革のための絶好のタイミングを迎えており、そのための規制が必要とされる分野でプライス・キャップ規制など新たな規制方式の導入を考えるべきだろう。プライス・キャップ規制のわが国への導入の是非については議論のあるところであり、諸外国の実態を踏まえ、精査する必要がある。また、導入する場合は、公益事業の個別の分野ごとに規制を見直すやり方から一律にプライス・キャップ規制を採用することを提言したい。そうすることによって規制緩和を支持する政治活動が高まり、規制により守られている既得権益を背景とした反対運動を乗り切ることができると思われる。

参考文献

- [1] 植草益『公的規制の経済学』筑摩書房、一九九一年。
- [2] —編『講座「公的規制と産業」「電力」NTT出版、一九九四年。

産業政策と研究開発

込江雅彦

〈中央大学〉

り、その結果、日本の産業構造と産業組織にいかなる影響を与えたのかを検討した。最後に現在の日本の研究開発について、その特色をまとめてみた。

二 構 成

(1) 一九四五年～一九六〇年まで

ドッジ・ラインと朝鮮戦争以降、日本経済は次第に立ち直っていたが、今後の課題とさせて頂く。

まず、戦後を三つの時期に分類した。(1)一九四五五年から一九六〇年まで、(2)一九六〇年から石油ショック時まで、(3)石油ショック時から現代まで。この分類は、この分野における先行研究である若杉(1986)、後藤(1993)と時代区分が違うのはなぜかとの質問が学会でだされた。私が、上記の時代区分にしたのは、一九六〇年代に技術導入に対する制限がゆるめられ、その件数が増大したことや、貿易自由化・資本自由化などに対する産業政策と技術導入との関係を考察したいからである。しかし、一九六〇年代半ばに技術導入における質的転換が起きたことや、R&D投資が急速に増大したことを考へると、今後時代区分の方法についても十分に検討すべきである。

次に、上の時代区分のものと、技術導入がなぜ規制され、規制の基準はどのようなものであったのか。また、そのための政策は何であ

- [3] 植草益・横倉尚編『講座「公的規制と産業」「都市ガス」NTT出版、一九九四年。
- [4] 林敏彦編『講座「公的規制と産業」「電気通信」NTT出版、(近刊)』
- [5] 拙稿「インセンティブ規制の導入」『中央公論』一九九四年三月号。
- [6] —「価格規制とその見直しについて」『公正取引』一九九四年二月号。

(付記)

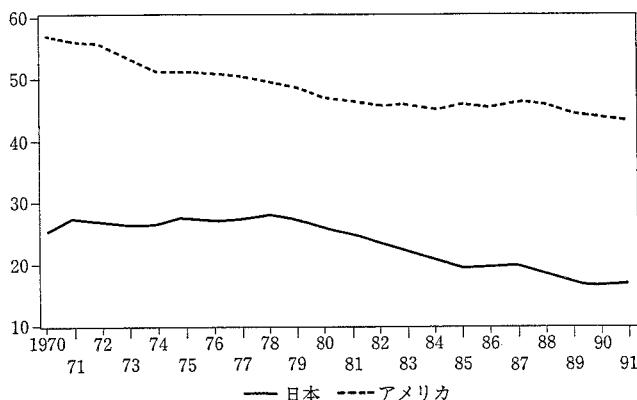
本報告に際して討論者をお引き受けいただいた東京大学の植草益氏および八千代国際大学の佐々木実雄氏から貴重なコメントを戴いた。またフロアーから山谷修作氏(東洋大学)よりコメントを戴いた。記して感謝致します。

表1 先端技術分野の導入状況

年 度	電子計算機	半導体	原 子 力	航空、宇宙	医 薬 品	バイオ
1982	297	51	72	36	62	12
83	484	61	72	27	51	14
84	613	85	44	24	57	15
85	624	129	74	54	76	22
86	699	171	56	45	97	21
87	970	260	60	20	59	21
88	1070	240	76	62	82	22
89	1300	243	83	48	98	26
90	1642	247	88	39	80	26
91	1664	261	85	46	72	24

(出所) 『外国技術導入年次報告。昭和61年度』、『外国技術導入の動向分析。平成3年度』。

図3 研究費の政府負担割合

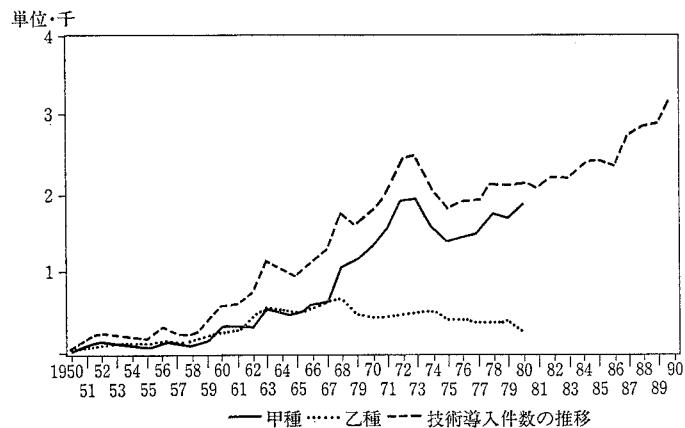


(出所) 科学技術庁編『平成5年度 科学技術白書』。

クまで
この時期の特徴は、貿易・資本自由化に対して耐えうる産業組織の形成を目指した大型合併などの産業政策がとられたことである。その中で、技術導入に関する規制緩和が実施された。一九六一年、六八年、七二年、八〇年の四度にわたって大きな緩和が行われた。特に、六年の規制緩和は、いわゆるポジティブ・リストからネガティブ・リストに変わった。すなわち、導入できる品目の明示から規制する品目の明示という転換が行われた。また、この時期から日本は軽工業から重化学工業への転換が行われ、設備投資が盛んになり、自主的なR&Dも増大した。この結果、六〇年代から石油ショックまで急速に技術導入は増え続けた(図1参照)。

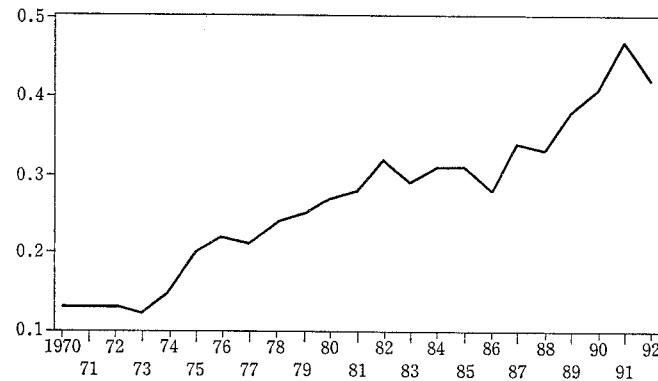
(3) 石油ショックと現代まで
石油ショックは、日本経済に大きな影響を与えた。石油に依存する重化学工業分野から、技術進歩に多くの余地を残していた自動車などの産業や第三

図1 技術導入件数の推移



(出所) 科学技術庁編『外国技術導入年次報告』。

図2 技術貿易額の収支比



(出所) 日本銀行「国際収支統計月報」。

ために技術導入を無条件に認めることはできなかった。その結果、外貨法と外資法により技術導入を選別し、その産業を税制上の優遇措置により、技術のキャッチアップを図らせた。

次に導入の基準としては、第一に重点産業の振興を図ることが考えられた。そこで、この時期は鉄鋼業などを中心に技術導入が行われた。第二に、自主技術の発展を阻害しないことが考慮されていた。しかし、この当時はまだ保護すべき技術は少なく、むしろ国内の産業育成のために技術導入を図り、その後国内でその技術を吸収することが求められた。第三に、国内の産業組織に対する影響を与えないという原則があったが、この基準も曖昧で厳密に適用されたとはいえない。

(2) 一九六〇年～石油ショック

たることはできなかった。その結果、外貨法と外資法により技術導入を選別し、その産業を税制上の優遇措置により、技術のキャッチアップを図らせた。

次産業の割合が増えてきた。

その中で、図1からも分かるように技術導入の件数も石油ショック後の一時的な落ち込みの後、七〇年代、八〇年代を通して増え続けた。特に、先端技術分野において、技術導入が活発になった。表

1は、先端技術分野における導入件数を表しているが、電子計算機が際立って多いことがわかる。これはその産業の性格にもよるので一概に比較はできないが、コンピューター関連の産業では技術革新が活発に起きていることを示しているのは間違いない。

ところで、コンピューター産業は興味深い問題を提起している。まず、「共同研究開発組合」に参加する企業に税制上の優遇措置や補助金を与えたことである。特に、一九七六年～七九年の「超LSI

I技術研究組合」はその成功例として注目されている。もちろん、このような共同研究開発がどのような役割を果していったかを、理論的にも実証的にも十分検討する必要がある。

また、コンピューター産業は「標準化」をめぐらさまざまな問題を起こしている。「標準化」をめぐる競争が、一つの製品の中で、数ヵ所で起き、競争に大きく影響を与えていた。その上、ソフトとハードとの競争も影響を与えるので、さらに複雑さを増している。

最後に、日本の研究開発の特徴として重要な問題を一つ挙げておく。それは、日本が他の先進諸国と比較して基礎研究が不足していることである。その理由は、図3にあるように研究費の政府負担割合がアメリカの半分以下であることが大きく影響している。企業研究が商品開発に近い部門に集中するため、基礎研究は政府の負担が必要とされる。技術導入から自主的な研究開発が必要とされるよう

な時代になり、企業の研究開発に対する政府の役割も含めて十分検討する必要がある。

三 結 び

この報告では、日本の戦後の技術導入の過程と現在の研究開発活動の特徴についてまとめた。そこでは、技術輸入に対して政策の影響があったことは分かる。しかし、産業政策と技術導入の関係を考察するならば、個々の産業ベースでのより詳しい分析が必要である。その際、産業構造や産業組織にどのような影響を与えたかを考察することが重要である。

参考文献

- [1] 伊藤元重他編 (1988)『産業政策の経済分析』東京大学出版会。
- [2] ハローミスト編集部編 (1977)『戦後産業史への証言』毎日新聞社。
- [3] 後藤晃著 (1993)『日本の技術革新と産業組織』東京大学出版会。
- [4] 関口未夫著 (1988)『直接投資と技術移転の経済学』中央経済社。
- [5] 鶴田俊正著 (1982)『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社。
- [6] 茂木隆平著 (1986)『技術革新と研究開発の経済分析』東洋経済新報社。

(付記)

本大会で貴重なコメントを頂いた、座長の原豊先生と討論者の柳川隆先生に心より感謝いたします。

公益事業分野におけるデマンドサイドの公共政策 ——デマンドサイド・マネジメントの考え方——

山谷修作
（東洋大等）

一 なぜデマンドサイドか

電力、ガス、水道、交通、廃棄物処理などの公益事業分野においては従来、需要の伸びを所与としてこれを充足するための施設を建設するという「供給サイド重視」の資源計画が策定されてきた。これららの財・サービスの必需性の高さや代替性の乏しさに照らせば、経済の高度成長期において安定供給の観点から供給サイド重視の対応がなされたことは、ある程度やむをえない面があった。

しかし成熟期の公益事業にあっては発想の切り替えが必要である。長期的見込まれる低い需要成長に対して、高度成長期さながらに伝統的な供給サイド重視の資源計画を策定することは、決して合理的ではない。安定的な低成長下でかなり先まで需要成長が読めるようになった現在、長期的な視野に立って、限りある貴重な資源エネルギーとそれらを供給するための既存の施設を有効に利用することに重点を置くべきである。

一方、これらの産業を取り巻く近年の経営環境の変化にも注目しなければならない。そうした環境変化として、とりわけ①供給設備建設の困難化と建設費の高騰、②地球環境問題への関心の高まり、

が重要である。これらの点に照らしても、公益事業はその伝統的なサプライサイド・マネジメントの見直しを迫られているといえよう。こゝした問題への対応策として、統合資源計画（IRP）が注目されている。IRPとは、供給サイド資源としての供給設備と需要サイド資源としてのデマンドサイド・マネジメント（DSM）とを統合されたものとして同等ベースで評価して、可能な最小費用の資源方策の組合せを選択するという計画手法をいう。この手法の一つの特徴として、計画策定のプロセスに市民団体や規制当局が参加して事業者と一緒に作業をする、いわゆるコラボレーション方式をとりやすいことがあげられる。

米国ではIRPはすでに、電力・ガス事業について三四の州規制当局により採用され、さらに八州で採用が検討されている。水道事業でも最近、一部の公営事業者によって導入が開始されている。廃棄物処理の分野では環境保護局（EPA）の新基準（一九八八年）以降、DSM方策を焼却・埋立に優先させるIRPが定着しつつある。交通分野でも一九九一年総合陸上輸送効率化法においてIRPに近い考え方が採用されている。

二 D S M の目的と方策

D S M は一般に、事業者が省資源エネルギーまたは負荷平準化を狙いとして需要家に働きかける種々の行為の総称、と定義される。その究極的なゴールは、省資源エネルギー、システム負荷平準化、環境負荷軽減を通じた、経済社会と地球環境との調和の実現にある、といってよからう。

D S M 方策は、省資源エネルギー・プログラムとロードマネジメント（L M）に大別される。前者の方策は需要を全体として削減するもので、電力・ガスでは省エネ情報の提供、建物の省エネ監査、高効率機器購入に対する金銭的奨励、水道では節水情報の提供、建物・設備の節水監査、ごみ処理では分別排出の意義に関する情報の提供、集团資源回収やごみ処理機購入に対する金銭的奨励、交通では時差出勤の働きかけや乗用車の相乗り奨励策、などがある。これらの方策の役割は、情報の不足、資本市場の不完全性、等を補正することにある。

一方、L M は主としてシステム負荷の平準化や制御性向上を図るもので、電力・ガスでは季別料金、供給遮断料金、直接負荷制御、水道では季節別料金、ごみ処理では従量制有料化、交通では季別運賃、混雑料金、などの方策がある。L M の役割は資源の真のコスト（限界費用）をシグナルすることにある。

三 D S M のコスト効果

事業者の資源計画プロセスにおいて、需要サイド資源の望ましさ

このテストは、外部性の定量化が困難なため、まだ理論の段階にとどまっている。資源選択の評価に外部性を反映させるための実務的な便法として、需要サイド資源について環境負荷が軽減される点を考慮して、一定の重み加算をしたり、逆に供給サイド資源についてコスト上乗せを行う等の代替的な方法がとられている。すでに米国では、全体の三分の一の州でこうした形で資源選択プロセスにおいて外部性が考慮されている。

四 財務的なD S M 阻害効果への対応策

省エネを狙いとしたD S M プログラムは事業者の販売量を減らし、利潤を圧縮する。さらに、伝統的な料金規制のもとでは、供給サイド投資に事業報酬が与えられるのに対しても、D S M への投資には報酬算定の基礎となるレートベースへの算入が認められない。米国の州規制機関は、このような事業者の財務上のリスクを緩和して、D S M 活動を活発化させるために、次のような料金設定方式の改変に取り組んできた。

第一に、D S M 支出を経費ではなく投資とみなし、「D S M 資産」としてレートベースに算入することがほぼ半数の州で認められている。これにより、従来の供給サイド資源獲得への偏りを是正できる。

第二に、D S M 活動に伴う収入減回復のために、販売量と利潤の関係を断ち切る手法として、D S M 減収調整制度（D S A）や電力収入調整制度（E R A M）が一部の州で実施されている。前者は、D S M の省エネ効果に起因する純収入減だけを算定して事業者に補

は、コスト効果の評価テストで判断される。標準的なコスト効果検定テストとして一般に、総資源費用（T R C）テストと料金支払者インパクト計測（R I M）テストが用いられる。最近では、環境負荷を織り込んだ社会的（S）テストを採用する動きがみられる。「T R C テスト」

D S M プログラムの実施が事業者と需要家に与える便益対費用を計測する。あるプログラムがこのテストをパスするには、次式により、便益としての回避コスト（B）が事業者のプログラム運用コスト C_u と参加者のプログラム参加コスト C_p を上回らなければならぬ。

$$B/(C_u + C_p) > 1$$

「R I M テスト」

D S M プログラムの実施に伴う事業者の電力収入の減少 R^* が確定的でない場合に、電気料金に与えるインパクトを計測する。プログラム非参加者の電気料金に与えるインパクトを計測する。プログラムの実施後に非参加者の電気料金が実施前と同じか低下するなら、そのプログラムはこのテストをパスすることになる。検定式は次による。

$$(B - C_u)/R^* \geq 1$$

「S テスト」

環境負荷等の外部性を考慮に入れるために、外部的な便益と費用を加えて T R C テストを変形したもので、次式により、D S M プログラムの実施に伴う社会的回避コスト B_s と社会的費用 C_s とを比較する。

$$B_s/C_s > 1$$

日本におけるD S M の可能性

日本におけるD S M 導入の可能性について分野別に検討しよう。資源の魅力を高め、需要・供給両サイドの資源が事業者の統合資源計画のプロセスの中で同等に扱われることを可能にしている。

D S M を奨励するための料金規制政策の枠組み作りは、D S M 投資の魅力を高め、需要・供給両サイドの資源が事業者の統合資源計画のプロセスの中で同等に扱われることを可能にしている。

日本におけるD S M 導入の可能性について分野別に検討しよう。
〔電気〕 わが国の電気事業においては、従来、D S M への取り組みはロードマネジメントの分野に重点をおいてなされてきた。家庭用には時間帯別料金の適用拡大、業務用・産業用には需給調整契約の拡充、蓄熱受託事業の開始、需要機器の直接負荷制御実験などが行われている。一方、省エネプログラムとしては、メディア広告やパンフレットなどによる情報提供活動、大口業務用・産業用需要家向けの省エネコンサルティング活動などが実施されている。

時間帯別料金の適用を拡大し、負荷平準化効果を上げるために、低価格でコンパクトな家庭用蓄熱型機器の開発を推進する必要がある。そのためには、米国で実施されているような金銭的なインセンティブの提供を伴う省エネ型D S M プログラムを導入すること

が有効と考えられる。さらには、需給逼迫と電源確保難に直面する電力会社の場合、そのエネルギー・ノウハウと経営資源を活用して、米国で実施されているような家庭向け省エネ監査とそのフォローアップとしての高効率機器導入等への金銭的インセンティブの提供方策も十分検討に値すると考えられる。

今後、日本において省エネ型DSMを本格的に導入する際には、事業者サイドの省エネ阻害要因を取り除く制度的基盤の確立が不可欠である。併せて、市民、規制当局とのコラボレーションを通じて、公益事業者が環境保全に寄与しながら前向きにビジネスに取り組めるような制度的仕組みを構築していくことも今後に残された重要な課題である。

【水道】節水プログラムの本格的展開は、事業者の収入減を招来する。そのため、短期的な渇水対策としてはともかく、長期的な資源計画において積極的に取り入れられたケースは福岡市などごく一部に限られている。しかし、成熟期にさしかかった需要条件のなかで、水道事業者は資源ビジネスとして自然環境保全への貢献を問われるようになってきた。日本においてもコスト効率分析を導入し、DSMの実施による施設建設の先送りと給水量減により回避されるコストが、事業者と需要家にとってのプログラム実施コストを上回る限り、節水プログラムを推進することが望ましい。一方、水道料金体系の面でも、使用量のうち基本水量部分について無料としている現行の方式を改め、一立方米でも使えばそのコストが料金としてシグナルされるようすべきである。

〔ごみ減量化とリサイクル〕当面特に必要性の高いDSM方策は、ごみ処理コストを住民にシグナルする従量制有料化と、これに対応して住民がごみを減量化するための受け皿としての生ごみ処理機の購入助成、資源ごみ回収、集団回収助成などの組合せである。有料化が成功するためには、実情に合った料金体系と運用制度の選択、住民への十分な説明、準備期間の設定、住民との協議の場（コラボレーション）の設定、が特に重要なファクターとなる。

一方こうした需要サイドの方策と並行して、供給サイドの施策として処理処分の過程で徹底的なごみ減量化とリサイクルを実現するための最新技術の設備を早急に導入する必要がある。そうした最新設備として注目されるものに、乾式残渣比重差選別機（資源物・可燃物選別後の残渣をさらに選別化し、埋立物資を極限まで減らす）、焼却灰溶融炉（可燃ごみの焼却残灰を高温で溶かしスラグ化する）などがある。

〔交通〕「混雑・騒音・大気汚染・事故」をもたらす「貧しい交通」から脱却し、安全でゆとりがあつて、環境にやさしい移動を実現する「豊かな交通」を実現するためには、ボトルネックとなつている施設容量の拡充や環境負荷の小さな公共交通の整備を行うとともに、混雑緩和を促進するような新たな運賃料金制度の導入を検討すべきである。こうした運賃料金制度として、時差出勤に協力する企業に対する鉄道定期券割引、ピーク時の都心乗り入れに対するロードプライシングなどが考えられる。

参考文献

- 山谷修作「米国のDSM」、「電気新聞」一九九二年六月二十五日～七月一日連載。
- 同「電力DSMインセンティフ規制政策」、「東洋大学経済論集」一九九二年十月。
- 同「DSMのバラダイム」、「エネルギー・プログラムと規制政策」、「公益事業研究」一九九三年三月。
- 同「成熟期の水道事業におけるマンドサイド・マネジメント」、「公営企業」一九九三年五月。
- 同「廃棄物減量化とリサイクルのマンドサイド・マネジメント」、「公益事業研究」一九九三年一二月。
- 同「ごみ処理有料化の公共政策」、「東洋大学経済研究年報」一九九四年五月。
- 同「求められる需要サイド重視の電力政策」、「新エネルギー・プラザ」一九九四年六月。
- 同「電気料金引き下げに必要な需要サイドの電力政策」、「週刊ダイヤモンド」一九九四年七月三〇日。

(付記)

報告に際して、討論者の井手秀樹教授（神戸学院大学）から、示唆に富む貴重なコメントを頂戴した。厚く謝意を表したい。

金融システムの安定化と金融規制の役割——日本、韓国、台湾の経験

岸 真 清

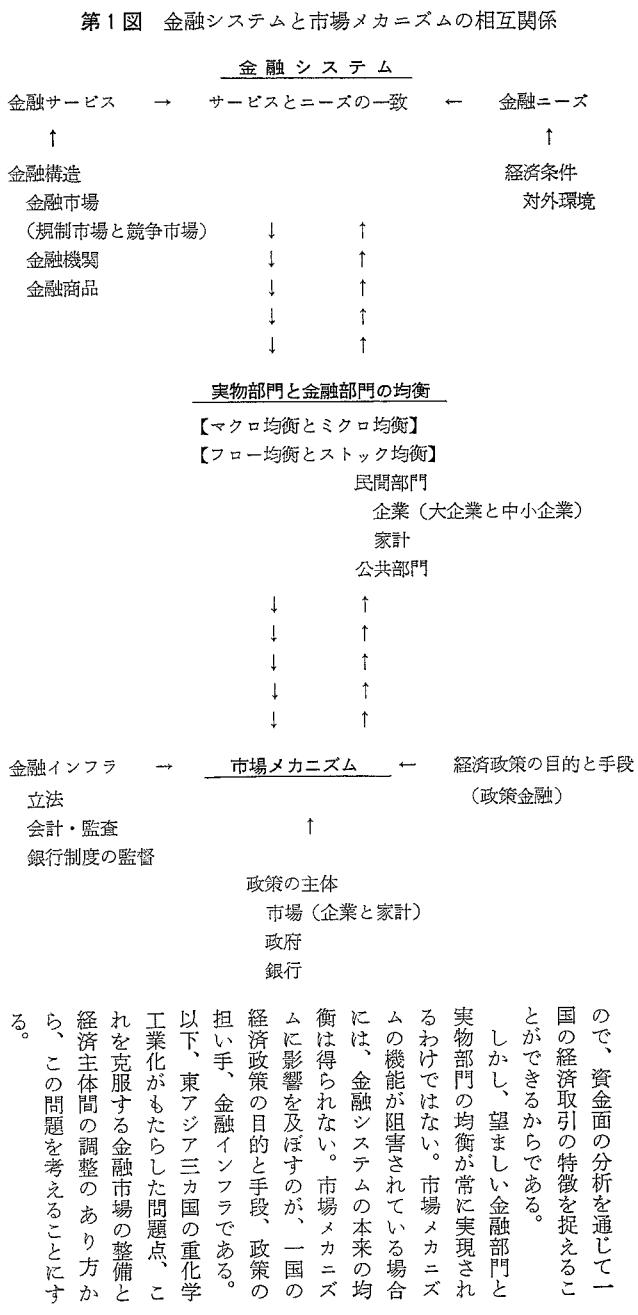
（中央大学）

一 はじめに

日本、韓国、台湾は、それぞれ一九六〇、七〇年代に、重化学工業化を推進した。工業化資金は間接金融の形で供給されたが、それは政府の規制を強く受けるものでもあった。しかし、一九八〇年代以降、これら東アジア諸国の政策スタンスは金融自由化に向け大きく変わっている。ところが、一方では、モラル・ハザード、レント・シーリングなどさまざまな問題が残り、これが本来さらに速まつたはずの自由化的スピードを落とす要因となっている。本稿の目的は経済自由化を阻害する諸問題が、一体、どこから派生しているのかその要因を考え、また、それを克服するための金融規制問題を論じることにある。

二 金融システムと市場メカニズム

重化学工業化時代の規制に代わる金融自由化時代の規制とは何であろうか。本稿では、公正な競争条件を構築するための倫理的規制を、自由化時代の規制と定義する。したがって、規制は、政府だけではなく、むしろ企業、家計、民間金融機関という経済主体、究極的には個人自らが律すべき課題であると考えたい。



とによる。すなわち、フロー取引を「金融取引表」によって、ストック取引を「金融資産・負債残高表」によって捉えることができる。第二に、各経済主体の資金運用・調達にかかるミクロ均衡とその集合体としてのマクロ均衡の双方を読み取ることができる。第三に、資金循環は投資と貯蓄などの実物部門の取引の結果でもある

日本、韓国、台湾の金融自由化の障害は重化学工業化時代の政府介入の遺産とも言える。三ヵ国とも市場金利以下の優遇資金を輸出型企業ないし重化学工業などの戦略的産業に配分する政策金融を実

この課題を、第1図のように金融システムと市場メカニズムの相互関係から考察してみよう。市場メカニズムの機能が高まれば、金融システムも円滑に機能する。しかし、一方では、金融システムが一種の公共財的機能を果し、政府介入の根拠が存することは否定し難い。したがって、金融システムの安定性を維持しながら市場メカニズムの機能を高めるためには、政府介入の領域を金融インフラの構築に限定する必要性が生じる。

金融システムとは、金融サービスと金融ニーズを一致させるシステムのことである。第1図のごとく、(1)企業、家計、政府という各経済主体の金融行動に関するミクロ的均衡 (2)貯蓄を投資に結び付け経済発展を実現するマクロ的均衡、この双方の均衡が成立して初めてサービスとニーズが一致する⁽¹⁾。しかし、自由化のごとく、国の経済条件(対外環境など)が変われば、新たなニーズを生み出し、新しいサービスの供給を必要とする。これに応じて、新しい金融商品、金融市場、金融機関が出現し、金融構造さらに金融システムを改革することになる。

金融システムが一国の経済を正常に機能させているのかどうかを、たとえば、資金循環勘定によって判断することができます。その理由は、第一に、フロー経済とストック経済を共に分析できるこ

三 金融自由化の障害

施したことで知られている。この政府介入は産業の成長を成功させたが、一方では、資源の配分を歪めたことを否定し難い。

そのひずみの程度は、政策の主な担い手が誰であったかによって異なる。すなわち、公共部門と民間部門、民間の大企業と中小企業のうち、それぞれ、いずれが工業化を主導したかによって異なる。政策金融の強さに関し、韓国と台湾は対照的である。韓国は大企業とりわけ財閥が工業化を遂行したが、その資金を政策金融に強く依存したという意味で政府主導型の経済発展を辿っている。他方、台湾は政策金融の程度が弱く、また、中小企業が工業化の担い手であったことから、民間主導型の経済発展を遂げたと言えよう。両国の中間に位置するのが日本であり、大企業と中小企業とともに工業化を推進している。その資金供給がメインバンク制度を通じて行われたことから、日本は銀行主導型の工業化を遂げたと言えよう。

政策スタンスの違いを写し、自由化進展上の障害の型も三ヵ国の中間に異なっている。韓国の場合、(1)金利自由化がそれほど進展していない。その理由は、継続的な成長を維持するための政府の資金調達において、借入コストを下げるべく利子率を低く押さええる傾向にあるからである。(2)企業の経営体質が弱く、依然として、高い負債比率を有している。その一因は、政府が銀行経営者を指名したことに求められる。財務体質が弱く金融コストが高い企業に効率を軽視した銀行貸出を行わせ返済不能資金を生み出しているのも、まさにこの事実にもとづく。

金利自由化の開始時期は、三ヵ国の中で、台湾が最も早い(貸出金利の一部自由化が一九七五年施行の新銀行法によって、預金・貸

出金利の自由化が一九八九年の改訂銀行法によって実施されている)。しかし、次の問題点を残している。(1)国内銀行の大部分が政府所有企業ないし管理下にあり、これらの公的金融機関の保護と参入規制の存在が、金融自由化を遅らせている。(2)韓国と異なって、中小企業に対する厳しい借入資格制限を課している。このため、中小企業の資金調達の場としての未組織金融市場の役割は依然として高く、金利自由化の効果を弱くしている。

日本は、銀行の収益の悪化が最大の問題となっている。一九八〇年代に入つて預金金利と貸出金利の逆転現象が生じ銀行収益は悪化しているが、日本の銀行収益率は、韓国、台湾と比べても低い。たとえば、全国銀行協会連合会『全国銀行財務諸表分析』によれば、日本の銀行収益率(当期利益/資本金比率)は、一九八七年の五六・九%から一九九二年の一一・五%へと低下している。韓国銀行のBank Management Statisticsによれば、期間内の未返済比率は一九八七年の四・四%から一九九一年の一・八%へと改善されている。こうした、日本の相対的な収益率の悪化が自立つが、銀行の資金調達コストの上昇を補うべく貸出金利の完全な自由化が課題となつている。

四 金融改革の条件

これらの課題を克服し、やがて金融自由化と改革を進めるためには、

- (1) 短期及び長期資金の効率を高めるための金融・資本市場の整備、
- (2) 各経済主体間の調整(公的部門と民間部門の協業)を行う必要がある。

第一に、金融・資本市場の整備に当り、いかに競争市場を活用するかがポイントとなる。競争市場とは、短期金融市场、資本市場、未組織金融市场のことである。これらの市場では、重化学工業化の時代でさえ市場メカニズムが相対的に強く働き、規制市場を補完する役割を果していた。日本においては債券現先市場が、韓国と台湾にあっては未組織金融市场が代表的な存在であった。

一九五〇年頃自然発生的に成立した日本の債券現先市場は一九六〇年代に急拡大している。その理由は、(1)低金利政策によって応募者利回りを低く押さえられた証券会社が債券売却によるキャピタル・ロスを防ぐため自己現先で売りつなぎしたこと。(2)一九六六年の国債発行に伴つて、金融債及び電力債を流動化する必要性が生じた銀行などの金融機関が売り現先を活発化したこと。(3)銀行借入に依存していた企業が、金融引締め期にこの市場から資金調達せざるを得なかつたこと(4)、これらによる。

韓国、台湾の未組織金融市场は、とくに中小企業の資金調達と家計の資金運用の場として重要な役割を果してきた。たとえば、重

化学工業化推進のための政策金融は、中小企業が規制市場(組織金融市场)から資金調達するのを難しくすると考えられる。しかし、実際には、未組織金融市场が補完的な機能を果たし、中小企業の資金調達に貢献していたことに留意したい。すなわち、大企業は固定資本の大部分を組織金融市场に運転資本の一部を未組織金融市场に求め、一方、中小企業は運転資本の大部分と固定資本の一部を未組織金融市场に求めている。ところが、この未組織金融市场の資金は高い金利獲得を目的とした家計及び大企業によって供給された。こうした競争市場と規制市場との間の補完関係が、企業の資金調達とするよりも、規制市場を競争市場へと転換させ両者の公正な競争条件を整えることが望まれる。

第二に、政府、金融機関、企業、家計(個人)間の調整が必要である。これらの各経済主体をめぐる環境は、資金過不足、投資・貯蓄ギャップから知ることができる。日本銀行『調査月報一九九三年七月』によれば、日本は(1)一九八七年以降一九九一年まで公共部門の黒字が相対的に縮小したこと、(2)これと反対に、法人部門の赤字が急拡大していること、(3)資金供給者である個人の黒字も縮小傾向にあることが分かる。このことは、民間部門の資金の需給の改善と活性化の必要性を示唆する。アジア開発銀行の『Asian Development Outlook 1992』によれば、韓国は一九八〇年から一九八九年まで貯蓄が投資を上回つていたが、一九九〇年代に入って逆に投資超過となつていて、台湾は、同資料によれば、韓国と反対に一九七〇年代以降、貫して、大幅な貯蓄超過となつていて、したがつ

で、韓国は貯蓄誘引を高め、台湾は逆に民間投資を高める必要がある。

以上の調整を行った際にも、金融インフラを強化し、公正な競争条件を整えることが先決となる。この観点から、民間部門と公的部門の協業が、以下のように実施される。まず、金融市场において、金融機関が自己責任の下で健全かつ効率的な経営を行う一方、政府（中央銀行）による銀行法などの立法、大口融資に対する自己資本規制、監査、監督が必要となる。次に、資本市場において、証券会社自身がインサイダー取引、価格操作、その他不正な取引を止めると同時に、企業に対しデイスクロジー及び正確な財務報告を要求すべきである。

これらの諸措置に加えて、企業と家計自身が規制作りに参加する必要がある。企業は、独立した監査制度を導入するなど透明な会計制度を構築する必要がある。また、家計は、金融資産の合理的な選択を行ふことはむらんのこと、政府、金融機関、企業に対し情報の公開を要求する必要がある。この経済主体間の相互チェックとそれを実行可能とする組織作りが自由化時代に必要な使命であると言えよう。

(脚記)
 (1) 田村茂編著『日本の金融システムと金融市場』(丸善)、一九九一年、二二二頁。
 (2) Nam Sang-Woo, "Korea's Financial Reform Since the Early 1980s," KDI Working Paper No. 9207, Korea Development Institute, 1992, pp. 13-58.

(3) 一九六四年から一九九一年の平均で、民間企業は借入金の三四%ほどが未回収である。Shea Jia-Dong and Tsung Ta Yen, "Comparative Experience of Financial Reforms in Taiwan and Korea: Implications for Mainland China," Paper at the 19th Pacific Trade and Development (PAFIAD) Conference on "Economic Reform and Internationalization: China and The Pacific Region," held in Beijing on May 27-30, 1991, pp. 10-26.
 (4) 木井俊雄監修、岸真清、太田康信、大村敬一、金子隆、山田健著『現代金融市場論』(学文社)、一九八五年、一〇八一三頁。

新古典派成長モデルにおける付加価値税の帰着

石橋一雄
〈名古屋商科大学〉

$$(8) w = f(k) - kf'(k)$$

$$(9) \frac{\dot{N}}{N} = n$$

$$(10) D = dK$$

本稿の目的は、新古典派成長理論の枠組みに付加価値税を中心とする租税因子を注入し、所得税体系を付加価値税体系に代替ややくときの租税構造の変化が経済の実物的変数に対してもかかる影響を及ぼすかを検討することにある。

II オークランド・モデル

オーランドモデルは、当面の主題を吟味するためのモデルをつくるのもうに構成する。すばやく、

- (1) $Y = F(K, N)$
- (1a) $Y = Nf(k)$
- (2) $k = \frac{K}{N}$
- (3) $S = I$
- (4) $\dot{K} = I - D$
- (5) $S = s(i)(1-t)Y$
- (6) $i = g(k)$
- (7) $r = f'(k)$

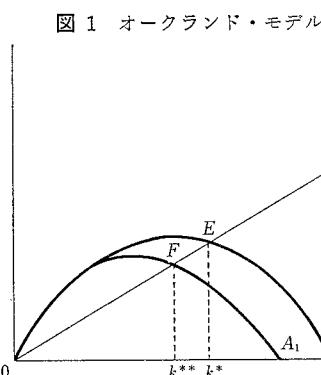


図 1 オークランド・モデル

限界税率などを表す。

ijのモデル体系から次の式が得られる。

$$(1) \quad k = s[f(k)](1-t)f'(k) - (d+n)k$$

ijの式が、ホークンソンの基本方程式と呼ばれる式である。

図-1のE点において、付加価値税の恒常成長状態が、またE点における利潤税の恒常成長状態がそれぞれ達成されるには、いかにすればよい。この結果、長期成長均衡での資本集約度は、利潤税より付加価値税における方が大きくなる($k^* > k^{**}$)。

II ハーモナル構築

シャウア博士によれば、付加価値税の類型は、粗生産物付加価値税、所得型付加価値税、消費型付加価値税、貨金型付加価値税の四つのタイプに分類される。¹⁰ いのうが、所得型付加価値税は、各生産要素に対して支払われた賃金・利潤などの報酬合計額を課税標準とする。これは免稅のない比例所得税と同じである。ハーモナル税構造の変化が資本蓄積、利潤率、および資本割などに及ぼす効果を検討する。

ハーモナル税構造の問題を含めただのモデルを次のように構成する。¹¹

(1) $Y = F(K, N)$
 (2) $Y = rk + wN$
 (3) $w = f(k) - kf'(k)$

$$(22) \quad D = -\frac{dg}{dk}$$

ただし、 Y は產出量、 K は資本の投入量、 N は労働の投入量、 k は資本労働比率、 r は利潤率、 w は賃金率、 $w = t_w$ を控除した純賃金率、 r は t_r を控除した純利潤率、 t_w は付加価値税率、 Q は税収 T を控除した所得、 t は平均税率、 t_r は利潤所得に賦課される税率、 t_w は賃金所得に賦課される税率、 w は t_w を控除した純賃金率、 r は t_r を控除した純利潤率、 n は労働人口の増加率、 θ は時間、 I は投資、 S は貯蓄、 T は税収、 g は資本蓄積率 ($g = \frac{K}{K}$) などである。それでは表す。

さて、(22)式を整理すると、次式が得られる。すなはち、
 (23) $k = s_w(1-t_w)[f(k) - kf'(k)] + s_r(1-t_r)kf'(k) - nk$

である。この式が、ハーモナル税構造の恒常成長状態を定める式である。

III 税政策の諸効果

定理30° k が k^* より大きくなる (小さくなる) ならば、 w は w^* より小さく (大きくなる)、それは減少 (増大) して k^* に接近していく。ijのよべた状況から、 $\frac{dg}{dk} < 0$ は恒常成長状態の一意性が確保されるための十分条件である。¹² いのうが、ijの図式からの式が導出される。 $\frac{dg}{dk}$ が負であるか、Dは正か、

$$(24) \quad g = \frac{s_w}{k} [f(k) - kf'(k)] - \frac{s_w}{k} [tf(k) - t_r kf'(k)] \\ + s_r(1-t_r) f'(k) \\ + tf'(k) - \frac{tf(k)}{k} - t_r kf''(k) < 0$$

であるか、Dは正か、

定理30° k が k^* より大きくなる (小さくなる) ならば、 w は w^* より小さくなる (大きくなる)。所得税体系が付加価値税に代替されると、

ijの税構造の変化が、 k 、 r 、 w などの実物的変数に及ぼす効果を検討しよう。3式、2式、3式をもとでそれを微分するか、次式が得られる。

$$(25) \quad J \cdot \begin{pmatrix} \frac{dk}{dt_r} \\ \frac{dw}{dt_r} \\ \frac{dr}{dt_r} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 \\ f'(k) \\ -kf'(k) \end{pmatrix}$$

$$(26) \quad J = \begin{pmatrix} A & B & 1 & 0 \\ C & 0 & 0 & -1 \\ E & B & 0 & 0 \\ F & s_w B & 0 & 0 \end{pmatrix}$$

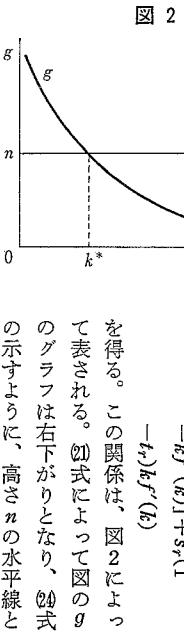


図 2

10 たとえば、税制による税の内訳を整理する、次式が得られる。すなはち、

11 (23)式を整理すると、(24)式が得られる。

12 たとえば、A=(1-t_w)kf''(k), B=f(k)-kf'(k), C=(1-t_r)f''(k),

$$E = t_w f'(k) + (t_r - t_w) [f'(k) - k f''(k)] - t_r f'(k), F = n + s_w (1 - t_w) k f''(k) - s_r (1 - t_r) [f'(k) + k f''(k)]$$

つまり、 s_w の変化が t_w によって影響される際には、次式のように取扱われる。

$$(27) \frac{dk}{dt_r} = \frac{(s_w - s_r) f'(k)}{D}$$

資本の分母は正である。利潤所得からの貯蓄性向 s_r が資本所得からの貯蓄性向 s_w を上回る限り、 $\frac{dk}{dt_r}$ は負いだ。¹⁰ このことば、

税制構造の変化 (s_w が引かれてむかへて $t_r = t_w = t$ になる) が資本形成 K を促進させることを意味する。つまり、付加価値税の採用は資本集約度 k を増大させる」とにな。¹¹ これはノイマルクの租税原則（成長政策実現）と合致する¹²ことになる。

順次、 n の変化が¹³に対して及ぼす効果は、次式によつて表され¹⁴。やなわら、

$$(28) \frac{dr''}{dt_r} = \frac{s_w}{D} \left\{ (t_r - t) k f'(k) - (1 - t_w) [f(k) - k f'(k)] \right\}$$

である。かつて $t < 1$ のとき $\frac{dr''}{dt_r}$ は負とない。租税構造の変化は純利潤率¹⁵を増大させるといつては、資本家は付加価値税の採用による利潤を得ることになる。

やなわら、 n の変化が¹⁶に対して及ぼす影響は、次式によつて示される。やなわら、

$$(29) \frac{dw''}{dt_r} = \frac{1}{k} f'(k) - \{s_w (1 - t_w) [f(k) - k f'(k)] - s_r (t_r - t) k f'(k)\}$$

$$\text{ケーブル } t_r = t + \alpha \text{ ならば, } \frac{dw''}{dt_r} = 0$$

$$\text{ケーブル } t_r > t + \alpha \text{ ならば, } \frac{dw''}{dt_r} < 0$$

$$\text{たゞし, } \alpha = \frac{s_w w''}{s_r k f'(k)}, w'' = (1 - t_w) [f(k) - k f'(k)]$$

かくして、ケーブルにおいて、租税構造の変化が起つれば、租税代替効果が成長効果を凌駕する¹⁷ことになる。この結果、総効果は正

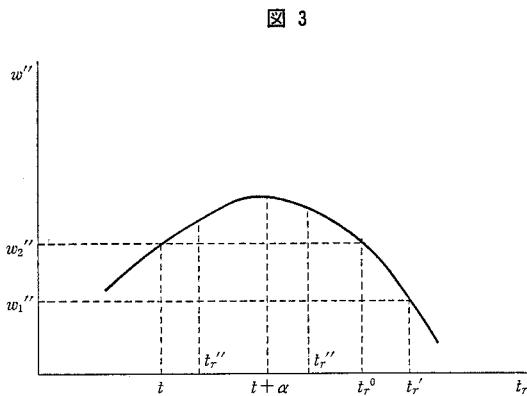


図 3

となる。この状況では、 n の引き下げの租税政策は純賃金率の減少をもたらす。逆に、ケーブルにおいては、 n の引き下げの租税政策は純賃金率の増大をもたらす¹⁸ことになる。

最後に、付加価値税の差別的帰着を述べておこう。付加価値税の差別的帰着は、 t_r のもとの水準に依存する。しかも、 n のもとの水準を(1)高水準、(2)臨界水準、(3)低水準の三つの場合に区別する。図 3において、 t_r はもとの利潤所得に対する税率が高水準にある場合を

描写している。いま

租税構造の変化が起るといふと、 t_r から t までの範囲で変化は二つの部分に分割される。第一の部分は、 t から境界点 $(t + \alpha)$ までの領域である。第二の部分は境界点から t までの範囲である。第一の部分では、成長

効果が租税代替効果を上回る。そこで

は、 n の引き下げは長期的純賃金率を増大させる。これを第

一部分効果と呼ぶ

$$(29) \frac{dw''}{dt_r} = \frac{1}{k} f'(k) - \{s_w (1 - t_w) [f(k) - k f'(k)] - s_r (t_r - t) k f'(k)\}$$

である。資料の範囲が不決定¹⁹である。このために、 n は租税代替効果と成長効果の概念を導入する。しかも、 $w'' = w''[t_w(t_r), k(t_r)]$ を t_w で微分すると、次のようにな。

$$(30) \frac{dw''}{dt_r} = \frac{\partial w''}{\partial t_w} \frac{dt_w}{dt_r} + \frac{\partial w''}{\partial k} \frac{dk}{dt_r}$$

資料の右辺の第一項は租税代替効果を、第二項が成長効果を示す。

$\frac{\partial w''}{\partial t_w} < 0, \frac{dt_w}{dt_r} < 0, \frac{\partial w'}{\partial k} > 0, \frac{dk}{dt_r} < 0$ となり、租税代替効果は正、成長効果は負となる。総効果 $\frac{dw''}{dt_r}$ は租税代替効果と成長効果の和に等しい。かりに租税代替効果が成長効果を上回る(ト回る)ならば、総効果は正(興)となる。しかも、 $s_w > 0$ の場合で、(28)式を検討すれば、以下のようだ。(1)のケーブルが得られる。

$$\text{ケーブル } t_r < t + \alpha \text{ ならば, } \frac{dw''}{dt_r} > 0$$

$$\text{ケーブル } t_r = t + \alpha \text{ ならば, } \frac{dw''}{dt_r} = 0$$

$$\text{ケーブル } t_r > t + \alpha \text{ ならば, } \frac{dw''}{dt_r} < 0$$

$$\text{たゞし, } \alpha = \frac{s_w w''}{s_r k f'(k)}, w'' = (1 - t_w) [f(k) - k f'(k)]$$

かくして、ケーブルにおいて、租税構造の変化が起つれば、租税代替効果が成長効果を凌駕する²⁰ことになる。この結果、総効果は正

五 結語

資本と労働との代替が起ることを前提として式を立てて、設定して、租税政策の変化が生産物市場および要素市場に対しても及ぼす動態を、経済成長の関連で考察した。いくつかの発見を列挙することができる。第一に、所得税体系から付加価値税への租税構造の変化は資本集約度を増大させ、労働の生産性を上昇させる。第二に、法人税率が平均税率に比して高いものである限り、租税構造の変化は長期的純賃金率を増大させる。

参考文献

- [1] C. Yeh, "The Incidence of the Value Added Tax in a Neoclassical Growth Model," *Public Finance* 34, 1979.
- [2] C. Yeh, "The Incidence of the Value Added Tax in a Neoclassical Growth Model," UMI Dissertation Information Service, 1974.

(付記)

討論者の東條隆進先生(早稲田大学)と鉢野正樹(北陸大学)によると、 n のロケーションをいただいたりとに感謝します。

人為的低金利政策の実効性について

—社債市場を中心にして—

家森信善

（鹿児島大学）

一 はじめに

低金利政策の実態についての十分な学問的検討がこれまで行われないまま、低金利政策を自明のものとして議論が行われてきた。本稿ではわが国の経済政策論における「神話」の一つである「低金利政策の神話」（原田（1986））の実証的な検討を行う。すでに貸出（家森（1994a））、株式（家森（1994b））について一応の分析を行っているので、本稿では、高度成長期（具体的には一九五〇年代中頃から一九六〇年代終わりまで）の社債市場における低金利政策の実効性の問題を解明することにする。鈴木（1974）が指摘するように、人為的低金利政策の影響が社債市場を通じて広範に及んでいたとすると、社債市場の分析は人為的低金利政策の功罪を理解するうえでの有力な分析視点であると考えられるのである。

二 社債市場の分析

家森（1994b）の実証研究結果は、社債市場では信用割当が行われており、金融機関貸出市場では需給均衡によって貸借が行われていることを示唆している。本節では、社債市場と金融機関貸出市場と

を時系列的に比較することで家森（1994b）でのクロスセクション分析の正否について検討する。

(1) マクロ・データによる検証

(a) 社債発行の目的

一方の市場では低い金利で資金が調達できるものの信用割当が行われており、もう一方の代替的な市場では（信用割当市場よりは高い金利はあるが）自由に資金の借り入れが行える場合、信用割当額が増加すれば企業は高い金利の自由市場借り入れを返済するであろう。この点を直接確認するために、社債の発行目的を見てみると、一九五〇年代には借入金返済のための社債発行が大きなウエイトを持つていた。とくに、金融引き締め期には新規事業資金のための社債発行を厳しく制限することによって総需要の抑制を行ったので、一九五〇年代の金融引き締め期には新規事業資金のための社債発行割合が大きく減少している。しかし、一九六〇年代にはいると社債発行目的はその過半が新規事業資金となっており、借入金の返済のための社債発行はそのウエイトを減少させていった。すなわち、この発行目的の総計は、われわれの想定（社債市場での信用割当と金

融機関貸出市場での需要均衡）と一致している。

ただし、一九六〇年代中頃以降資金使途の目的として借入金返済が（金融政策のスタンスに対応して）大きなシェアを占めるることは無くなつた。これは時代とともに社債市場においてすら資金の使途にまで干渉することがだんだんと困難になつてきたためではないかと考えられる。つまり、戦後直後のきわめて統制色の強かつた時代から徐々にではあるが、市場諸方が規制を打ち破つていきつつあつたと考えられる。

(b) 金融機関貸出と社債発行の相関

社債と金融機関貸出（企業から見れば借り入れ）の間の相関を見てみよう。もし、社債と金融機関貸出が資金の需要側である企業にとっても資金の供給側である金融機関にとっても代替的であり、かつ両市場の間で自由な裁定が行われれば、社債市場と金融機関貸出の相関は大きいと考えられる。逆に、社債市場が信用割当状態で、信用割当で不足した分を金融機関貸出市場で企業が調達しているならば、社債の動きと金融機関貸出の動きの相関はあまり大きくないと考えられる。たとえば、金融引き締めが行われたとしよう。社債市場における信用割当の強化によって引き締め政策が実施された場合、社債の発行額は大きく減少するであろうが、金融機関貸出は金融引き締めの影響が間接的であるので減少幅は小さいか、社債によつて調達できなかつた不足資金を企業が金融機関から借り入れようとするからむしろ金融機関貸出は増加するかもしれない。もし、両市場とも需給均衡市場であるならば、金融引き締め政策はマクロ的な波及プロセスに頼るのでその効果は両市場でほぼ同じように現れ

ると考えられる。

分析に用いるデータのうち、社債現在高（月末）は、日本興業銀行『公債社債統計月報』より、全国銀行貸出金は日本銀行『経済統計月報』よりそれぞれ得た。分析期間は一九五四年一月から一九六九年一二月である。両者とも上昇トレンドがあるので単純な相関係数を求めて有意義ではなく、各変数の対数値をタイムトレンドの一乗および二乗に回帰させてその残差をショックと考えることにした。このトレンドは経済の拡大や金融市场の発達の程度を反映していると考えられる。そして、その回帰式の残差が傾向的な変動以外の動きを示している部分であり、金融政策はその残差を生み出す一つの要因である。社債市場と貸出市場が同じような需給環境に直面しているならば、社債市場と貸出市場のショックの相関は大きいと予想される。OLSによるトレンド回帰の結果（推定期間は一九五四年一月より一九六九年一二月）から次のことが読みとれる（計算結果省略）。（1）一九五七年央までには銀行貸出と社債へのショックは並行的であった。（2）一九五七年央以降一九六四年までは銀行貸出へのショックと社債へのショックは大きく乖離していた。（3）一九六四年以降、両者のショックはきわめて類似している。

この結果をわれわれの想定と関係づければ次のように述べることができます。一九五七年ぐらいまでは銀行貸出と社債市場とに対する同じように公的規制が効いてきた。しかし、一九五七年頃から銀行貸出に対する公的規制は徐々に（相対的な意味で）緩らいでいった。社債市場の方は公的規制の影響が依然として続いている（金融引き締めのため）公定歩合が五七年から五八年にかけて八%